

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成29年第3回幕別町議会定例会  
(平成29年8月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
4 小田新紀      5 内山美穂子      6 小島智恵
- 日程第2 会期の決定  
(諸般の報告)  
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第9号 平成28年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第4 報告第10号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第5 報告第11号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第6 報告第12号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第13号 平成28年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第14号 平成28年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 発議第7号 第6期幕別町総合計画に関する特別委員会の設置について
- 日程第10 発議第8号 幕別町内の高等学校の再編統合についての意見書
- 日程第11 認定第1号 平成28年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成28年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第7号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第8号 平成28年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第9号 平成28年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 陳情第7号 「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第21 陳情第8号 「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情

# 会議録

平成29年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年8月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
会 計 管 理 者 原田雅則      教 育 部 長 岡田直之  
住 民 福 祉 部 長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建 設 部 長 須田明彦      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
札 内 支 所 長 坂井康悦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
政 策 推 進 課 長 山端広和      総 務 課 長 新居友敬  
地 域 振 興 課 長 小野晴正
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
4 小田新紀      5 内山美穂子      6 小島智恵

# 議事の経過

(平成29年8月30日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成29年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、4番小田議員、5番内山議員、6番小島議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から9月20日までの22日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月20日までの22日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。  
教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による「平成28年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛てに提出されております。  
また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。  
後ほどごらんいただきたいと思います。  
これで、諸般の報告を終わります。

## [人事異動による職員の紹介]

- 議長（芳滝 仁） ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
川瀬副町長。  
○副町長（川瀬俊彦） 本年8月1日付で人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介させていただきます。  
課長職であります。  
議会事務局議事課長、林隆則であります。  
教育部図書館長、武田健吾であります。  
以上であります。よろしく願い申し上げます。

## [行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 平成 29 年第 3 回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

本年も 10 月 1 日に 121 年目の開町記念日を迎えます。

偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、農業団体や商工会などの各団体等に推薦をお願いしたところ、自治功労賞、社会功労賞、文化功労賞として、それぞれ 1 名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9 月 1 日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定といたしております。

次に、幕別町内高等学校の再編統合について申し上げます。

去る 4 月 14 日に、北海道教育委員会に対し、町内の北海道幕別高校と多田学園江陵高校の再編統合について要望を行い、その後、6 月 6 日に、北海道教育委員会から公立高等学校配置計画案が公表されたところであります。

配置計画案の内容といたしましては、「幕別高校については、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となること等を考慮し、平成 31 年度に 2 学級の増を行うこととし、平成 31 年度入学者から私立江陵高校の校舎を使用する」、また、「学科については検討中」とされたところであります。

町内高等学校の再編統合が配置計画案に位置づけられましたことは、大きな前進であると考えておりますが、「1 学年 4 学級の高校とする」との要望事項については叶えられておりませんことから、今月 18 日、北海道教育委員会に対し、改めて「1 学年 4 学級の高校とすること」を初め、「全日制普通科単位制の高校とすること」「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入すること」の 3 点に絞り込んで、要望を行ったところであります。

さらに、今月 25 日には、商工会、町内 3 農協、森林組合、社会福祉協議会及び PTA 連合会の各団体連名の要望書を商工会会長が代表して、また、幕別高校同窓会、同校 PTA 及び江陵高校同窓会、同校 PTA 連名の要望書を幕別高校同窓会会長が代表して直接、北海道教育委員会柴田教育長に手渡し、さきに町が要望した 3 点の実現に向けて、町民の思いを伝えていただいたところであります。

来月上旬には配置計画が決定し、学科や学級数が示される見込みではありますが、引き続き、新設高校の募集要項が決定される来年 6 月ごろまで、現役のオリンピックアスリート 5 人を生んだ幕別町の土壌や両高校の伝統、特徴を生かした多様な教育課程の編成など、魅力ある学校づくりに向けて努力してまいります。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7 月 25 日、国は、平成 29 年度の普通交付税大綱に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を 15 兆 3,501 億円、前年度との比較では 3,482 億円、2.2%減と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、昨年度に引き続き、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた経費の加算や見直しが行われましたが、地方交付税の上乗せ措置である地方財政計画の「歳出特別枠」の見直しに伴い、「地域経済・雇用対策費」の単位費用が大幅に減額となったところであります。

こうした状況のもと、決定されました本町の普通交付税額は 53 億 2,116 万 7,000 円で、前年度との対比では 2 億 3,021 万 6,000 円、4.1%の減となりました。

減額となった主な要因といたしましては、合併後 10 年間措置されていた合併算定替えによる特例の段階的な縮減が 2 年目となり、約 1,700 万円が減額となったほか、先ほど申し上げました「歳出特別枠」の見直しに伴い、基準財政需要額が前年度に比べ約 1 億 6,000 万円減額となった一方で、市町村民税の増収など基準財政収入額については、前年度に比較して約 6,000 万円増となったことなどが要因と分析いたしております。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約4,300万円の留保財源が生じたところでありますが、今後の補正予算の財源として有効に活用し、特別交付税や町税など、他の財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、第6期幕別町総合計画の策定について申し上げます。

平成30年度から39年度までを計画期間とする第6期幕別町総合計画の策定につきましては、昨年7月、庁内に副町長をはじめ部長職で構成する総合計画策定委員会を設置し、これまで町民アンケートやまちづくりワークショップ、小学生議会や中学生・高校生議会などを通じて広く町民の皆様からいただきましたご意見、ご提言を集約しながら策定作業を進めてまいりました。

このたび、基本構想の素案が取りまとまりましたことから、7月26日に第1回幕別町総合計画策定審議会を開催し、諮問をさせていただきました。

その後、これまで4回にわたって審議会を開催し、その中で出されました多くのご意見を踏まえながら並行して内部で調整を進め、去る25日開催の第4回審議会におきまして、基本構想案に対する中間報告をいただいたところであります。

今後の予定といたしましては、基本構想案とこれに沿った基本計画案のご審議をいただくとともに、10月中旬にパブリックコメントを実施し、11月下旬には審議会からの答申を経て、12月開催の第4回町議会定例会に基本構想を提案させていただくこととしております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、春先から良好な天候に恵まれ、7月には高気圧の張り出しの中で晴れの日が多く、南から暖かい空気が流入した影響により厳しい暑さが続き、高温・多照となりましたが、8月に入ってからオホーツク海高気圧や気圧の谷の影響により、曇りで小雨が降る日が多く、日照時間が少なく平均気温は平年より低い状態で推移いたしました。

このような中、作物の生育状況は、初期生育期が順調であったことや7月の好天により、収穫を終えた小麦を初め、その他の作物においても平年を上回る状態で生育しております。

主な作物について申し上げます。

小麦につきましては、昨年より1週間早い7月20日から収穫作業が順調に進められ、8月5日までに全町の約3,300ヘクタールの収穫を終えたところであります。

収穫量につきましては、今年の播種時期のおくれから生育が懸念されておりましたが、春先からの好天により、現時点では10アール当たりの粗原反収量が平年を上回る約12俵と推定されているところであり、これからの収穫最盛期に向け、さい先のよいスタートとなったものと思っております。

その他の作物では、8月15日現在、平年に比べ馬鈴しょは4日おくらしているものの、肥大と品質は良好となっております。

てん菜は7日早く生育は順調であり、豆類は大豆が6日早く、小豆は平年並みとなっており、茎葉の生育やさやの伸長も良好となっております。

また、飼料用作物の牧草、サイレージ用トウモロコシは、3日から4日早く、生育も順調であります。

今後におきましても、好天に恵まれ、各作物の順調な生育と、平年を上回る豊穰の秋を迎えられることを心から願うとともに、収穫時などに農作業事故がないよう願っているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月25日現在の公共工事の発注済額は、昨年度からの繰越事業を含め11億7,100万円で、発注率にいたしますと67.8%となっております。

現在までのところ、土木関係では、本通西1条伸通、忠類24号線などの道路整備工事のほか、役場庁舎駐車場整備工事や札内コミュニティプラザ外構工事を、また、水道関係では、札内東地区の耐震性貯水槽整備工事を初め、千代田通配水管布設替工事などの発注を終えております。

このほか、建築関係では、春日東団地公営住宅建設工事のほか、幕別小学校屋内運動場屋根改修工事や忠類診療所改修工事などの発注を終えております。

今後は、千住 12 号橋補修工事や百年記念ホール舞台照明・吊物制御改修工事等の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年 8 月の大雨により被災した札内川河川緑地の復旧工事につきましては、パークゴルフコースの「はらっぱ 36」や野球場などの基盤整備工事がほぼ終了しており、今後はトイレやフェンス等の施設の復旧工事を行い、来年 8 月末の完成、9 月供用開始を目指し、復旧作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、札内川ゴルフ場の再開について申し上げます。

株式会社幕別町地域振興公社が運営する札内川ゴルフ場につきましては、昨年 8 月の台風 10 号の大雨に伴う札内川の増水により、グリーンの流出やフェアウエー、バンカーなどへの流木の流入、土砂による埋塞等、大規模な被害を受けたため営業の休止を余儀なくされておりましたが、復旧工事が順調に進んだことにより、来月 1 日からゴルフ場をオープンするとの報告を同公社から受けたところであります。

この間、河川管理者である帯広開発建設部には、流木の搬出などの支援を、また、ゴルフ愛好者を初めとしたボランティアの皆様には、コース内の土砂の除去などにご尽力をいただいたこと、さらに復旧工事の資金調達に当たり、多くの町民の皆様にご協力をいただいたことなど、多方面にわたりさまざまな方々からご助力を賜りましたことにつきまして、町といたしましても心から感謝を申し上げます。

今月に入りまして、電話による問い合わせや予約も増えてきているとお聞きしておりますことから、これまで以上に利用者が増え、経済的な波及効果や地域住民の健康増進など、今後、町全体の活性化に弾みがつくことを期待しているところであります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、報告第 9 号、平成 28 年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第 9 号、平成 28 年度幕別町健全化判断比率の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります健全化判断比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

初めに、「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計において、実質収支が黒字であり、同じく「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下 7 特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありますことから算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。算定結果につきましては 12.7%となり、平成 27 年度と比べまして、0.6 ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、償還終了による「元利償還金の減少」と、公営企業の地方債償還財源

として充てられた「一般会計からの繰入金の減少」などであります。

次に、「将来負担比率」であります。算定結果につきましては115%となり、平成27年度と比べて、4ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、平成28年度をもって償還が終了した「旧みどり資源公団営の土地改良事業に係る負担金の減」などであります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては、表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はありません。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号を終わります。

日程第4、報告第10号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第8、報告第14号、平成28年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第10号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第14号、平成28年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の2ページから6ページにわたってごらんをいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定に基づき、対象となる会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりであります。

以上、報告第10号から第14号までについての報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号から報告第14号までを終わります。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第9、発議第7号及び日程第10、発議第8号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、発議第7号及び日程第10、発議第8号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第9、発議第7号、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤谷謹至議員。

○13番（藤谷謹至） 発議第7号、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会の設置について。

発議第7号の提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの町長の行政報告にありましたように、町では、平成30年度から39年度までを計画期間とする「第6期幕別町総合計画」の策定のため、幕別町総合計画策定審議会を設置し、計画の策定について諮問がなされました。

総合計画の基本部分である基本構想については、平成23年5月の地方自治法の改正により、法的な策定義務はなくなりましたが、町では、平成28年3月議会で「幕別町議会の議決すべき事件に関する条例」の改正を行い、「基本構想の策定、変更又は廃止」を議会の議決を要する事件に位置づけられたところであります。

議会といたしましても、平成26年3月に制定した「議会基本条例」の趣旨に沿い、計画の策定段階からかわることが大事なことと考え、今回、「総合計画に関する特別委員会」を設置しようとするものであります。

議案をごらんください。

発議第7号

平成29年8月30日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員藤谷謹至

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出します。

特別委員会の内容をご説明いたします。

裏面をごらんください。

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、第6期幕別町総合計画に関する特別委員会を設置するものとする。

1、名称

第6期幕別町総合計画に関する特別委員会

2、設置の根拠

地方自治法第109条及び委員会条例第5条

3、目的

第6期幕別町総合計画に関する調査及び審査を行う。

4、委員の定数

19名（議長を除く議員の全員）

5、期間

委員会は、目的を達成するまで議会閉会中においても調査及び審査を行うことができるものとする。

以上であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第8号、幕別町内の高等学校の再編統合についての意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寺林俊幸議員。

○17番(寺林俊幸) 幕別町内の高等学校の再編統合についての意見書につきまして、朗読をもって提案させていただきます。

発議第8号

平成29年8月30日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

幕別町内の高等学校の再編統合についての意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

幕別町内の高等学校の再編統合についての意見書

北海道教育委員会は、本年6月6日に「公立高等学校配置計画案」を公表し、平成30年度から32年度までの配置計画案と平成33年度から36年度までの見通しを明らかにしました。

この計画案では、幕別町内においては、「幕別高校については、私立江陵高校が募集停止になること等を考慮し、平成31年度に2学級増(現行1学級)とし、平成31年度入学者から私立江陵高校校舎を使用する」「学科は検討中」と計画の見直しが行われました。

しかしながら、北海道教育委員会が平成18年8月に策定した「新たな高校教育に関する指針」では、全日制課程については、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開するために「1学年4～8学級」が望ましい学校規模とされているところであります。

幕別町では、今後の少子化の進展に鑑み、学校法人多田学園江陵高等学校と北海道幕別高等学校の2校の安定的な継続は厳しい状況になることが予想されることから、両高校の再編統合について北海道教育委員会に4月14日に要請したところであり、安定的かつ持続可能な後期中等教育機関の設置を地域として強く求めるものであります。

地域における高校は、生徒の個性や能力を最大限に伸ばす教育、地域の将来を支える人材の育成、地域社会の活性化への貢献や地域の最高教育機関としての役割があり、地域に高校を将来にわたって存続させ、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障する必要があります。

よって、本町議会は、下記の事項について強く要望いたします。

記

1、両高校を再編統合した新たな高校の1学年の学級数は、生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成でき、部活動の充実を実現できる規模である4学級としていただきたい。

2、新たな高校の学科は、生徒一人一人の興味・関心や進路希望に応じた魅力ある選択科目から成る全日制普通科単位制としていただきたい。

3、新たな高校は、地域の声が迅速かつ的確に学校運営に生かされ、保護者や地域の方々と校長を初め教職員とが一体となって、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めることができ、特色ある学校づくりが期待のできる学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を導入していただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成29年8月30日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会設置、付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 11、認定第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 19、認定第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 28 年度幕別町各会計決算審査委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 28 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 20、陳情第 7 号、「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 21、陳情第 8 号、「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 7 号、「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書及び陳情第 8 号、「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明 8 月 31 日から 9 月 4 日までの 5 日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、8 月 31 日から 9 月 4 日までの 5 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月5日午前10時からであります。

10：38 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成29年第3回幕別町議会定例会  
(平成29年9月5日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本真利子  
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（6人）

# 会議録

平成29年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年9月5日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月5日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
会 計 管 理 者 原田雅則      教 育 部 長 岡田直之  
住 民 福 祉 部 長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建 設 部 長 須田明彦      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
札 内 支 所 長 坂井康悦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
政 策 推 進 課 長 山端広和      総 務 課 長 新居友敬  
地 域 振 興 課 長 小野晴正      防 災 環 境 課 長 天羽 徹  
保 健 課 長 白坂博司      保 健 福 祉 課 長 金田一宏美  
学 校 教 育 課 長 高橋修二      学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 宮田 哲  
農 林 課 長 萬谷 司      水 道 課 長 笹原敏文  
住 民 生 活 課 長 山本 充
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子

# 議事の経過

(平成29年9月5日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番若山議員、8番小川議員、9番岡本議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、放射性廃棄物の受け入れ拒否を明確に。

政府はことし7月28日、原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物（「核のごみ」）の最終処分に適した地域を示した日本地図「科学的特性マップ」を公表しました。火山や活断層が周囲になく海岸からも近い、処分場の候補地となり得る「最適地」と分類した地域には、国土の3割が該当しています。「最適地」がある市町村は、全国で半数を上回る約900に上っています。北海道内も陸地面積の3割が「最適地」となり、86市町村が最適地を有する結果となりました。

「最適地」は、火山から半径15キロ圏内や活断層周辺、炭田や油田などの地下資源が存在するため将来の採掘可能性がある場所を除外した上で、海上輸送に都合のよい海岸から約20キロ以内の地域を抽出したものです。十勝管内の多くの地域が「適地」、沿岸部のほとんど全域が「最適地」とされています。幕別町においても同様で、ほぼ旧忠類村全域が「最適地」とされ、旧幕別町の活断層地帯を除くほぼ全域が「適地」とされました。このことから、幕別町も「核のごみ」の処分場の候補地となり得るということが示されたこととなります。

政府は、今後、「核のごみ」処分の事業主体の原子力発電環境整備機構（NUMO）とともに、「最適地」とされた地域で重点的に地域住民への説明を行い、候補地選定を本格化させるとしています。北海道には「『核のごみ』は受け入れがたい」と宣言する、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」が2000年に制定されました。しかし、新聞、TV等で、国やNUMOの幹部から「条例があっても候補地になり得る」という発言が相次いでいることや、北海道知事が記者会見などで「条例は遵守する」と繰り返すものの、今後、道内市町村が候補地になった場合の対応については明確な言及を避けているという趣旨の報道がされており、条例が将来、骨抜きにされる懸念は拭えず、一方的に候補地を地図に示す国の姿勢についても、疑問を投げかける声が数多く出されているところです。

については、以下の点について伺います。

①政府が「科学的特性マップ」を公表したことに対する幕別町の考えは。

②幕別町はもちろん北海道全体で「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

③国は、原発を含む2030年に向けたエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」を見直す議論を始めたところですが、「基本計画」において国が原発依存を脱する道筋を示すよう、幕別町としても意思表示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「放射性廃棄物の受け入れ拒否を明確に」についてであります。

我が国のエネルギー政策につきましては、エネルギー政策基本法に基づき、経済産業大臣が、エネルギーの需給に関して総合的に講ずべき施策等について、「エネルギー基本計画」案を策定し、閣議で決定されております。

エネルギー基本計画の基本的な視点は、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達すべき政策目標を想定した上で、将来のエネルギー需給構造の見通しを示しているものであります。

このエネルギー基本計画における長期エネルギー需給の見通し（2030年）で示された電力需要・電源構成の見通しにおいては、年間を通して安定的に一定量の電力を低コストで供給できる電源、いわゆるベースロード電源として、石炭、水力、地熱、原子力の比率を56%程度とし、原子力については、可能な限り依存度を低減するとしつつも、総発電量の20%から22%とされているところであります。

このような長期エネルギーの見通しの中で、資源が乏しい我が国にとって、原子力による電源確保は重要な位置づけがされておりますが、そのエネルギー供給において発生する廃棄物である高レベル放射性廃棄物の処分については、原子力を利用している全ての国の共通した課題であり、避けては通れない課題であると考えております。

ご質問の1点目、「政府が「科学的特性マップ」を公表したことに対する幕別町の考えは」についてであります。

本年7月28日、原子力発電に伴って生じた、使用済み燃料の再処理等を行った後に生じる、高レベル放射性廃棄物等の最終処分場の立地適正について、4段階に色分けした「科学的特性マップ」が国から公表されたところであります。

この科学的特性マップは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」、いわゆる最終処分法に基づく基本方針（特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針）において公表されたものであります。原子力発電の運転に伴い発生する放射性廃棄物のうち、放射能濃度が高い、高レベル放射性廃棄物を、地下300メートルより深い地下深部に埋めて処分する、地層処分施設の建設場所の特性を示したものであります。

その特性区分では、「好ましくない特性があると推定される地域」として、火山や活断層の近傍、隆起・侵食が大きい範囲をオレンジで、油田、ガス田、炭田など鉱物資源が分布し、将来掘削する可能性があるところをシルバーで表記しております。

また、「好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域」をグリーンとし、その中でも「輸送面でも好ましい地域」を濃いグリーンで示されたもので、本町では、忠類地域が濃いグリーンで、その他の地域は、活断層が存在する地域を除き、グリーンで示されたところであります。

私といたしましては、この科学的特性マップは、地層処分に関する地域の科学的特性を、既存の全国データに基づき一定の要件・基準に従って客観的に整理し、全国地図の形で国民に情報開示したものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「幕別町はもちろん北海道全体で「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守していくべき」についてであります。

北海道では、平成 12 年 10 月に北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を制定し、その中で、「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する」としております。

幕別町といたしましても、道内 179 市町村の一つの町でありますことから、道条例の趣旨を尊重すべきものと考えているところであります。

しかし一方では、この高レベル放射性廃棄物最終処分場の設置につきましては、現在に生きる全ての国民の責任として、将来世代に負担を先送りすることのないよう、社会全体の問題として捉えていく必要があると認識いたしております。

ご質問の 3 点目、「国の「エネルギー基本計画」において、原発依存を脱する道筋を示すよう、幕別町として意思表示すべきと考えるがどうか」についてであります。

国のエネルギー基本計画につきましては、平成 14 年 6 月に制定された「エネルギー政策基本法」に基づき、15 年 10 月に策定され、その後 2 度の見直しを経て、26 年 4 月に第 4 次計画として改定されております。

現計画では、原子力をベースロード電源と位置づけておりますが、原子力発電は、放射性廃棄物が発生する問題のほかに、重大な事故が起きた場合には、人間や動植物等に致命的なダメージを与えてしまうリスクがあります。

しかし一方では、発電コストが低く経済性にすぐれ、発電時に二酸化炭素を排出しないことから、地球環境に優しく、異常気象をもたらしている地球温暖化の抑制にもつながるなどのメリットもあります。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以来、国民のエネルギー問題への関心が極めて高くなっており、前段申し上げました長期エネルギー需給の見通し（2030 年）の中では、「原子力発電は全廃すべき」「原子力発電を続けるにしても規模は最小限にするべき」「原子力発電は引き続き必要」など原子力発電に対するさまざまな意見があることが示されておりますことから、町内においても少なからず同様にさまざまな意見があると考えております。

このため、現時点において、自治体の立場として国のエネルギー政策に関し、明確な意思表示をすることは難しいものと考えております。

なお、国においては、現計画の見直しに際し、自治体、事業者、非営利法人等のさまざまな主体が関与していくような新たな仕組みを構築すべく、検討を行うこととされているところであります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問でありますけれども、今回の質問、放射性廃棄物をどう処理するかなんていうことでの知見を述べ合うという、そういうつもりはもちろん全然なくて、道条例にある廃棄物処理に関するその趣旨が、幕別町ではどのように認知されているかということと、それから原発を稼働させるということになれば、当然、放射性廃棄物はこれからも出てくる。これ以上増やさないためにはどうするか。当然私は原発を再稼働させることを簡単に容認すべきではない、そのように考えている立場なものですから、そういう考えの持ち主なものですから、そのことを幕別町と認識を一致できるかなと、そんな思いの中でこの質問をさせていただいたところであります。

町長は、このマップについては、「一定の要件・基準に従って客観的に整理し、全国地図の形で国民に情報開示したもの」という認識をしているということ、ということをご答弁になりました。もう少し踏み込んでご答弁をいただきたいというふうに思っているところです。

というのは、このことが明らかになった後、地元の新聞報道の中では、この放射性廃棄物の受け入れについて、広尾町長断固反対、浦幌町長絶対反対、マップに対して、十勝町村会長である本別町長でもある高橋町長は、「国が方向性を出さず、一方的に適地として示すやり方は理解できない」と。そういう手法に対してどうかということの、その手法はそういうやり方もあるのだということに今

答弁でとどまっているところでありますけれども、その手法がどうなのかということの思いを、町長からお聞かせいただけたらなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、誰しも、廃棄物処理施設が自分の町に設置されること、これは好ましいと思う人はいない、首長も町民も、これはもう当然のことで、十勝管内の首長がそういった表明をしたのも、それは理解するところでありますけれども、では我が町だけが良ければそれでいいのかということにも、裏返すとそんなことにもなるわけで。この地図については、少なくとも全国の中で適地がどれだけあるのだろうということを、国民的議論をするための材料として私は提供されたものであるというふうに思ひまして、これをもとに、あなたのところは適地だからどうですかということ言うのではなくて、まずは国民全体でこの廃棄物をどうしていくのだ、原子力を続けていく上では廃棄物をしっかり処理しなければならない、それと原子力の安全性もしっかりと保たなければならない、そういうことを前提にした中で、廃棄物はもう既にもうあるわけですから、これをどう処分していくのだということ国民全体で議論するために、私はそういった材料であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 国民全体で議論する、そういうことのたたき台になるのだということのご答弁だったというふうに思うのですけれども、初回の答弁でもいただきましたけれども、社会全体の問題として捉えていく、そのことは実際にあるわけですから、そのとおりなのだと思うのだけれども、我が町だけがというそういう立場ではもちろんない、どこかが請け負うことになるのだと思うのだけれども、その先のことは、今は先ほども言ったように議論するということはありませんけれども、やっぱり、今、再答弁で言われた、我が町にこの廃棄物処理施設は置きたくないのだというそのことを、もう少し町長として強くご答弁いただけたらなという思いで聞いていたところでありました。

このNUMOのホームページを見ますと、科学的特性マップの意義は、このように書かれています。「国民全体の理解を深めていただくことが」、ちょっと省略しますけれども、「理解を深めていくことが必要です」と。「科学的特性マップによって、地層処分を行う場所を選ぶ際にどのような考慮をする必要があるのか、それらは日本全国にどのように分布しているかといったことが大まかに」、俯瞰という言葉を使っているのですね、「大まかに俯瞰できるようになります」という文章なのです。

丁寧な言葉づかいなのではございますけれども、あまり子供のころは耳にしないこの俯瞰という言葉、この言葉の意味を調べていくと、いろいろな思いに行き着くところです。広辞苑では、俯瞰は、高いところから見下ろすことと、上からこう下を見て、広く全体を見ていることなのだけれども、その意味から転じて、客観的に物事の全体像を捉えることという比喩表現が使われている。要は、細かいことはちょっと置いておいて、今必要なのだから、どこかの自治体が手を挙げる、そんな議論を求めているのですよというふうにもとれる中身で、あまりいい文章ではないかと、こういう言葉で表現しなくてもいいな、そんな思いでいたところなのです。

私は、この幕別町のこのマップに対する考え方は、町長がおっしゃったような言葉にもなるのかもかもしれませんけれども、そういう情報が発信されたという程度にとどめて、このことでこの先深く議論に入っていく、二つ目の質問でもう少しこのことは申し上げたいと思いますけれども、それ以上踏み込まないでいただく、そのことをしていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺、まずどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、こういった全国地図の形で、非常にビジュアルに捉えるというか、目で見てわかりやすいようなあらわし方をしたというふうに私は思っています。

で、この裏にある、いろんなデータがありますので、そこをもう少しわからないことには判断のしようもないということがありますので、そういったやっぱり情報開示をもう少ししていく中で、いきなりどこだと決めつけることなく、我が町はどうなっているのだ、隣の町はどうなっているのだ、で

は北海道全体はどうなっているのだ、日本はどうなっているのだということ、本当に全ての国民がもう少し深くわかるような、そういった私は情報が出るのが好ましいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） わかりました。これからさらに情報開示をしてもらうということの中には、どういう考えがこの背景にあるのかということも、ちゃんと深読みした上で、この議論が全国的に進んでいく、そのことを望む立場でいるところであります。

二つ目であります。

北海道条例、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」でありますけれども、読みますと348 文字、大変簡単な、趣旨は大変はっきりしているわけですが、条例というより見た目には発議のようなそんな文章で、少し条例としては変わったタイプのものなのかなと、そのように思っているようなところであります。読みようによっては、曖昧な、判断もする余地のある、そういうところなのかなという思いでもありました。

まずは条例ですから、法治国家としては北海道全体で守るべき、そのことは町長も答弁で言われたところでありますけれども、町長の言葉、この二つ目の質問も、三つ目の質問にもあるのですが、しかし一方でという言葉の中で、少し立場が微妙になってくるところがあるのですよね。「しかし一方で、放射性廃棄物最終処分場の設置については、現在に生きる全ての国民の責任として、将来に責任を負わないように」ということであります。

どんなことでも将来のことに責任を負うということではできないのだという問題が、放射性廃棄物の問題なのだと思うのです。放射線が十分に下がる数万年から 10 万年先まで生活環境から遠ざける、そのために地下 300 メートルのところに特別な加工をして埋め込む、その処理場をどうするかという議論なわけです。数万年から 10 万年先に生きている人はもう誰もいないわけで、そのときにその地域がどんな形になっているのか、どんな言語があるのか、危険ですと看板を立てておいて、そしてそれが通ずるものかどうなのか、それもわからないわけで、そういう将来に向けてこの放射性廃棄物が維持管理、保管されるわけですから、この問題は、もうどんなことがあっても将来に責任を負うことに、自分たちで完結できる、そういう問題ではないのだというふうに思うのですよね。

で、社会全体の問題として捉えるということはもちろんそのとおりなのですが、やはりまずこの北海道条例、しっかり遵守するという立場であれば、幕別町だけでなく、十勝管内、北海道の中には絶対置かないぞと、だめなのだよということの姿勢を、この北海道にある自治体の一つの長としてしっかり述べるべきではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに道条例につきましては、これ非常に文言もどう解釈しているのか非常に難しい文言になっていまして、「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する」と。こういう文言になっているわけで、一体何を言わんとしているのかなという、非常に多分道民にとってもわかりにくい、私もどう解釈しているのか難しい。ただ、受け入れがたい、置いてほしくないのだと、そういう趣旨だろうというふうに思うわけで、このことは私も道条例は尊重しなければならない。

ただ、それは道民としてはそう思いますけれども、では国民としてどうなのだと。道内だけ良ければそれでいいのかということも、別に、人として、国民としてということで私は出てくる。道内に置かなければ、では青森県であればいいのかというのは、あまりにも無責任ではないのかなという、そういったことがありますので、これはやっぱり国民全体で、やはり原子力をつくった以上は、その処理についてやはり我々今生きている人間が、当然 10 万年かかりますけれども、その時々人間がしっかりと責任を持って処分をしていくのだということは必要であろうということ、私は申し上げたかったわけでありまして。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 町長の今のご答弁は理解しましたけれども、内容は理解しましたけれども、先ほ

ど紹介しましたような、広尾町長や、それからもう一つは浦幌町長の言葉とはちょっと違うニュアンス、そのように聞こえてしまうのは私だけではないのだと思うのですよ。

断固反対、絶対反対の立場では、社会的な立場で言うと、ないということなのかどうなのか、もう一回ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局つくったものは処分しなければならないわけです。それは、日本の中のどこかで処分しなければならない。それが、北海道はだめで、よその県であればいいのかということ、それが私は人間として本当にとるべき態度なのかと、そこが思うものですから、道条例は尊重しつつも、なるべく来てほしくないと思いつつも、幕別町には道内には断固反対だということまででは言い切れるものではないのかなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 繰り返してつくお聞きしましたがけれども、町長の考えはわかりました。少し私としては違和感があるという、このことも申し上げておきたいというふうに思います。

今回の最終処分場の建設については、候補地の探し方なのですけれども、国は二つの方法で候補地を選定して、20年かけて選定していきたいということを言っています。国のほうから、おたくの町は最適地ですから処分場にさせていただきますと申し入れる方式、もう一つは、自治体のほうから NUMO の公募に応じて、みずから手を挙げてうちが候補地になりますという、こういう二つのやり方があると。

そして、その候補地を対象にした調査が3段階になって行われる。1段階目は文献調査、二つ目が概要調査、そして精密調査と。実際に精密調査になると、幌延深地層研究センターのような地下施設もつくってやるのだと。で、この一番最初の文献調査に依るだけで、その依じた自治体には最大で2年間で20億円が交付されるという、そういうエンジンをぶら下げるような、ちょっと言葉あれですけれども、形の中で、さあ手を挙げてくださいということをやろうと、すごく姑息なやり方なのだという表現を私は使わせていただきますけれども、そういうことで。

そういうことの中では、もう20億円という、幕別町の年間の予算の1割まではいかないけれども、それに近いような金額が出てくるわけですね。大きな金額であるというふうに思うわけです。そういう中で、どこかの自治体が、北海道の中でもどこかの自治体が手を挙げるというような、そんな事態も出てくる可能性があるのだなというふうに思います。

そういうことの中では、今の町長の答弁ですと、社会的な問題の解決のあり方の一つとして、この町も手を挙げることはゼロではないのだというふうに聞こえるのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 幕別町のことを今聞かれたというふうに思いますけれども、これはやっぱり客観的に適地があるかどうか、データ含めて、それは活断層であったり、あるいは人里からどれだけ離れているかといった、そういう条件も当然出てくるかというふうに思いますし、国はさらに港から近いほうがいいのだといっていますけれども、やはりその被害が及ばない範囲にそういう適地があるかどうかということが一番のポイントになるかというふうに思いますし、そこには住民の皆さん、町民の皆さんがおりますので、当然、町民の皆さんの理解があって初めてそれは調査ができるということにもなってくるというふうに思いますので、私、今、幕別町町内の478平方キロを見たときに、そういうところはまずないなというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） そういうことであれば、町長みずから手を挙げるなんていうことはないし、話が来ても、それは毅然とした態度をとるのだと、そういうことに私はとったのですけれども、それでよろしいですね。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、私の一存でというふうにはならない。当然、議会、住民の方の考えがど

うあるかということがありますから、そういったことを踏まえて、最終的に判断をしなければならないというふうに思いますけれども、現時点における私個人の考え方としては、手を挙げることは考えておりません。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） それでは三つ目の質問に行きます。

エネルギー政策についてであります。

どうしても原発の再稼働をさせたいというのが国のやり方の中で、東日本大震災で完全に1個の原発も動かさなかったわけですけれども、今現在、五つの原発が動いているところであります。報道によると、この原発のことでありますけれども、二つの原発が、合格証が既に出された。新たに関西電力と四国電力のほうの地域でありました。そして、この後9月18日に原子力委員会の委員長の任期が終わるわけですけれども、その任期の前に、東京電力、今これは原発の事業者として適格かどうかということが問われている、そういうところの事業者だというふうに思うのですけれども、その東京電力のほうからも、一つ合格証が出されるのだと、そんな状況になってきて、原発の再稼働がさらに進んでいくのだというふうに今の流れはなっているところであります。

町長の答弁にも、重大な事故が起きた場合は、人間や動植物に致命的なダメージを与えるリスクがあるということ、これはもう誰もがそういうふうに記憶しているところであります。そして、それを稼働させれば、この廃棄物がどんどん増えていって、今全国の廃棄物の貯蔵庫の7割程度は埋まっていて、もう満杯になるのは時間の問題で、新たに廃棄物貯蔵庫をつくらねばならない、そんな状況もあるのだということも報道がされているところであります。

私は、やはりそういう致命的なダメージを生物に与えるようなものの再稼働については、良しとできる立場にはなくて、この廃棄物の処理のことについても、これ以上増やさない形にする、そのことが重要なのだと思っているところであるのです。

原発を回せば廃棄物が出る、当然その処理にかかっているわけですけれども、町長はこの廃棄物処理のこのことについて、当然そういうことであれば、原発については良しとできない側の考えに立てられるべきと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは全く否定するものではないというように私は思っています、まず、絶対という言葉がなかなか通用しない時代になってきて、だからといって想定外ということをやりに使うことも許されるわけではないわけで、どこまで安全性を確保するかという問題が一つにあらうかというふうに思います。それは、私は技術的にはちょっと何もわかりませんので言い切れませんが、絶対に近いような形での何重にも安全策を講じるということが一つ条件、もう一つは、廃棄物の貯蔵施設があるということがもう一つの条件、これが備わらないと拡大していくことにはならないだろうというふうに思っております。

ただ、一つ、逆に原子力を使わない、原子力発電を使わないとなったときには、コストは間違いなく上がっていきますので、そのことが国民合意としてしっかり、コスト上がってもいいから例えば再生エネのような二酸化炭素も出さない、地球温暖化に結びつかないようなエネルギーを大いに使っていくのだという理解が、もう一つ必要なかなというふうに思っておりますので、そこは、やはり原子力も当然怖い、恐ろしいものでありますけれども、今の地球温暖化というものを私は本当に脅威に感じているわけでありまして、去年の台風なども恐らくその影響なのかなと思いますし、氷河がどんどん溶けていって、さらに温暖化が進んでいることで地球の異常気象が発生するというのも、なかなか目に見えないだけに、国民というか人々は感じないのかもしれないですけれども、本当に恐ろしい方向に向かって進んでいるのだということも十分気にとめながら、総合的な判断をすべきかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15 番（谷口和弥） 今の町長のご答弁は、初回質問の中で言われたことを、答弁されたことを、さら

に深めて答弁いただいたのだなというふうに思って聞いておりました。

生物に致命的なダメージを与えてしまう。しかし、一方では、ということの答弁で続く文言であります。発電コストが低くて経済性にすぐれている、そして地球温暖化のことが、今ありました。

発電コストが低くてということについてですけれども、これはやっぱり私は相当怪しいのだというふうに思っているところでもあります。ひとたび事故が起こればということがまずある。東日本大震災で今どうなっているかという、5万人の方がまだ帰ってこられない、その人の補償もあれば、福島沖でとれる魚介類、まだ事故前の8%にしか至っていない。それだけの被害が、風評被害も含めて漁村部、農村部にもあるのだと。そして、今、凍土層をつくって汚染水が海に出ないようにしていますよね。それだって、この1年間で340億円だと思いました。もう使われている。

で、今、東日本大震災のときに、アメリカが空母ロナルド・レーガンでトモダチ作戦というのがありましたよね。本来の目的地でなかったのだけれども、そういう事故があったから、空母が幾つかの船舶と一緒に救援活動を行ってくれたということがあって、その名前はトモダチ作戦ということで、そのことはすごく当時感謝された中身で、もちろんそういう部分はあるのですけれども、今、そのうちの乗組員の150人が、そのときの被災したことで体調が悪いと、補償をよこせと、50億ドル、5,500億円の基金を今東京電力とアメリカの1社の二つを相手としてやろうとしている。でも、これ日本国内を見ていったらば、医療費の問題、そんなもので済まないのだと思うのですよ。発電するコストは国費が投入されるから、発電をする電力会社としてはコストは安いけれども、トータルで見たらば、大変な金額がかかってしまうのだというのが、私の原発に対する理解のところでもあります。

地球温暖化のことも言われましたけれども、これも原発ではなくて、今、地方も随分取り組んできましたけれども、自然エネルギーで対応できる。実際、原発が回っていなくても、電力に困るということは節電の中で大きくはなかったというふうに思うのですよ。

ちょっと質問ということでは締めくくらねばなりませんけれども、やっぱりコストのことや、それから環境問題に照らしても、私は原発は人類との共存は難しいというふうに思うのですが、もう一度そのことで町長にご答弁を願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、人類との共存がどうかというのは、非常に答えるのは難しいわけでありまして、そこは使い方なのだろうなど。これは爆弾として使えば共存はできない、今盛んにそういう問題が出ていますけれども、でもそれをいい方向に使うということは、私はそれは否定できない。ただ、そこはやはり安全対策をしっかりする。ひとたび福島第一原子力発電所のようなことになれば、谷口議員がおっしゃったようなものすごく後始末にお金がかかることは、これはもう言うまでもない、今見てわかるとおりでありますけれども、そうならないように、今ある原子力をあまり、どの原子力発電所も許可をするということではなくて、安全性の高いものをさらに安全性を高めた中で使うことはできるのではないのかなというふうに思っていますので、今、全てを廃棄するよりは、使うべきものは安全性を高めて使っていく方向にあるべきかなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 町長の考えはわかりました。理解したところでもあります。それが、私とまた私の周りの多くの人と一致しているかどうかという、またそれは別ですけれども、町長の考え方は理解したところでもあります。

教育委員会のほうにも、1点お尋ねしたいことがあります。

教科書の問題であります。

あの東日本大震災の後、原発は危険なのだと、廃棄の方向に向かうべきだという、そういう教科書の内容が多く出されるようになっていた。それが、今、原子力関係の事業所、協会等の中では、両方併記しろという、両方併記というのは原発のメリットとデメリットを両方併記しろという形の中で、原発を容認することを進めたいということ、その原発を回すことで利潤が得られる、利益が得られる、そういう団体が教科書業界に要請をしているというような新聞報道がされています。

こういう教科書に対する手法について、教育委員会の見解をお尋ねして、私の一般質問の最後の質問とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまの質問、企業・団体、一定の企業・団体が教科書の編集に対して圧力というか要請をかけるという内容でございます。

これは、私ども原発の問題と、これだけに限ってではないのですが、一般的、一般論として、全てのテーマにおいて、特定の企業・団体が教科書編さんに対して要請する、圧力をかけるということは、これは好ましくないことなのかなというふうには私は思います。ただ、最終的には、教科書の検定というのは、文部科学省の教科書検定基準というのがございますので、それに従って表記する、編集するということになるかと思っておりますので、市町村の教育委員会といたしましては、それは公平・中立にされるということを望んで、その検定委員会の状況を見守るというふうを考えております。

○15番（谷口和弥） 終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

10：43 休憩

10：55 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

乳がんの早期発見・早期治療のための対策。

乳がんは、日本人の女性12人に1人の割合で患い、年間1万3,600の方が亡くなっております。乳がんは、30代から罹患し、40代、50代が非常に多く、働き盛りの女性に多いがんです。乳がんは、早期発見・早期治療を始めれば、5年の生存率は9割に及びます。そのため、何よりも大切なのが早期発見のための検診です。

2006年にがん対策基本法が成立し、本町としても乳がん検診のための助成を行い、さらには、はがきなどで個別に受診を勧めるコール・リコールの実施などで、検診率の向上の推進を図っております。

乳がんの治療については、10年前にマンモグラフィーをもっと普及していくべきだとの声を受け、検診にもマンモグラフィーの導入が行われております。

国立がん研究センターがん対策情報センターの調査によりますと、2007年の受診率は24.7%だったのが、2013年には34.2%と、少しずつではありますが着実に増加しております。しかし、アメリカの80%、イギリス、フランス、そしてドイツ、カナダの70%と、欧米諸国に比べると半分以下であります。日本では、女性の12人に1人ががんにかかっているにもかかわらず、受診率に結びついていないのが現状であります。

特に、女性特有のがんの受診率の低さは課題です。昨年、乳がん闘う一人の女性のブログが注目されました。34歳、子育て真っ最中のその方は、パチンコ玉ぐらいのしこりに気がついたときには、既にステージが高く転移しており、3年の闘病生活を送り、ことし6月に亡くなられたこともあり、乳がんについては世間の関心が高まっております。

そこで、以下の点について伺います。

①乳がん撲滅のための取組と現状について。

②現状の乳がん検診の対象者年齢について、町の見解は。

③自己検診、セルフチェックの啓発については。

④乳房自己検診グローブの配布について。

⑤今後の個別検診の受診勧奨について。

⑥ピンクリボン月間のキャンペーンの取組は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「乳がんの早期発見・早期治療のための対策」についてであります。

我が国の女性の乳がんの罹患数は、国立がん研究センターによると、2012年の公表数値で7万3,997例（上皮内がんを除く）と、女性のがん罹患全体の約20%を占め、罹患数では第1位となっており、一方、5年相対生存率は他のがんと比較して高く、9割を超えておりますことから、乳がんは、早期発見、早期治療をすることで高い確率で治癒することが期待できる病気と言われております。

このことから、本町におきましても、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて、乳がん検診を実施するとともに、住民の健康増進に関する基本計画「まくべつ健康21」において、基本目標である健康寿命の延伸に向けた評価指標として、乳がん検診の受診率の目標を50%に設定し、受診率向上に向け各種受診勧奨に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目、「乳がん撲滅のための取組と現状について」であります。

乳がんの撲滅、治癒には、早期発見が大変重要であり、本町では国の指針に基づき、40歳以上の偶数年齢の女性を対象として乳がん検診を実施しており、集団検診は毎年10月、幕別地区、忠類地区で各1日間、札内地区で4日間の日程で実施しているほか、年間を通して乳がん検診の受診が可能な帯広市内の5医療機関を指定し、受診機会の確保に努めております。

なお、平成28年度の受診者数は741人、受診率は25.5%となっており、前年度と比較して17人、0.5ポイントの微減となっております。

ご質問の2点目「現状の乳がん検診の対象者年齢について町の見解は」についてであります。

厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」では、国の指針の見直しに係り、平成27年9月に「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」を取りまとめております。

この報告書によりますと、乳がん検診で健康な人にマンモグラフィーを使用する場合は、放射線被曝の不利益を考慮する必要があるとし、検診開始年齢が40歳以上であれば、検診により乳がんを防ぐことができる利益が放射線被曝の不利益で死亡するリスクを上回る可能性が示されているとして、対象年齢は、乳がんの罹患の動向等とあわせて判断し、40歳以上が妥当であるとしております。

このことから、本町では、指針に基づき、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を継続してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「自己検診、セルフチェックの啓発については」であります。

日本乳癌学会の全国乳がん患者登録調査報告では、2011年次における4万8,262の登録症例中、自己検診により自分でしこりなどに気づく自己発見が2万6,888症例と、全体の55%強となっております。

本町では、自己検診が乳がんの早期発見に有効な手段の一つとして積極的に啓発していくべきと認識しており、集団検診において、啓発用パンフレットや模型を配置するとともに、指針に基づき問診時に自己検診についての保健指導をしているほか、9月号の広報紙において、乳がん及び子宮がんの特集を組み、その中で自己検診の方法についての記事を掲載するなど、啓発に努めているところであります。

ご質問の4点目「乳房自己検診グローブの配布について」であります。

乳房自己検診グローブとは、三層構造になっている樹脂製フィルムを手装着して、月1回、乳腺を触診するもので、使い捨てとなっております。

本町では、日本対がん協会などが示しているように、素手で行う自己検診方法によっても、十分にしこりなどの異常を発見できる有効な手段であると考えておりますことから、今後も自己検診について、広報紙、パンフレットなどを活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「今後の個別検診の受診勧奨について」であります。

本町の検診受診率は、平成28年度で25.5%と、「まくべつ健康21」における目標値であります50%から見ると、まだまだ低い状況にあります。

このことから、受診率向上に向け、個別の受診勧奨として、検診対象者のうち40歳の方への無料クーポン券の送付や、42歳以上の方へは受診勧奨はがきの郵送のほか、乳幼児健診や健康相談など母親が集う場においても個別に受診勧奨を行っております。

このほか、検診受診の動機づけとなるよう、昨年度は、北海道マイレージ事業、本年度は健康ポイントラリー事業を実施するなど、さまざまな取組を行っているところであります。

今後におきましては、現在、取り組んでいる個別の受診勧奨を継続して実施するほか、厚生労働省が効果的な手法として紹介している不定期受診者に対する勧奨や、かかりつけ医に対する個別受診勧奨の協力要請を行うとともに、先進事例についても研究を進め、粘り強く受診率の向上に取り組んでまいります。

ご質問の6点目「ピンクリボン月間のキャンペーンの取組は」についてであります。

ピンクリボンとは、乳がんについての正しい知識を知ってもらい、その結果、乳がんから一人でも多くの人を守ろうという運動であり、特に毎年10月はピンクリボン月間として、行政、市民団体、企業などで啓発活動が行われております。

道内では、千歳市で、10月に市役所や乳がん検診実施医療機関の職員が、ピンクリボンを胸元に装着するとともに、検診時に受診者に自己検診を勧めるチラシとリボンを配布しているほか、市内の企業も、事業所内に啓発ポスターを掲示するなどの協力をしております。

また、帯広市では、「Pink Ribbon in おびひろ」として、企業と連携した乳がん予防のためのキャラバンの実施や、市役所においてパネル展を開催するなどの取組を行っております。

本町では、毎年10月のピンクリボン月間に合わせて乳がん及び子宮がんの集団検診を実施しているところであり、本年度は新たに、9月号の広報紙に乳がん及び子宮がんの特集と集団検診の受診勧奨の記事を掲載するとともに、女性特有のがんの啓発パネル展を開催する予定であります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきますが、まず、再質問の前に、今回の質問に当たりまして、私、民生常任委員長としての思いと、また女性の立場という観点から質問をさせていただきます。

乳がんは、世界的に見ても、女性に大変多く発症するがんです。日本では、年間9万人の女性が乳がんの告知を受けております。また、乳がん患者は年々増加傾向にあり、生涯のうち乳がんになる女性は、50年前は50人に1人だったそうですが、現在では12人に1人とされておりまして。

日本人女性で最も亡くなる人が多いのがんですが、大腸がんが一番多いそうです。罹患数が最も多い乳がんは、死亡率は第5位といます。乳がんは、かかる人は多いのですが、命を落とす率は大変低いがんであることがわかります。

そこで、今回の質問の1番目の乳がん撲滅のための取組と現状についてであります。乳がんの原因としてさまざまな要因があり、一つのことが原因ということは言えないようであります。女性ホルモンであるエストロゲンは、乳がんの発生過程に深いかかわりがあるそうです。乳がんになる可能性を高めるリスクファクター、いわゆる危険因子が幾つか挙げられるそうです。もう皆様もご存じのように、年齢が50前後がピークである、早いときの初潮、また初産が遅い、あるいは出産経験がない、母や兄弟に乳がんのいる人があるということと、さまざまな要因がありますが、今、町長のご答弁にもありましたように、検診がいかに重要であるかということでもあります。

まくべつ健康21では、30.7%と示しておりますが、この数字を見ますと、年々低下傾向にあります。その中でも、低下傾向にある中にもかかわらず、29年度の数値目標が50と掲げております。これは、どのような手法をとり、検診率の向上を図ろうと考えたのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 乳がんの受診率の向上のために、どのような施策をとということでありますけれども、本町としましては、受診率向上に向けて、各種受診勧奨を行っているのですけれども、特に大事だと思っているのが個別の受診勧奨なのですけれども、個別の受診勧奨につきましては、無料クーポン券の配布やはがきによる受診勧奨ということでありますけれども、まくべつ健康 21 の中では、目標値 50% ということで掲げているのは、これは国の目標が 50%ということもあって、50%という形の目標を掲げているところなのですけれども、これに向けて、今後どういったことでこの目標に近づけていくかということで、今年度から特に力を入れて取り組んでいるのが健康ポイントラリーでありまして、こちら検診の際に個別に参加を勧めるなどしていることによりまして、今年度、現在までで 793 人の方が参加をしているというところであります。

現場の声としまして、特定健診のみ受診したいとかいうような方に、ポイントになるのががん検診もぜひ受診してみませんかというような紹介をすると、がん検診の受診につながったりということもありまして、実際このポイントラリーが受診率向上につながるかは、年度途中なので、年度が終わって見ないと検証はできないところでありますけれども、大変多くの方にご参加いただいているということからも、検診受診のきっかけの一つにはなっているのかなというふうに考えておりますので、来年度もさらに工夫を凝らして実施することで考えておりますので、より多くの方に参加していただいて、受診率向上、そして健康寿命の延伸につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） ただいま課長にお答えをいただきましたが、この 50%という目標であります、これは平成 21 年より厚生労働大臣ががん検診 50%推進本部を立ち上げまして、それから毎年 10 月にキャンペーンということでこのようにされているということで、どこも 50%には満たないということで継続されているようでございますが、国の指針がこのようになっているから、うちの町もこのようだというのは、目標を掲げたということでございますが、高い目標ということは確かにいいことなのですけれども、数字的に見てみますと、平成 26 年には 29.2%、平成 27 年には 26%、そして 28 年には先ほど答弁にもございましたように 25.5%と、だんだんと低下傾向にある中で、この 50%に目標に向けてこのような数字を掲げるというのはどうなのかなというふうに感じたのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 乳がんの受診率の関係なのですが、現在、昨年度から受診率の算定に当たって、分母、対象者数の見直しがあったものですから、一昨年 26.0、昨年が 25.5 と低い状況ですが、もともとがん検診の受診率につきましては、市町村独自の対象者数をはかっておりましたので、平成 22 年度でいきますと 37.2%、23 年度でいきますと 34.5%と、そういった形でだんだんと受診率が上がってきていると。ただ、この対象者数と受診者数の問題がありまして、実際に当時から見ますと、昨年の受診者数のほうが断然多いと。ただ対象者数の考え方が国の考え方に合わせたものですから、現状的には 25.5 と低いと。

それと、まくべつ健康 21 の中で、50%というのは、その 22 から 23 という形でだんだん右肩上がりを目指して設定したものですから、特にやっぱり 50%という高い目標ではありますけれども、国より下回った目標設定値をするわけにはいかないということもありますので、現状としてはこういう形で設定したところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） 今の部長の答弁でよくわかりましたが、確かに本当にポイントラリーということで、住民の方からもちよくちよく声を聞きますので、やはり何かをきっかけにということで進めたいと感じるところでございます。

では、2番目の質問なのですけれども、現状の乳がん検診の対象者年齢についてでございます。

乳がんの対象者年齢ですが、国の指針で40歳以上と定めていることから、本町としても40歳以上になっておりますが、現在では、30代から増加を始め、40代後半にはピークを迎え、比較的若い世代で多くなっております。これからは30代の乳がん対策も大切になってくるのではないかと思います。

そこで、年齢別の受診率のデータをもしお持ちでしたら、お示しいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） がん検診の年齢別の受診率のデータということなのですけれども、10歳刻みで申し上げさせていただきますけれども、40歳以上の偶数年齢の方を対象としておりまして、40歳代が33.6%、50歳代が22.1%、60歳代が14.4%、70歳代以上が7.7%というところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ありがとうございます。やはり30代はわかっていらっしゃらないということですよ。やはり今、若い人たちに大変この乳がんにかかりやすいということでもあります。では、今このように数字を示していただきましたが、では受診率の平均は、全国また道、幕別町ということでおわかりいただけましたら、お示しいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 全体の受診率、平均の受診率ということなのですけれども、幕別町におきましては、先ほど述べさせていただいた25.5%で、全国でいきますと34.2%、北海道で28.6%というような状況となっております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 全国、または北海道、幕別町というふうにこのようにちょっと数字を出していただきましたが、その中でもやはり幕別町は、北海道の中でも低いということでございます。

したがって、この40歳以上というより、町独自で年齢を引き下げて、検診のしやすい体制を検討してみるのはいかがかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、最初の答弁にもお答えしましたように、人体に与える影響、被曝ですね、それと救われるメリット、これをはかりにかけたときには40歳代が好ましいだろうと、そういう科学的なデータが出ておりますので、それをあえて幕別町においてそれを看破するとか破るような理論もありませんので、そこは従来どおり40歳以上でやっていきたいというふうに思います。

ただ、やはり大事なのは、最終的に早期発見、早期治療に結びつけるということでもありますので、そこは自己検診のところには十分力を入れるべきだというふうに思っております。30代あるいは20代から自分で触診をすると、1日1回は触れてみるという、そういうようなことを啓発することが大切なのかなというふうに思っております。

で、検診につきましては、従来どおり40歳以上ということ考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、町長の答弁で、次の私の質問に入っていたのですけれども、この検診につきましては、やはり40歳未満になりますとマンモグラフィーなんかは、やはり乳腺が発達しているため乳腺の異常がわかりづらいということもあるのです。また、町長のお答えいただきましたところがあるので、早いところはもう35歳から勧めている自治体もあるということでございますので、そのようなこともうちの町としてもやっていただけないかなということでも申し上げたわけでございます。

町といたしましても、厚労省の基準に基づいて、さまざまな判断をしなくてはいけないということが十分わかりますが、町民の健康と安全を守るための仕事をしていただくという、町の役割ということでは考えられないかなということでも質問させていただいたのですが、その点についてはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほども申し上げましたように、最終的には早期発見、早期治療につなげていくことが一番大切であります。そのことによって命が救われるということになりますので、そこはやはり検診に頼るのではなくて、やはりその方は日常的に自分のチェックができるわけですね、胸を触ることによってチェックができるわけですから、そこをやっぱり日常的にやっていただく。そこで、もし異常を感じれば、超音波をしてもらい、さらにはマンモグラフィーをもらおうと。そんな段取りが一番私はいいいのかなと。日常的にやはり本人が健康に対する、がんに対する意識を高めていくことが、一番早期発見、早期治療に結びつくであろうというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） そのとおりですね。早期発見、早期治療ということで、一番自分で感じなければいけないということで、では、質問3番目に移りますが、3番、4番がリンクしてしまいますので、今、町長お答えいただいたのですけれども、乳がんは自分で発見できる唯一のがんです。それは、日ごろから自己触診による体の状況のチェックが一番大事かと思えます。先ほどもありましたが、今月の広報にも、乳がんのセルフチェックが掲載されているところはもう本当に評価するところでありませんが、それをいかに見ていただくかが難しいところではないかと思えます。それは別の問題ですので今は触れませんが、自己検診グローブの件で申し上げたいと思えます。

実は、自己検診グローブということで、私、実物をきょうお持ちいたしました。見たことがない方がすごく多いかと思うのですけれども、これが自己検診グローブといまして、本当に先ほど町長の答弁にもありましたが、本当に樹脂が3枚になっていて薄いのですけれども、これをこうはきまして検診をしていただくのですけれども、これを手にはめまして指先の感覚が鋭敏になり、髪の毛1本分の凹凸までわかるようになっており、より小さな病変にも気づける可能性が高く、月1回の自己検診で乳がん検診の第一歩を踏み出すことができるのではないかと私は思います。したがって、乳がんに対しての啓発の手段、ツールとしても有効ではないかなと考えるところであります。

自己検診の、先ほど町長も言われましたが、自己検診の大切さを本当にアピールするというのが町にとっては大変重大なことではないかと思えます。答弁の中には、このグローブのことはそういう説明ということで出ておりましたが、今後、調査・研究を進めていただくという考えがないのかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 自己検診グローブ、この性能というか、そのことによって発見される、髪の毛1本でもわかると、そのことは全く否定するものでもありませんし、それはやっていただくことについては、大いにいいことだなというように思います。

ただ、問題は使い捨てなのですね。月1回で使い捨てということでありまして、これ1枚500円ほどするのです。何か5枚で2,700円という、そういう製品もあるらしいのですけれども、そうなるとう経済性と、それともう一つ手軽さという点でいうと、やはり自分の手で触診することにまさるものはないのかなと。

ただ、その制度は別にして、少なくとも自己触診をすることによって、全くわからないわけではありませんので、そこをまずやっていただいて、ちょっとでも異常を感じれば、次の医療機関にかかっていくことをまずやっていただきたい。そして、グローブについては、こういうものもありますよということは紹介できるかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） そうですね。確かに、単価的にも1枚500円ということですので、なかなか大変なところもあるのですけれども、まず自分の手でというよりは、手よりももっと敏感ですので、すごくわかりやすい、これがもう使わなくてもできるようになれば、もう一番いいことであるのですけれども、まずこのグローブの存在をわかっていただく、認知していただくということが大事ではないかなと思えます。

これを例えば成人式で成人を迎えた女性に配布するなど、イベントなんかでまずこのグローブのこ

とをわかっていただく、意識づけをしていただくということも大事ではないかなと思います。二十歳以上の女性に全員配るのではなくて、イベントとかそういう成人式のお祝いということで、セルフチェックをして気をつけましょうということを位置づけるということも、大事ではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） このグローブの有効性、有効精度が高いということは重々承知しておりますので、そこは、どういう機会がいいのかは別にしても、こういうものがありますよといったものは紹介してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ぜひ、そうですね、何かの機会にお話をいただければいいかなというふうに思います。

では、次なのですが、⑤の質問にさせていただきます。

個別検診、集団検診の受診勧奨についてということでお聞きをしたところでありますが、個別検診とか、集団検診というとなかなか大変なことで、私もはがきをいただいております。このようにはがきをいただいても、見落とししたりする人も少なくないのではないかなと思います。私自身も検診のはがきとはこれわかっておりましたが、ただ保管をしているだけで、対象者との意識はありませんでした。そのようなときに、再度電話をいただいたりファックスをいただいたりしたほうが、より効果的ではないかなと思います。以前にもやはり私も受けていますけれども、すっかりそれ忘れておまして、このはがきが来ていたことに気がついたのですけれども、無関係の方より関心のある方を、以前に申し込みがあった人を対象にまず考えたほうが、受診率を上げる立場ではいいのではないかなと思います。受診率だけが上がるのがいいとは言いませんが、まずそのようなところから声をしていくのが優先ではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 保健課のほうでは、経年受診、これ一番大切だということで、何らかの理由で検査があいた方、そういった方については、もちろん経年的に受診していただくようにリコールといたしますか、勧奨しているところでございます。

また、電話については、なかなか個人情報がつまみづらいということから、無作為にといたしますか、電話帳に載っている方もいらっしゃるでしょうけれども、なかなか女性の方が名前が出ていない、電話番号が出ていないということがありますので、なかなか電話をもってファックス等で勧奨は難しいと。

ただ、さまざまな機会を捉えながら受診勧奨はしているところでありますので、今後も引き続き、そういった機会を持ちながら、個別の受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） アメリカでも、このコール・リコールがいかに効果的な手法であるかということも検証されております。私も以前、検診ではお電話をいただきまして、まだ予定が入っていないのですけれども、いかがですかという保健師さんのお電話をいただきまして、本当にそこで予約をしたのですけれども、そのようなところもちょっと便利かなということも考えたわけでありまして。

また、今回の広報にも出されておりましたが、QRコードが載っていなかったのですけれども、QRコードなどで、あきの日程などもわかるといいのではないかなと感じたのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） あき情報をオンタイムでということなのですが、以前もちょっと予算審査委員会か決算審査委員会かちょっとあれだったので、ホームページ上で逐一そういった情報を流してはどうかというようなご質問もあった中で、こちらでもちょっとそういった手法につ

いても検討はさせていただいたのですけれども、なかなか随時そのホームページ上での更新ですとか、QRコードなどで、本当に最新情報を更新していくというのが、なかなか技術的にちょっと難しいということもありまして、それでちょっと今のところそういった形での周知というか、状況の情報についての提供というのは、ちょっとできていないというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 状況はわかりましたが、やはり受けたいなと思ったときに、もちろん埋まっていたら仕方ないのですけれども、それが連絡がとれればすごくいいのですけれども、そのときにとれない、自分が気がついたときに、夜中だったり、日曜日、土曜日だったりという、なかなか連絡がとれないということもありますので、これ公開ができると、もちろんアップするのはなかなかちょっと大変かなと思うのですけれども、やはり町民がいつでも自分の予定に合わせて、この日があいているから、ではこの日だったらというのがわかると、すごくまた受診率にもつながってくるのではないかなと思います。大変難しいところもあるのかもしれませんが、また違う方法もとっていただきながら、あき情報などもちょっとお知らせをいただきたいなというふうに思います。

では、最後の質問になりますが、10月のピンクリボン月間です。

これは、乳がんで死亡した女性の母親が、この女性の娘に、同じ悲しみを繰り返さないようにとの願いを込めて手渡したものが、ピンク色のリボンだったということで、10月は乳がんの正しい知識を広め、受診を推進するために行われている世界規模のキャンペーンなのです。このキャンペーンには、今まで、講演とか、ビデオ上映、またチラシやティッシュなども配られている様子がなかったのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。今後、若干展示などもことは考えているということですが、がん検査の講演なども考えていってもいいのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） ピンクリボン月間のキャンペーンの取組なのですけれども、今年度につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、パネル展を開催する予定であります。こちらについてちょっともう少し詳しくお話しさせていただきますと、10月23日から27日の5日間なのですけれども、役場庁舎ロビーにて、がん検診や自己検診、がん予防などの啓発用パネルを展示すると。それとともに、触診モデルを胸に装着することでシミュレーター体験ができるようなもの、あとは、乳がんの断面模型の配置ですとか、自己検診や個別検診のリーフレットを皆様に配布するとともに、保健師による相談コーナーを設けるということで予定しております。パネル展の周知につきましても、広報10月号及びホームページのほか、公共機関等の窓口で周知リーフレットを配布するということと考えております。

内容につきましては、以上なのですけれども、今岡本議員おっしゃいましたような講演ですとかそういったことも、今後はこのパネル展ですとかピンクリボン月間に合わせて、実施できるようなことも検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ありがとうございます。

確かにそのような今まで催しがなかったと思うのですけれども、こういうこともさらにしていただきたいという思いであります。やはり若い女性に乳がん検診を位置づけるという、意識づけるということが一番大事ではないかと思っておりますので、今後さらに推進をしていただきたいと思っております。

また、がんに対しましては、国立がんセンターで、今後は血液1滴で13のがんの診断ができるという早期発見の新しい検査方法が発表されております。我が町といたしましても、検診率向上に向けて、そしてまた目標50%に少しでも近づけるように、ぜひとも力を入れていただきたいと思っております。

また、町といたしましても、医療費の抑制にもつながることではないかと思っておりますので、今後さらに乳がんだけではなく、がん対策の取組を強化していただきたいということを申し上げて、私

の質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：36 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

将来を見据えた住民主役の地域公共交通について。

幕別町の公共交通は、JRが帯広幕別間で1日14往復、路線バスは十勝バスの帯広陸別線、幕別線、南商あかしや線、広尾線の4路線を運行しています。また、平成25年から幕別本町と札内地区でコミバスが、農村部では予約型乗り合いタクシーが平成26年から駒島線、平成27年から古舞線が運行を開始しました。スクールバスへの住民乗車などもできるようになり、公共交通は「生活の足」としてだけでなく、高齢者が生きがいを持って他者と交流したり、学びの場に参加しやすい状況をつくるという意味でも重要になっています。さらには「まちづくりの土台」としての役割も担っていると考えます。

しかしながら社会構造の変化によって、地方路線バスの利用者は減り続け、国や沿線自治体が補助金を出して運行しているのが現状です。幕別町のコミバスは運行して丸4年。利便性があまり改善されないなど課題が山積し、乗車率も伸び悩む一方で、3月に施行された道交法の改正により、今後、地域公共交通に頼らざるを得ない人の増加が予想されます。

コミバスについては、十勝バスとの5年間の運行協定が1年後に終了します。新たにどのような方策によりスタートを切っていくのか、この1年のうちに将来を見据えた運行体系を練らなければなりません。同時に利用者ばかりでなく将来を担う子供たちやマイカーを持つ人たちにも、地域交通に関心を持ってもらえるような取組も必要ではないかと考えます。

町内の交通網がより住民ニーズを反映したものとなるように考えることから、以下の点について伺います。

- 1、町内の公共交通の現状と課題、町民ニーズについて。
- 2、地域の実情に合った効率的で利用しやすいコミバス等の運行体系について。
- 3、コミバスの通学利用に配慮した運行計画などの見直しは。
- 4、新たな利用者を増やす取組は。
- 5、1年後に向けた運行協定の見直しと住民参加の交通政策づくりについて。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「将来を見据えた住民主役の地域公共交通政策について」であります。

本町の地域公共交通の一つであるコミバスは、平成22年11月に1,386人の署名による「高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情」が幕別町議会に提出され、翌年3月に採択されたことを受け、町では、24年1月に住民と関係機関で組織する「幕別町地域公共交通確保対策協議会」を設置し、必要な地域公共交通のあり方などの検討を進めてきた経過があります。

協議会においては、平成24年7月と11月の2回、コミバスの試験運行や利用者に対するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、幕別・札内両市街地において、十勝バスが運行主体となり、「まくバス」、「さつバス」として、25年10月から本格運行を開始いたしました。

また、農村部においては、平成26年10月から予約型乗り合いタクシー「駒島線」を、27年4月か

ら「古舞線」の本格運行を開始し、地域公共交通の拡充に努めてきたところであります。

特にコミバスについては、バス会社との新たな運行協定がスタートする平成30年10月に向けて、町民ニーズを的確に捉え、利便性がよく、誰もが乗りやすいコミバスを目指し、協議会において協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「町内の公共交通の現状と課題、町民ニーズについて」、2点目、「地域の実情に合った効率的で利用しやすいコミバス等の運行体系について」、4点目、「新たな利用者を増やす取組は」、5点目、「1年後に向けた運行協定の見直しと住民参加の交通政策づくりについて」は、関連がありますのであわせて答弁させていただきます。

本町の公共交通の現状については、JRや路線バスのほか、市街地では、コミバスを、農村部では、予約型乗り合いタクシーを運行し、通学や高齢者の通院、買い物など、いわゆる交通弱者にとって欠かせない生活の足となっております。

「まくバス」の1日当たりの乗車人数は、平成26年度の14.8人が、27年度は14.6人と減少したことから、昨年6月に沿線の住民に対し、ニーズ調査とPR活動を実施した結果、28年度は19.6人と増加し、本年4月からは、停留所を2カ所増設するとともに、運行時刻の一部を見直すなど、さらなる利用促進に取り組んでいるところであります。

一方、「さつバス」の1日当たりの乗車人数は、平成26年度は24.9人、27年度は30.3人、28年度は31.6人と年々増加しております。

また、予約型乗り合いタクシーの1カ月当たりの乗車人数は、「駒島線」では、26年度は29.3人、27年度は39.8人、28年度は47.4人、「古舞線」では、26年度は66.3人、27年度は32.3人と減少しましたが、28年度は65.8人と2路線ともに増加傾向にあります。

次に、課題といたしましては、コミバス、予約型乗り合いタクシーともに年々、乗車人数が伸びておりますが、特にコミバスについては、音更町、芽室町のコミバスの平成28年度の乗車人数が1便当たり10人以上乗車しており、本町では「まくバス」は3.9人、「さつバス」は6.3人といた状況から、さらに乗車人数を伸ばすことが重要であると考えております。

次に、町民ニーズについては、平成30年10月からの新たな運行協定に向けて、コミバスの利便性向上の参考とするため、今月から幕別・札内市街地の9,019世帯にアンケート調査を実施しているほか、コミバス車内や役場、札内支所、図書館本館・分館、保健福祉センターにもアンケート用紙を配置しております。

このほか、幕別・札内市街地の公区長や民生委員・児童委員などの方々にもご協力いただき、公区や地域の方々からご意見、ご要望などをお聞きするとともに、今後は、スーパー等での街頭調査や高齢者の集会等にも出向いて意見を聴取する予定であり、11月中を目途に意見を集約し、分析してまいりたいと考えております。

次に、コミバス等の運行体系については、コミバスはそれぞれ1日5便運行し、「まくバス」は1周7.7キロメートルを37分、「さつバス」は27.9キロメートルを1時間30分で循環しており、前段申し上げましたとおり、町民ニーズを踏まえ、地域の実情に即した運行に努めてきたところであります。

また、予約型乗り合いタクシーは、それぞれ1日5便運行し、午前の2便は自宅から市街地へ、午後の3便は市街地から自宅まで運行をしております。

次に、新たな利用者を増やす取組については、現在、公共施設や医療機関、スーパーなどに時刻表を配置し、コミバスへの乗車を促すPRを行っておりますが、今後は、出前講座のほか高齢者の集会などに出向き、コミバスと予約型乗り合いタクシーの乗車方法のほか、65歳以上で運転免許証を自主返納された方を対象とする運賃半額制度などのPRに努め、利用者を増やしてまいりたいと考えております。

次に、住民参加の交通政策づくりにつきましては、住民の意見が十分に反映されるよう「幕別町地域公共交通確保対策協議会」の委員22名のうち、公区長をはじめ、町PTA連合会や町老人クラブ連合

会などから12名の方に参画していただいております。

次期運行協定の見直しに当たりましては、アンケート調査や街頭調査、団体等からの意見聴取などの結果を踏まえ、協議会において、幅広い議論をしていただくこととしております。

ご質問の3点目、「コミバスの通学利用に配慮した運行計画などの見直しは」についてであります。

小中学生の通学方法については、徒歩を原則とし、自転車やコミバスによる通学手段については、学校長が許可するものとなっておりますことから、今後は、小中学校、教育委員会とも協議し、学校長の意向について確認した上で運行計画について検討してまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ご答弁いただきました。

町長からはまとめてご答弁いただいたのですけれども、私は1点ずつ具体的に聞いていきたいと思っております。

まず、1番のところからいきたいのですけれども、先般の報道にありましたが、昨年、幕別地区で利用者が大きく増えたとの記事が載っておりました。これについては、運行以来、利用者が低いまま推移してきた現状があり、町がPRなどの対策を講じた結果でもあると認識しております。ただ、これは、一面的なことであり、全体的に見ると課題は山積しております。そこで、再質問させていただきます。

昨年のニーズ調査をした結果、これについてはよくなったという声も聞いているのですけれども、買い物をして帰りの便に時間が合わないですとか、買い物のバス停が遠くて、荷物を持って帰るには大変ということで、ダイヤ改正とバス停の増設を行いました。今回、見直しに反映されなかった要望の中には、こういったものがあるのでしょうか。確認のためにお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 昨年のアンケート調査につきましては、利用者だけではなく沿線住民の方からの意見を伺うということで、訪問して調査を行わせていただきました。

その中で、今、内山町議がおっしゃったように、市街地中心部で用足ししても、帰りの便に時間が合わない。それと、市街地中心部で買い物しても、帰りのバス停が遠いという意見がそれぞれ多かったものですから、そういったことを解消するためにダイヤの一部改正と、バス停の増設をしたところでございます。

そのほかの意見といたしましては、本当に1人ぐらゐの意見はいっぱいあったのですけれども、その次に多かった意見といたしましては、路線上どこでも乗り降りできるようにしてほしいという、フリー乗車の要望が5名の方からあったというところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今、ご答弁いただいた中では、昨年の沿線調査の結果のお話でありまして、これまで答弁にありましたように、公区長や地域の方から要望とか意見を聞いているということとか、現在までに、ほかに沿線調査ではなくて、声が上がっていなかったかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） これまでの調査、アンケートにつきましては、町長の答弁でもありましたように、試験運行のときにそれぞれ利用者に対してアンケート調査を行っております。そのほかに、抽出して2,400世帯に対してアンケート調査といたしますか、調査をしているところでございます。

その中で、意見が多かったのは、利用者の方がまずありますけれども、駅での乗降が必要だということですね。そのときにも、試験運行のときにも駅で乗降できたと思うのですけれども、そういったご意見。あるいは、両回りしてほしいということで、今回の運行に際しては、逆回りも入れているところなのですけれども、そういった要望。これも昨年の、先ほど申しました幕別地区のアンケートのときもそうだったので、買い物帰りのバスが、いい時間帯のバスがないというような意

見が多数あったということでございます。もう一つ、休日の利用者が少ないということもその調査の中でありまして、現在は、休日については運行していないということでございます。あと、通学利用の方が多かったということで、乗車時間は妥当だという意見も多数いただいているところでございました。時間が合わない、帰りの便が合わないという先ほどのアンケートにもありましたけれども、合わないということで往復の利用はなかなか難しいというご意見もあったところでございます。

大きくはそのような状況でございました。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 確認なのですが、今のお答えというのは幕別地区でのご要望ですか、それとも幕別も札内もあわせて。

○防災環境課長（天羽 徹） あわせてです。

○5番（内山美穂子） あわせてですね。わかりました。

でしたらまた、ご答弁の中でアンケート用紙を配置しているということがお話しされましたが、これまでそのアンケート用紙を図書館とか役場とか支所とか福祉センターに設置して、どの程度回収と  
うか、集まったのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 答弁の中でのアンケート用紙の配置というのは、9月に、今、実施しているアンケート調査のこととございまして、今、答弁にありました公共施設に、アンケート用紙を配置しているような状況とございまして、当然そこには回収ボックスも置いてあるようなこととござい  
ます。

それとあわせまして、9月の広報紙とあわせて、答弁にもありましたとおり約9,000世帯に対して配布しているところとございまして、この配布しているアンケート用紙には書いてあるのですが、2名様までコミバスが乗れるというようなことで、そういった体験乗車もしていただくような形で配布しているところとござい  
ます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） このアンケートにつきましては、回収しないと皆さんの声が集まってこないと思うので、今のところ私が聞いている要望とかをお伝えしたいのですが、私も何回かまくバスにもさつバスにも乗りました。そんな中で、先ほど挙げられましたけれども、例えば土曜日とか日曜日に運行してほしいというのも、私は聞いていまして、土日だとスーパーのセールがあつて、そういうのに合わせたいとか、例えば帯広に住んでいる孫に会いに行きたいので、休みの日にあったら乗り継いで行けたらいいとか、そういう声もありますし、また趣味の陶芸教室や何かに通っている方は、もう本当にこのバスがなかったら趣味に行くことができないという、実際に乗ってみて利用者から多様な意見を聞くことができました。

ご答弁では、町民ニーズを踏まえて、地域の実情に即した運行に努めてきたところとありますと話されましたけれども、現状としてニーズに合っていない部分もあるのではないかとということが言えるというふうに考えています。本当に必要としている人が利用しづらいということもあるのではないかと  
いうふうに考えています。

具体的に、どこに行くのにどのような人が困っているのかなどといった、現場の声を反映させることが可能な新しい仕組みをつくるということが、重要なのではないかなというふうに感じたのですが、この点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まさしくおっしゃるとおりであります。せっかく運行しているわけですから、大いに利用していただくことが何よりでありますので、そこはやはり利用しやすいような運行体系をとる、あるいは停留所の配置をするでありますとか、あるいは回り方をどうするでありますとか、そういったことをトータルで、今まさにアンケート含めて住民意向を把握しようとしているわけでありま

して、これは来年の、30年の10月から新たな運行になりますので、そこに反映してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。

2番目に行きます。

現状の運行体系について、具体的に伺っていきたいと思います。

繰り返しになるかもしれないのですが、本町地区で要望が多いというのは、幕別から札内までを走らせてほしいということです。そういう方たちの中には、札内や帯広の路線バスに乗り継いで行けるということを、乗り継いで行けるようなダイヤ設定をしているということを知らない人もいました。まず、乗り継ぎの状況がどうなっているのか、幕別地区と札内地区それぞれお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 乗り継ぎの状況でございますけれども、申しわけございません、今どれぐらいの方が乗り継ぎをされているか、ちょっと数字を押えてはいないのですが、乗り継ぎのときには、運転手の方から乗り継ぎ券というものを渡されて、コミバス運賃相当額を助成するような形にしておりますので、路線バス、十勝バスの乗り継ぎにつきましては、その逆も同じですけれども、その数字からどれぐらいの方が乗り継ぎされているかというのはわかるかと思うのですが、現在はちょっと持ち合わせておりませんので申しわけございません。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 乗り継ぎの、例えば時間の、ダイヤのそういう組み合わせとか、そういうことについてお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 失礼申し上げます。

現在の乗り継ぎに関しましては、主にJRにつきまして乗り継ぎができるような形でダイヤ設定をしております、ただ時間が五、六分で乗り継げるとかということではなくて、10分から30分ぐらいかかるような場合もありますけれども、そういったことで例えば、細かい説明になってしまうのですが、全便乗り継げるというわけではございませんが、乗り継げる便もあるということでございます。

その本数とかということになりますと、1便から5便まで、全部ではないですけれども、そのうちの何便かは乗り継げるような形でダイヤ設定をしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私、調べさせていただいたのですが、何かかなり苦心してダイヤ設定されているように見受けられるのです。結構、接続できるようなダイヤにはなっているのですが、待ち時間が30分とか50分のももありまして、例えば幕別地区のまくバスで乗り継ぐ場合でしたら、駅前にターミナルがあって、駅の中で乗り継ぎの時間まで時間を潰しておくということが可能なので、それは何とかというところもあるのですが、札内地区に関しては、乗り継ぎの場所が、ちょっと本当に待ってられるような場所ではないのですよね。例えばJRの駅で乗り継ぐ、JRに関してはそんなのですが、路線バスに関しては、本当に屋根もないようなところが乗り継ぎの時間設定になっております。

そういうことでいくと、屋根のないようなところで幾ら路線設定しても、なかなか乗り継ぎっていうことを選択肢に入れられないのではないかなと思うのです。で、住民からお話を聞きますと、結構乗り継いで行っている方はいるのですが、十勝陸別線、幕別陸別線とか幕別線で行くと、厚生病院の北側にバスがとまるのですね。で、ちょうどいいような時間で行って、帰日も治療が終わったところその同じ北側から乗って帰ってこられるような、そういう路線バスも出ているので、うまくその時間に合うような設定みたいなのができればいいかなということと、その待っている時間が、例えば停留所をコミプラにするとか、例えば路線バスの停留所自体をコミプラに変えていただくとか、そう

いったことは可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 路線バスとの乗り継ぎにつきましては、町議おっしゃったように、待ち合い時間が長いとかということは現実発生していると思います。個別に通院する場合のときに、この時間帯に合わせるような時間設定とかということになると、今度 JR に合わなくなるだとか、あるいは今度、朝の便の通学の利用時間に合わなくなるだとか、1日に5便しか現在のところ運行してごさいませんので、そんなこともございましてなかなか合わないようなことで、町民の利用者の方にはご迷惑をおかけしているようなことでございます。

路線バス自体を、コミプラだとかに停留所を持っていくことができないかということになりますと、これは事業者である十勝バスとも協議しなければいけませんですし、近隣の住民の方のご理解もいただかなければならない。バス停を変えたり、路線を変えたりするということについては、いろいろな説明だとか、時間がかかってくるようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私も、全部の便がうまく乗り継ぎできるような時間帯というのは、物理的に無理だと思います。だから例えば、工夫して路線バスが着くような時間に、もしコミプラで待たないとしたら、もう横づけするぐらいの時間に1便だけ合わせて、それできっと乗っていけるようにすると、それは一つの例なのですけれども、そういうことも可能ではないかなと思うのと、バス停の位置を変えるというのは可能だということ認識していいのですね。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） バスの停留所の位置を変えるということは、私の立場では申し上げられることではございませんので、十勝バスだとかと協議した上で、利用者が増加するだとかいろんなプラス要因がなければ、なかなか動かすことはできないということは、前に伺っておりますが、あと地域住民のご理解ですね。もともとバス停あったところから、今度コミプラにずらすということになる可能性にもなりますので、そういったときに理解を得られるかということがあります。ですので、私の立場では、できるとかできないとかということは申し上げることができません。

それと、その前におっしゃってました停留所で横づけするぐらいな時間設定は、1便でもできないのかということでもございますけれども、そういったことは、うまくタイミングがあればできるかと思うのですが、そのかわり、どこかほかのところはもっと乗り継ぎに時間がかかるだとか、そういった停留所も増えてくるような形になりますので、やはり一つや二つの停留所であれば、そういった設定はできると思います。停留所も幾つかございますので、そしてあわせて JR もございますので、なかなかそういった調整がうまくできるかどうかは、今後、検討させていただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） かなり難しいというご答弁いただいたのですけれども、2013年、平成25年12月に、日本で初めて交通政策の理念と方向性を示した交通政策基本法が施行されて、翌年には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が制定して、地域交通は市町村が主体になって政策をつくる方向が打ち出されました。それで、こうした動きを受けて帯広市では、事業者と一緒に市内の全域のバスの路線とかの再編に、今、取りかかっているのですね。

なので、本当に時間はかかるかもしれないのですけれども、地域の理解というか、これからもコミバスを走らせるとしたら、より多くの人に乘ってもらえるためには、どうしたらいいかということ柔軟に考えて、なかなかすぐにはできないかもしれないのですけれども、そういったことも念頭に前に進めていきたいと思えます。

次、行きます。

幕別札内間の運行に関しては、私も調べたところ、地域フィーダー系統補助金の関係でなかなか制約があって、路線バス、同じバスを走らせることができないというふうに理解したのですけれども、

制度だからできないと止まってしまうのではなくて、どこか工夫することによって解決策はないのか、今後、調査・研究してほしいと思うのです。

例えば、一つアイデアなのですが、まくバスは、ダイヤを見ましたら、かなり待ち時間が多いのです。間、5便、まくバスとさつバスの走行距離自体が違うので、同じ5便で走らせると、まくバスは3.5分の1ぐらいしか走っていないことになってしまうので、そうしたらそういう空き時間に、例えば既存の路線バスと競合しないところ、旧国道を1回ぐらい往復するような時間はあると思うので、それをしてくださいとかということではなくて、そうした選択肢も可能ではないかなと思います。いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 確かに、今、言った例といいますか、あるのですが、幕別札内間においてはJRのほかに、幕別線、また陸別幕別線というこの2本が国道を走っております。そういったことになりますと、旧国道を走れば、確かにそういうことは可能なかもしれませんが、結果として路線バスとの競合というのは避けられない状況になります。

幕別といたしましては、幕別町の町民だけが良ければ良いということではなくて、やはり路線バスとしては陸別から来られている方もおりますので、そういったこと全体も含めて考えなければならぬと考えております。ですから、今ご提案いただいた件につきましては、一つの案としては受けとめますが、路線バスを守るというのは町の役目でもありますので、難しいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私自身も、路線バス、JRを守るということは地域の役割だというふうに認識しています。

ただ、その路線バスが走っていない時間帯とか、路線バスに影響がない範囲でだったらできるのではないかなというふうに思っただけの提案だったので、選択肢として協議を進めていく中で、頭の中に入れてほしいと思います。

次に行きたいのですけれども、また、乗り方がわからない、ルートがわからない、どこまで行けるかわからないという声も聞きます。電話でそういう問い合わせみたいなものはありますか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） これまで、昨年、ことしにかけては、1件もございません。

ただ、以前はあったというようなことも伺っておりますので、現在のところはサロン等集会に出向いたときに、できるだけ説明してご理解していただくように心がけております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） これまで町の出前講座とか、いろんな形でそういった説明はしていると思うのですけれども、私自身内容を聞きますと、ちょっと足りないのではないかなと思うのですね。

例えば、私が実際バスに乗ったところ、ノンステップバスになっているのですね。ノンステップバスというのは、びっくりしたのですけれども、本当に歩道からそのままの高さで乗っていけるのですよね。すごく楽に乗り降りできましたし、やっぱり乗るところまで皆さんがいくと、なかなか使い勝手がいいとか、使えるかなというふうに思う方もいらっしゃると思うのですね。実際に、先月、初めて乗る人たち何人かで行ったのですけれども、意外に使えますねという声を聞きました。なので、本当にぜひともPRを徹底してほしいと思います。

また、PRするためには、前に戻りますけれども、利便性をアピールしなければなりません。現状の状況で、どうやって利便性を高めていくのか。例えば、乗り継ぎの問題にしても、いろいろ計画してダイヤとかルートとか決めていると思うのですけれども、札内と幕別では人口も走行距離も全く違う中で、同じ座席が18人で、定員が運転手さん入れて33人の同じバス1台ずつを走らせていること自体、これ以上札内に関しては、利便性がよくなるといっても限度があるのではないかなというふうに、

私調べながら思ったのですね。やっぱり本当にそういうことを勘案して、政策に生かしてほしいと思いますけれども、その辺のところをどういうふうに認識していますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおり札内の運行距離というのは物すごく長いわけでありまして、果たして今の1便体制がいいのかどうかということも含めて、次回の見直しに反映させたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 幕別と札内、それぞれについてお聞きしたいのですけれども、また幕別では、例えば便を増やしても、もっときめ細かく回してほしいという意見もあるのですけれども、反対に一方で、より具体的になるのですけれども、本町地区はデマンドバスやデマンドタクシーの検討など、抜本的な見直しも考えなければならない時期ではないかなと思います。本町地区でデマンドバスとコミバスを運行するメリットとデメリットというのが、今わかりましたら、経費の面とかを入れてお伝えしていただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今まさに、先ほど町長答弁でもございましたとおり、今、町民のアンケートをとっている段階でありまして、その中でもいろいろな意見が反映されております。

今、質問を受けた件につきましては、これからまだ検討する段階のものだと思っておりますので、今この場ではお答えすることができません。申しわけございません。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） わかりました。

今後、検討していくお考えということで、よろしいですね。

次、3番目行きたいと思います。

コミバスの通学利用に配慮した運行などの見直しなのですけれども、確認のためにお聞きしますが、乗車人数に占める中学生の割合はわかりますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 大変申しわけありませんが、中学生は大人の扱いで、乗車状況を確認しておりますので、割合については申しわけございません、わかりません。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 私が何となく調べたところ、乗車人数と運賃収入の差に100円をかけて、そしてなおかつ無料の日がありますよね。コミバスデー。コミバスデーの人数を引くと、何となく出てくるような、冬期なのですけれどもありまして、目視する中では、さつバスもあまり学生を除いたらそんなにすごい利用されているというように見受けられていないというところがあるのですけれども、通学利用に関する要望を聞いていますか。教育委員会のほうでお願いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） これ平成25年に運行を開始した当時、もちろん町長からの答弁にもありましたとおり、通学的手段につきましては学校長の判断になります。平成25年当時、例えば札内東中学校などでは、遠方から通学している子供たちもいますので、学校において保護者にアンケートをとって、とった結果、かなりの数の方が希望していたというふうにお聞きしております。

しかしながら、バスも乗車定員三十数名というのがありますから、それに支障のない範囲でということで、学校で区域を定めて、そこから遠いところの子供については乗車していいですよということで、無料乗車券を配って利用していただいているという状況にあります。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ご答弁にありましたけれども、原則徒歩ということで、線引きしなければならぬ事情はよくわかります。ただ、実際に、もっと乗せることができないのか、目の前を誰も乗っていないバスが走っているのに乗れないとか、いろいろな声は聞くのですね。

せっかく走っているのだから、もっと多くの人に乗ってもらえるように工夫することが重要なので、町の生活交通ネットワーク計画の中に、利用実績を踏まえた運行ルートの見直しというのが書かれていまして、朝1便目から運行する必要がない場所については、運行便ごとにルートを変更するなどし、総運行距離の短縮による運行の効率化を図ることが重要であると書かれているのですね。

それで、例えば朝の1便の時間帯を見ましたら、さつバスですね、この1便の時間の中で、札内支所から東中まで走行している30分間の間あるのですけれども、通学利用しているのですけれども、一般の利用はほとんどないということなのですよ。朝は病院もやっていないです。その時間に、始発点をもっと先、西の方にして、東中まで行かなくて、札内スポーツセンターのところ一旦行って、もう1回、2巡するともう少し乗れるようになるのではないかとというふうに、いろいろ話す中で出てきたのですけれども、そういう考えというのはいかがか、見解をお聞きしたいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） ネットワーク計画の中で、町議おっしゃっていた件につきましては、さつバスの1便につきましては、時刻表にも書いてありますとおり、1便は札内ガーデン温泉前ですとか、札内スポーツセンター前、百年記念ホール前、幕別温泉前、老人福祉センター前については停車しませんということで、そちらのほうにはバスの運行自体を行っていないわけなのです。ですから、ダイヤの全体、1周回る時間帯につきましても、この便につきましては、先ほど答弁した1時間半よりも少ない時間帯、かかる時間が少ないという形になっております。

今、具体的なお話もお聞かせいただきましたけれども、そういったことにつきましては、今後のアンケート調査や意見聴取の結果で、いろいろ分析をさせていただきまして、細かい運行計画につきましては、協議会の中でお諮りをしていただいて、決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 委員会、協議会、アンケートの結果を踏まえてしていくということなのですが、もしもこういうことができなかった場合、有料でもいいので乗せてほしいという声も挙がっています。有料だったら乗ることができるのかどうか、教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、通学で使っているのは、学校長が許可しているというのは、通学で利用する場合は基本的に無料ですから、無料バスを配っている方が、今、私先ほど答弁させてもらったとおりなのですけれども、通学の手法については、特段、徒歩でなければならないとかと定めておりませんので、お金を払って乗るのは自由かなというふうに判断しております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 通学については、基本的にどういう手段によって通学をするかについては、学校長がどう考えるかというところが一番根っここのところにあるわけでありまして、それは単に通学するわけではなくて、そこの通学することを通じて足腰を鍛えろとか、そういったことも含まれて、どういう手段をとるのかと。基本は徒歩としながらも、どうしても徒歩で行かれない場合については、他の手段も認めるよということで、学校経営計画の中にも定まっているわけでありまして、まずはそういった基本的なことを踏まえた中で考えるべきであります。

それと、スクールバスのように使うということになりますと、有料となればまた別かもしれませんが、他の地域との均衡も当然出てまいりますので、そこは町全体の中で慎重に考えなければならぬというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 町長のご答弁は、とても理解しております。

ただ、今4年たったので、一応アンケートを踏まえて仕切り直しして、最終的には学校長の判断になると思うのですけれども、そういったことを不公平感があまり芽生えないような形で、より多くの人が乗れるような形で進めていただきたいと思います。

次、4番目に行きます。

この間、私コミバスに乗ったときに、幼稚園児が体験乗車をしていました。コミバスに幼稚園児が乗っていると、地域のおじいちゃん、おばあちゃんが手を振ってくれたりとか、とてもいい取組だなと思って乗っていました。町の職員も、しっかり子供たちに、おじいちゃん、おばあちゃんにちゃんとコミバスに乗るように伝えてねというふうに、さりげなく PR もしておりました。

また、コミバスで図書館へ行こうという企画がありますね。コミバス無料デーに、映画とか落語の DVD を見に来ませんかという企画があって、それにコミバスで行ったら、飲み物とかおやつとか出してもらって、楽しんだ後は送ってもらえるそうなのですね。それに参加した人は、すごく楽しかったという声も聞いていたのですけれども、こういった取組はとても私はいいかなと思います。

コミバスについては、機構改革で担当部署が変わりました。しかしながら、一つの部署ということではなく、役場内のさまざまな部署でも、乗車につながるような企画を広めていただければいいかなというふうに思っています。

28日の議会報告会で、参加者からまちづくりについての意見がありました。その中で、町内でたくさん野菜がつけられているが、売っている場所が、今、あまりない。幕別はトマトハウスがあるのですけれども札内にないので、土曜日とか日曜日でもいいから、直売所をつくれないう声だったので、例え音更ではコミバスのターミナル、共栄コミセンの駐車場で、ちょうど野菜の時期に野菜市みたいなフリマをやっているのですね。家庭菜園でつくられた野菜が提供、販売されていたり。で、それを楽しみにコミバスに乗って、買いに来たりということも聞いております。

また、週末に帯広駅前でとかちマルシェが開かれたのですけれども、何と3日間で9万8,000人が訪れて、私も行ってきたのですけれども、すごい本当に盛況で、楽しいと思って帰ってきました。それで行って、私はちらっと頭をよぎったのは、幕別でもコミプラマルシェみたいな、そんな小さなイベントでもできたらいいなあというふうに思いました。

幕別でも小さいイベントが開かれていますけれども、こうしたイベントにコミバスを使ってもらおうというのも一つではないかと思えます。夏に札内でビアガーデンありましたよね。ああいった何かあるときに、コミバスに乗ってくると、アルコールも飲めるしという、そういう新しいニーズを掘り起こすことになります。まちづくりの視点で、町に親しみを感じてもらえるよう、バスに乗る楽しい目的をつくることも大切ではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これコミバスに限らず、あらゆる町の施策については、それが単独で行われるのではなくて、お互いに関連しあって、補完しあうというものでありますので、コミバスの利用についても利用促進を図れるように、コミバスという側面だけでなくいろいろな側面から、それは考えなければならぬものだというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） ぜひそういう方向で進んでほしいと思います。

産業祭りでコミバスを PR のために展示しているのですけれども、できればシャトルバスみたいな形で会場に連れて行くという、そういった方法もあるのではないかというふうに私は思います。そういった声もあります。展示してるだけだったらいらないよというふうに聞こえてきたこともあります。そんな感じなので、ぜひいろいろとご検討いただきたいと思えます。

それと、十勝には、倒産寸前から努力して、人のつながりを大切にして業績を回復させた十勝バスがあり、全国的に有名になっています。幕別町のコミバスも、十勝バスが運行しています。なので、私、その4代目の野村社長が言っていた言葉が本に書いてあったので、ちょっと紹介させてもらいたいなと思ったのですけれども、バスに乗るのは手段であって目的ではないが、バス会社は目的を提案しなくてはならない。行きたいところをつくって、紹介して、行きやすくする。楽しい場所やおいしいお店に安く行けるようにする。みんなに喜んでもらえる存在になり、魅力的な十勝づくりに貢献するのが、自分たちの役割なのだというのを聞いて、コミバスだけではなくて、本当に地域を走っているという路線バスも、私たちは支えていきたいなというふうに思いました。

で、またここで提案なのですけれども、コミバスに乗って選挙に行こうということで、期日前投票に行く場合、投票用紙みたいなああいうはがきを持っていったら、運賃を無料にするという取組をしているところもあるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ささまざまな提案ありがとうございます。

そういったことも含めて、今後の、その30年10月からについては、なるべく利用してもらえような方策も盛り込んで、運行計画を定めていきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 最後の5番目なのですけれども、11月をめどにそうしたアンケートの意見を集約して、分析して進めてまいりたいと思いますということだったので、その中で、幕別町地域公共交通確保対策協議会というのは、大きな役割を果たしていくと思いますけれども、新たな計画に向けてのスケジュールというのは、今、わかっていたらお知らせしていただきたいです。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 現在、アンケート調査、意見聴取につきましては、今月22日を回収期限としておりますので、それを回収させていただきまして、集約して分析するとともに、住民ニーズを具体化、具体的にはどんなような住民ニーズになっているかということ进行分析しまして、その後、協議会を開催して進めていきたいというふうに現在のところは考えておまして、必要なもの、今この場でまだアンケート調査も回収してなくて分析していない状況では、申し上げることが限られていますけれども、分析した結果、こういった運行計画がいいのかということも含めて、考えていって協議会にご意見を伺っていく形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今後は分析した後に協議会を開くということなのですけれども、こうした協議会の場合をより活発にするために、協議会とは別に地域の実情に合った運行方法など交通政策について、住民が知恵を出し合えるような場というのが必要ではないかと思うのですね。

例えば、自治会などが地域交通などの企画や運営、運行などを行う地域も出てきました。地域を守るため、みずから進んで地域交通にかかわろうとする住民たちの動きは、本当に地域を元気にしてくれる源になると思うのですけれども、幕別は地域性も違いますし、そういった今、実際にしているところと比べたら、まだいろいろな公共交通が走っているので、そこまで至らないかと思うのですけれども、何かするにしても、一朝一夕でできるわけ değildir、町が旗振り役になって、こうした協議会とはまた別に 地域の人たちが意見を言える場、何かいろんな運営にかかわれる場、そういう人たちを見つけて育てていく政策とか、ネットワークづくりというのは、交通政策だけではないのですけれども、これから大事になってくると思います。いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まちづくりの上で、住民の皆さんのご意見を伺う、あるいはその意向がどうかということ把握しながら一つのものをつくっていくと、一緒になってつくっていくと、これは私が選挙に出るときから言っていることでありまして、まさしくそうだというふうに思います。

ただ、このコミバスに関して言うと、そもそも協議会が住民が参加できるように、半数は住民が参加できるような仕組みになっておりますので、それをほかにもつくとすると、屋上屋を重ねるような形になりますので、私はアンケートが一つ住民意向を把握することでありまして、あるいは社協でありますとか、老人クラブであるとか、民生委員でありますとか、あるいは公区の連合体でありますとか、ともかくどんな意見があるかをいただいて、それを集約した上で協議会に諮っていくと、それを参考にして協議会でもんでもらうことが、このスケジュールの中では一番いいのかなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） このスケジュールの中では、そういったことで協議会を中心にとということだったのですけれども、今後もし必要な場合があれば、ぜひ積極的にそういう場を設けていただきたいと思います。

これからは、私たち町民も公共交通があればいいといった要望だけではなくて、地域としてもいろいろな形で支えていくことが大切だというふうに、私自身思っています。

最後に、本当に繰り返しになるのですが、抜本的に見直す必要もあると思いますし、町の財政とかも勘案しながら、一層柔軟な対応を進めていただきたいと思います。

最後にご答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは先ほどからも言っていることでありまして、住民の皆さんから本当にいろいろな意見を聞いて、それを全部が全部かなえられるとは限りません。これはやはり集約する必要がありますので、それを計画の中に盛り込んで、より利用していただけるような、親しんでもらえるような、そんなコミバスにしてみたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:59 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1点目、道立幕別高校と私立江陵高校の統合（新設）についてであります。

少子化の進展によって将来的に生徒数の減少が予測される中、町内の「高校存続」を見据えて、4月14日、町は道教委に対し、道立幕別高校と私立の多田学園江陵高校の再編統合について要望を行ってきました。道内で道立と私立が再編統合されたのは、平成20年、道立網走向陽高校と私立網走高校が統合し、向陽高校校舎に道立網走桂陽高校が新設された道内初の事例があります。

6月6日、公立高等学校配置計画案が公表され、「幕別高校については、江陵高校が募集停止となること等考慮し、平成31年度に2学級増の3学級とすることとし、31年度入学者から、江陵高校の校舎を使用する」「学科については検討中」と示されまして、再編統合が配置計画案に位置づけられたところではありますが、要望してきた「1学年4学級」はかなわず、計画が決定する9月まで引き続き要望していくというふうにお聞きしております。

この再編統合によって、全く新しい道立の全日制普通科高校が新設されることが予定されるため、以下についてお伺いいたします。

①これまでの経過と現状。

②今後の見通し。新しい学校名や私立江陵高校からの教職員の採用について。

③魅力ある、将来にわたって持続可能な高校になるために、町としての支援の考えについてであります。

2点目の質問であります。

海外資本、外国人による森林、土地の買収についてであります。

道は、海外資本等による森林取得事例を調査しましたが、平成28年に海外資本や外国人が買収した北海道の森林や土地の面積は、30件、509ヘクタールとなり、統計が残っております平成23年以降で最大となっております。その中には、驚くことに足寄町の3ヘクタールの買収も含まれ、過去には清水町での事例もありますが、紛れもなく十勝で起きている現状にあります。同年末までの累計では、

124件、2,411ヘクタールにも上ります。農林水産省（林野庁）では、外国資本による森林買収に関する調査の結果について公表し、平成28年は全国で29件、202ヘクタール、そのうち北海道が多くを占めまして、25件、201ヘクタールとなっております。

海外資本等の森林買収の増加を受けて、ニセコ町では平成23年5月「ニセコ町水道水源保護条例」を施行し、罰則も設けられております。道では平成24年4月「北海道水資源の保全に関する条例」を施行しております。

今後も外国人や海外資本進出や買収による水資源や乱開発、安全保障上においても大変懸念されるため、以下についてお伺いいたします。

①海外資本、外国人による森林や土地の買収について、町の見解、町内におけるこれまでの状況。

②海外資本、外国人による売買情報、チェック体制は。条例化など規制することについてであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、教育委員会と町にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁をさせていただきます。

「道立幕別高校と私立江陵高校の統合（新設）について」であります。

今日、高校進学率が98%を超え、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望などは多様化してきており、その多様なニーズに対応する教育活動を推進することが重要であります。北海道内におきましては、中学校卒業生数が、昭和63年をピークに減少しており、平成27年では、ピーク時に比べ半減している状況となっております。

このような中、北海道幕別高校は、現在1学年1学級で、充足率が6割程度であり、北海道教育委員会が定める「新たな高校教育に関する指針」では再編整備の対象となっております。

また、多田学園江陵高校におきましても、1学年普通科2学級、福祉科1学級の3学級で、学校全体では定数を下回っている状況にあり、本年度の入学状況や今後の生徒数の動向を考えたときには、必ずしも安定的な継続は難しいことが予想され、町内2高校の存続は厳しい状況にあると考えております。

ご質問の1点目、「これまでの経過と現状」についてであります。

本町における安定的かつ持続可能な高校教育をいかに確保するかが、大きな課題でありますことから、平成23年10月に網走市の道立網走向陽高校と私立網走高校の再編統合について視察を行い、検討を進めてきたところであります。

平成27年10月に、中学校の保護者等10人で組織する「幕別町後期中等教育を考える懇話会」を設置し、町内の高校に関する中長期的な展望について、4回にわたり検討をいただいております。

平成27年12月には、懇話会において町内の中学校に在籍する全生徒とその保護者を対象に、高校進学に係るアンケート調査が実施され、それをもとに、生徒・保護者の意向等を分析し、28年6月10日に「本町における高等学校の展望について」と題した報告書が懇話会から提出されました。

この報告書を受けまして、町と教育委員会において検討を行い、本町における高校教育が安定的かつ持続可能で、生徒・保護者が求める高校の確保を図るため、本年2月8日に江陵高校に対し、幕別町内の高校の再編等について要請を行ったところであります。

要請の内容といたしましては、1点目として、「平成31年4月における幕別高校と江陵高校の再編統合」について、2点目として、「統合校の江陵高校校舎の活用」についての2点を要請いたしました。

本町からの要請に対しまして、3月17日に江陵高校から、「町からの強い要望を受け、本校としても一大決心し、教職員の意見一致も踏まえ、幕別町における高校教育を安定的に確保するためにも、幕別高校との再編統合への道に同意する。また、近々での少子化影響、さらには財政面からもでき得

る限りのスピード感を持って再編を考えていかなければならない状況にあることから、本校の校舎を活用して、平成31年4月に再編統合することについても同意する」との回答をいただいたところであります。

私学として、60年を超える歴史と伝統を誇る江陵高校が、英断をもってご決断いただいたことを踏まえ、4月14日に町長と北海道教育庁へ出向き、北海道教育委員会の柴田教育長に対し、町内高校2校の再編統合に関し、4点の事項について要望を行ったところであります。

要望の内容といたしましては、1点目として、「現江陵高校校舎を活用し、平成31年4月、幕別高校と江陵高校の再編統合」

2点目として、「統合後の1学年の学級数は、全日制課程の1学年4学級の高校」

3点目として、「全日制普通科を基本とし、フィールド制や単位制の採用」

4点目として、「東部十勝における生徒の選択肢の確保と通学利便性が図られる全日制普通科高校」であります。

さらに、6月1日には、町長が北海道教育委員会を訪問し、同様の事項について再度要請を行ってきたところであります。

その後6月6日、北海道教育委員会から、平成30年度から32年度までの「公立高等学校配置計画案」が公表され、「幕別高校については、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となること等を考慮し、平成31年度に2学級の増を行うこととし、平成31年度入学者から、私立江陵高校の校舎を使用する」「学科は検討中」との配置計画案が示されたところであります。

町内高校の再編統合が配置計画案に位置づけられましたことは、大きな前進であると考えておりますが、「1学年4学級の高校とする」との要望事項についてはかなえられておりませんことから、8月18日に北海道教育委員会に対し、改めて「1学年4学級の高校とすること」「全日制普通科単位制の高校とすること」「学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入」の3点に絞り込んで再度要望書を提出したところであります。

さらに、8月25日には、商工会、町内3農協、森林組合、社会福祉協議会及び町PTA連合会の各団体連名の要望書を商工会会長が代表して、また、幕別高校同窓会、同校PTA及び江陵高校同窓会、同校PTA連名の要望書を、幕別高校同窓会会長が代表して、直接、北海道教育委員会の柴田教育長に手渡し、さきに町が要望した3点の実現に向けて、町民の思いを伝えていただいたところであります。

ご質問の2点目、「今後の見通し、新しい学校名や私立江陵高校からの教職員の採用について」であります。

初めに、今後の見通しについてであります。

本日、北海道教育委員会において、公立高等学校配置計画が決定され、「幕別高校については、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となること等を考慮し、平成31年度に2学級の増を行うこととし、平成31年度入学者から、私立江陵高校の校舎を使用する」「学科については全日制普通科」と示されたところであります。

今後は、北海道教育委員会が中心となり、幕別高校内に準備委員会を組織し、具体的な検討を進めていくことになるとお聞きしておりますが、ご質問にあります新しい学校名をはじめ、学校施設の形態や教育課程、部活動等の教育活動などにつきましても、検討がなされるものと考えております。

次に、江陵高校からの教職員の採用についてであります。私立高校から北海道公立学校教員への採用を希望する教員は、北海道教育委員会が実施する教員採用候補者選考検査を受験しなければならないと伺っております。

受験に当たりましては、それぞれの教員が受験教科の一般選考検査を受験することになりますが、私立高校の正規教員として教職経験が4年以上となる者は、第1次検査の教養検査が免除され、江陵高校の多くの教員はこの制度を利用し、選考検査を受験する予定であるとお聞きしております。

ご質問の3点目、「魅力ある、将来にわたって持続可能な高校になるために、町としての支援の考えは」についてであります。

本年4月14日に、北海道教育委員会に提出いたしました要望書において、町として、統合後の高校が、地域とともに歩み、魅力ある学校となるために、町が望む新たな高校の姿を提案させていただいたところであります。

今後におきましては、現役のオリンピックアスリート5人を生んだ本町の土壌や両高校の伝統、特徴を生かした多様な教育課程の編成など、本町の特色を生かした魅力ある学校づくりに向けて、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高校及び町の四者の連絡会を設置し、具体的な協議を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、魅力ある、将来にわたって持続可能な高校になるために、現在、実施しております魅力ある高校づくり推進事業補助金をはじめ、通学や学習活動等におけるスクールバスの運行、学校給食の提供、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールの導入や小中一貫教育との連携等の支援策についても、町と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「海外資本、外国人による森林、土地の買収について」であります。

外国人等による国内における土地の取得の制限に関しては、大正15年11月に施行された外国人土地法により規定されており、同法第1条では、外国人等が属する国が制限している内容と同様の制限を政令によってかけることができること、第4条では、国防上必要な地区においては、政令によって外国人等の土地の取得を禁止等ができると定められております。

しかしながら、同法に基づく政令は現在に至っても制定されておらず、外国人等による土地取得の制限に対して実効性を欠いている状態、つまり誰でも自由に国内の土地を取得できる状況となっているところであります。

また、外国人等であることを理由に、一律に土地の取得を制限することは、平成6年12月に国会の承認を受けた「土地取得について国籍による差別をしない」という世界貿易機関（WTO）協定に抵触する可能性が高いという見解もあります。

そうした中、道内において、水源周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地の取得が確認されたこと、全国各地で海外資本による森林等の取得が増加していることが明らかになったことなどから、こうした問題を受け、国は、平成24年4月以降、新たに森林の土地の所有者となった者は、当該土地が所在する市町村長にその旨を届け出なければならないよう森林法の改正を行いました。

海外資本による大規模な森林の取得が行われたニセコ町では、水源保護地域を指定し、その地域において水源の水質や水量に影響を与えるおそれのある施設、水源の枯渇を招くおそれのある取水施設等の設置を規制することなどを内容とした条例を、平成23年5月に施行しており、また、北海道においても水資源保全地域を指定し、その地域内の土地の権利を移動する場合に、契約締結の3カ月前までに届け出が必要とした「北海道水資源の保全に関する条例」を24年4月に施行しているところであります。

ご質問の1点目「海外資本、外国人による森林や土地の買収について町の見解、町内におけるこれまでの状況」についてであります。

初めに、町内におけるこれまでの状況についてであります。森林法や国土利用計画法における土地取引に係る届け出制度などを通じて確認した結果、海外資本等が買収した大規模な取引事例は、ないものと認識しております。

次に、海外資本等による森林や土地の買収についての町の見解であります。前段申し上げましたとおり、現行の法制度のもと、日本国内においては、海外資本等による土地に関する権利の取得が制限されていないのが現状であります。

しかしながら、地域の住民が水源としている森林や土地が、海外資本など地域と関係がない者に売却され、さらに、売買後の所有者が確認できなくなっている事例もあることから、住民の暮らしを脅

かしかねないと考えております。

国民の暮らしを守ることは国の責務であり、水源を保全するため、外国人に限らず「何人」を対象に、土地の取得に関して必要な制限を設ける法の整備を行うべきものと考えております。

ご質問の2点目、「海外資本、外国人による売買情報、チェック体制や条例化など規制することについて」であります。

町内において土地の所有権を移転した場合の情報は、森林の土地に関しては、面積にかかわらず、所有者となった日から90日以内に市町村長に提出される森林法に基づく届出書により、また、森林以外の土地に関しては、国土利用計画法に基づく土地取引届け出情報や、地方税法に基づき、土地や建物の表示に関する登記をしたときに、登記所から市町村長に通知される情報により把握することが可能となっております。

さらに、農地の所有権移転については、農業委員会の許可等が必要となります。

次に、条例化など規制することについてであります。国においては、過去から、国会等において、海外資本等による水源地を含む森林、国境離島や防衛施設周辺の土地の取引の問題に対し何度も取り上げられております。

昨年の衆議院予算委員会においても「安全保障上、重要な国境離島や防衛施設周辺での海外資本等による土地の取引、取得に関しては、国家安全保障に係る重要な問題と認識している。水源の保全についても重要な観点であると思っており、対応を検討していきたい」と安倍首相が答弁しているところであります。

町といたしましては、国土の保全や国家安全保障の観点から、国の責任において法の整備を進めるべきものと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 質問させていただきます。

まず、高校の統合についてであります。これまでの経過と現状ということで、行政報告でも逐一ご報告いただいておりますけれども、この再編統合が配置計画案に位置づけられ、大きな前進であったということではありますが、一つ忘れてはならないこと、それはまず先にやはり江陵高校さんのご英断があったからこそ、ここまで来れた、前進ができた、そのように思うところでありますから、心から敬意を表する次第でございます。

新聞報道では、江陵高校の校長先生のお話が載っておりました。苦渋の選択であったということ、また、公教育を大局的に考えたということ。また、62年にわたり学校経営をされてこられたわけなのですけれども、最終的には土地や建物を無償譲渡されるという、そういった意向も持たれているということが載っておりました。

これまで一連のそういった経過の中で、まずはそういった江陵高校さんのご英断、これがあったのでここまで進んでこられたという、そういった事実を、現在もそうですし、これからも忘れてはならないことだなというふうに思いまして、申し上げておきたいというふうに思います。

この再編統合については、今後、高校への進学を控えていらっしゃる生徒さんや保護者の方、地域の皆さんにとっても非常に大きな関心事でありまして、大変気になっておられるというふうにお聞きをしているところであります。

6月6日、道教委から公表されました、公立高校配置計画案でありますけれども、その内容、冒頭で申し上げたのですけれども、幕別高校については幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となることなどを考慮し、平成31年度で2学級の増を行うことをし、平成31年度入学者から私立江陵高校の校舎を使用するというふうになっておまして、この文面だけを受け取りますと、一般の町民にとっては、幕別高校が3学級になって、江陵高校の校舎を利用して札内に移るのだと、何かそのような形で理解している方が数多くいらっしゃるというふうにお聞きしております。

確認ですけれども、今回の再編統合ですけれども、全く新しい新設校になる、この理解は間違いな

いということを確認させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 高校の移行の形態というのが2年間あります。

31年4月から幕別高校3間口となって、学級数が増えて募集をします。で、その子供たちは江陵高校の校舎で学ぶと。ただし、江陵高校に既に入学している子供たちについては、2年生、3年生で江陵高校の校舎に残ると。で、これまでの幕別高校の子供たち、30年までに入学した子供たちについては、2年生、3年生として幕別高校の校舎に残ると。で、段階的に幕別高校の、31年4月に1期生が、江陵高校で勉強する1期生が入学して、さらに32年4月が2期生、33年4月が3期生ということで、順次、江陵高校で学ぶようになっていくと。並行して幕別高校に、2年生、3年生が卒業する、江陵高校の2年生、3年生が卒業していくというような格好になります。そして、最終的に江陵高校の校舎に、新たな幕別高校の子供たちが3年生までそろったところで、江陵高校は校舎を道へ寄附するというようになります。

現在、高校再編計画の中では、幕別高校の間口増という言い方をしておりますけれども、実質的には新たな高校を生むと、誕生させるというふうに考えていただいているかと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 段階的に在校生が残ったりということで、いろいろな複雑なことが起きるということで、なおのこと理解が難しくなってくるのですけれども、結局のところ新設校になっていくということであると思うのですけれども、町民の方にもそういったことで、わかりやすい内容で伝えていくべきだなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） これまで、6月1日の時点で、町の広報紙6月号に、今までの経過等をお話しさせていただきました。さらに、ことしの5月、公区長会議でも説明させていただいて、また7月には、町議会の総務文教常任委員会で内容を説明させていただきました。

さらに8月の10日に、中学校の先生たち、これは校長先生、教頭先生、進路指導の先生、さらに連合PTAの保護者の方にも説明させていただきました。できるだけこの内容を皆さんに詳しく伝えるようにお知らせしてきたつもりでございます。さらに、本日、計画が決定されて、この後、先ほど申し上げましたとおり、教育課程等煮詰めてまいります。それらがまた見えてきた時点で、再度、中学校の先生たち、PTAの方々、これは全員集めるというのはなかなか難しいので、連合PTAですとか、それぞれの学校、中学校のPTAの役員の方に集まっていただいて説明をしていきたいと、誤解のないように、皆さんわかるように丁寧に説明を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

今後の見通し等についてであるのですけれども、これまで町が1学年4学級ということで、要望を行ってきたところでありますけれども、先般、町議会からも同様な意見書が提出されまして、これもまた大変重みのあることであると思っておりますけれども、さらには、8月25日、各団体、連名の要望書、幕別高校、江陵高校の同窓会や、PTA連名の要望書も道教委に直接手渡されたということで、本当に町民の願いであり、地域の願いが強く強く込められているということで、私も重く受けとめているのですけれども、経過を見ていきますと、ちょっと残念ながら、3学級というふうになりそうな様子ではあるのですけれども、事前に、きょう9月5日あたりに、道教委のほうから配置計画が決定、公表されるというふうなことも聞いているのですけれども、3学級と言われてしまったら、もうこれは受けとめざるを得ない、そういうことになるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど、若干触れさせていただきましたけれども、本日、午前には北海道教育委員会が開催されて、その中でこの高校配置計画が決定されました。そして、幕別高校については、3

間口というふうに決定されました。

私ども、先ほど申し上げましたが、4学級を望んでいました。それにあわせて、町民の方々、商工会、PTAの方々、皆さん、同じような考えのもと再度要望してきたところであり、その点については非常に残念だなというふうに感じています。

ただもう一点、単位制というのを私ども望んでおまして、この単位制につきましては、個々の生徒の多様なニーズに応えられるよう、選択の幅を拡大するという手法になっております。生徒一人一人に対しまして、その興味、関心、進路希望あるいは学習の進度、そういうものに応じてさまざまな教育を受ける機会を確保できるという制度でございます。

で、単位制になりますと、一般の学年制に比較いたしまして、多くの先生を加配という形で配置できるということになりますので、充実した教育、先ほど言いましたけれども、生徒の多様なニーズ、一人一人の思いに応えられるような学校経営、学校運営ができるのではないかなというふうに我々考えております。子供たちにとって何が大切なのか、子供たち何を望んでいるのかという観点で、単位制について引き続き、この後お願いをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 3間口が決定され、公表されたということで、これは残念ながら受けとめなければいけないということで、受けとめさせていただきたいと思えます。

新しい学校名についてなのですけれども、今後、幕別高校内に準備委員会を組織して、具体的に検討を進めていくということで答弁あったと思えますけれども、町民の皆さんに公募をしていくのが望ましいのかなというふうに思うのですけれども、学校名どのように決められているのか、おわかりでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学校名につきましては、基本的にその準備委員会の中で決めるということになっております。その準備委員会の中には、江陵高校もサポートする形で入るということになっております。

ただ、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたが、道教委、江陵高校、町、幕別高校、この四者でつくる連絡会を、今、立ち上げたところでございます。そういう中で、学校名どうしてほしいとかという要望をぶつけていって、例えば網走の高校だったと思えますけれども、アンケート調査ですとか、そういうのを募集、公募して、その中から準備委員会のほうで選考したという経緯があるというふうに伺っております。

今回もそういうようなことで、町民の方々の声を反映していただけるよう、この後お願いして行きたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 網走でもそういった前例が、公募の前例があるということで、幕別もそのようにしていただければなというふうに思えます。

道が高校の設置者というか、中心となっているということは十分承知しているのですけれども、そうでありましても、幕別町内における地域の高校ですので、やはり町民の皆さんにも、そういった新しい学校名、募集していくこと、そういったことが望ましいなというふうに思えますので、お伝えしたいと思います。

次に、魅力ある高校になるために、町としての支援についてでありますけれども、高校進学を控えた生徒さん、保護者の方からも選んでいただけるような、本当に魅力のある高校になるよう努力も必要かなというふうには思うのですけれども、何点か挙げていただきましたけれども、どれもいいことだなというふうには思うのですけれども、このスクールバスの運行ですけれども、これも通学時、坂道とか大変ですので、大事なことはあるのですけれども、実際、費用の面で、本当にこれは実現可能なことなのかお聞きしたいのと、あと給食の提供ですね。これまで同僚議員からも質問出ておりましたが、食数が確か3,000食だったかと思うのですけれども、そういった容量の中で、なかなか

か高校にまで給食を提供するのは難しいといった話が出ていたのかなというふうに思うのですけれども、これもまた、実現可能なことなのか、2点お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 支援につきましては、今後、四者会談、四者会議の中で教育課程を練っていく、そしてその教育課程、魅力ある教育課程、あるいは充実した教育課程にするために、どういった支援が必要かということも出てまいりますので、今、先ほど教育長申し上げたことにつきましては、一つの例として申し上げたわけでありまして、それを絶対やるとか、そういうことではなくて、一つの例としては考えられるということで、例示をしたつもりでありますので、いずれにしても教育課程をまず充実することが何といたっても大切であります。通学費の助成をするとか、スクールバスを出すというのは、根本的なことではなくて、2次的なことでありますので、まずは教育課程の中で、子供たちが行ってみたいと、そういう学校をつくり上げること、そこにまず専念をし、そしてそれに付随して支援が必要であれば、考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 金銭的な支援だけが全てではないというふうには、私も思うところなのですが、給食の提供なんかも本当に負担軽減という面では、弁当を持参しなくてもいいといった形でもありますので、実現可能であれば実現していただきたいというふうには思います。

また、コミュニティスクールですが、この制度の仕組みとしましては学校だけではなく、保護者や地域の方々のご意見を学校運営に反映していくということで、地域の声、思いを反映していくということでもありますから、非常に大事な制度であるというふうに感じているのですが、これは見通しとして、導入はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） コミュニティスクールの導入の見通しということでございます。

今、議員おっしゃいましたとおり、地域で支えていくという考え方のもと、この制度があります。それ先ほど、町長が教育課程の話に出ましたけれども、そういう面にも関連してくるのかなというふうに思っております。

例えば、地域の教育力を使って、地域の人たちを活用してというところですが、手伝っていただいて、ふるさとに関する授業だとか、そういうこともやると。それによって幕別町を知る、どこにいても幕別町を考えてくれるような子供たちを育てるという意味で、非常にいい制度だと思っております。

道教委におきましても、これまで小中も含めまして、コミュニティスクールを導入したいという意向で、今進んでおります。そういった意味でも、これはぜひとも実現できるのかなと、実現しなければならぬし、実現可能なのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 次に、先ほど単位制についてお話ありましたが、これまでも要望してきましたけれども、これからも今後も要望していくということであったと思うのですが、先ほど金銭的な支援という話もあったのですけれども、金銭的支援も大事ですが、やはりそれだけでなく、単なる普通科ということでもなく、生徒さんたちの多様なニーズに応えられるような教育課程が必要だろうというふうに思うのですけれども、これについては今のところどのようにお考えになられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど、町長も申し上げましたが、学校教育、高校の教育、スクールバスを出すだとか、そういうことではなくて、やはり子供たちにとって魅力ある学校をつくらせと。それが先ほど言いました、それぞれの子供たちのニーズ、関心に応じて授業を組み立てられる、科目を設定できると、そういう意味で、ぜひとも実現させたいと。そういう中には、これまで培ってきました幕別高校、江陵高校の伝統、例えば幕別高校であればインクルーシブ教育ですとか、キャリア教育。

江陵高校ですと、福祉関係の就職、進路、スポーツ関係の活発化というようなこと、こういうような特徴がありますので、そういうようなものを生かして魅力ある学校にするという意味で、何としましてもこの後、四者連絡会、さらには幕高でつくる準備委員会、そういう中で、何とか実現できるようにお願いしていきたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） ニーズだとか選択肢が広がるような形で、選んでいただけるような高校を目指していただきたいと思いますし、今おっしゃられたようなすばらしい伝統、両校とも持ち合わせておりますので、ぜひ生かしていただきたいなというふうに思います。

今後にご期待申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、海外資本、外国人による森林、土地の買収についてであります。

最近の世界情勢を見てみますと、他国からの脅威としましては、連日、報道されております北朝鮮のミサイル、核実験の問題があります。8月29日には、襟裳岬上空をミサイルが通過したばかりでありまして、大きな脅威に直面しているわけなのですけれども、このようにあからさまに、目に見える形で脅威も起きているのですけれども、この外国人による森林等の買収問題については、あまり気づかれない形で、水面下でじわじわと起きている、そういった脅威も私は感じておりまして、取り上げさせていただきます。

平成22年あたりからですか、小野寺元道議がかなりこの警鐘を鳴らされておりまして、表沙汰になりましたけれども、それからもう何年もたっておりまして、そして国会のほうでも何度も議論されておりますけれども、それでも買収に歯どめがかからない、そういった状況が依然として続いているというふうに認識しております。

それで、町の見解、答弁ですけれども、現行の法制度では制限されない現状にあり、住民の暮らしを脅かしかねない。国の責任において、必要な制限を設ける法整備を行うべきという考えをお示しいただいたところなのですけれども、本当にそのような考えで住民の暮らしを守れるのかということでもあります。やはり一番身近な地方自治体である町が、土地、水源等を保全する、守っていくのだというそういう考え方、気概が大事だというふうに思います。

本当に住民の暮らしが脅かされないように未然に防いでいくためには、町の条例など、そういったことも検討する必要あるというふうには思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もちろん住民の安全、安心というものは、町が守っていかなければならない、これは重々承知しているわけでありまして。

ただ、そういう中であって、例えばこの水源の確保などについては、果たして町の条例で守りきれるかという問題があるわけでありまして、やはりここは、法治国家ですから、法でしっかりと制限をかけないと、条例で私はどうにもならないという、ちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、本当にとめられないというふうに思っております。逆に、とめられる方法があるのであればお聞きしたいなとも思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 答弁にありましたけれども、過去には国会等で何度も、この問題が取り上げられてきたようでありまして、いかんせん国のほうで法整備がなされていない状況でありまして、その間、買収がどんどん進んでいる、十勝にまで及んでいるということでありまして、特に北海道の買収が多くを占めるというふうな形ではあるのですけれども、やはり気をつけなければいけないことは、入り口が民間レベルの買収であったとしても、後から中国政府なんかは接収できるわけでありまして。その政府が強制的に取り上げることができる、そう考えますと、知らず知らずのうちに占領というのがもう始まっていると言っても、これは過言ではないのではないかとこのように思います。

安全保障上、非常に懸念されることでもありますし、また水源ですね、中国など水質汚染が進んで、そういった北海道のきれいな水を欲しているような状況でありますけれども、私たちの大切な水、生

命や生活に欠かせない水が脅かされること、これも絶対にあってはならないことであるというふうに思います。

そう考えますと、やはり一番身近にある町が、責任を持つこと。条例化など、何らかの形でやはり規制する方法、これを検討していくこと、ちょっとしつこいようでありますけれども、規制する方法が必要ではないかということで、もう一度、再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたけれども、規制する方法が、条例で規制する方法があれば、本当にお伺いしたいなというふうに思うわけでありまして、国防上の問題というふうに小島議員おっしゃっているのですね。であれば、なおさら、国の責任において、しっかりと法整備をすべきだろうというふうに思っております。

ただ、現実面を見てみますと、我が町、上水道なり簡易水道の水源がありますけれども、全部が完璧ということにはならないのですけれども、というのは、表流水を利用しているような場合は、上流で何かをされると、これはもうどうしようもありませんので、新和の簡水あたりは表流水を使っておりますので、ここはどうしようもありませんけれども、他の水源を見ますと、周りが畑に囲まれているわけでありまして、そこは畑であるということになると、誰でも畑を、農地を取得することができますので、そこで一つチェックが入るだろうというふうに思っていますし、全部が全部畑、農地ではありませんけれども、農地を保護するような、原野のようなものの中には若干の面積ありますけれども、これもそこだけで利用できるような大きな面積とはなっておりませんので、私は基本的には表流水を使っているところ以外は、今現状においてチェックがかかっているのだと、そういう実態であるのだというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 農地によってそういうチェックが入る、保護されるというような状況もあるということなのですが、足寄町さんのケースですと、中国国籍の個人の方が買われたわけなのですが、3.2ヘクタールということで、それで今年の6月に足寄町の町議さんが一般質問に立たれて、かなり警鐘を鳴らされたという状況なのですが、足寄町さんの場合は、水源を含めないということで、国土利用計画法の中で、それに基づいて届け出の義務はあるのですけれども、事後の届け出制ということで、チェックされずに取引されているということで、これも問題だとは思っているのですけれども、この取引、実際どんな状況なのかということなのですけれども、いきなり、その中国国籍の方が初めに取得したわけではなくて、初めの名義の方が帯広の在住者。で、その後東京在住者、そして中国国籍の人へと渡っているということで、転売というふうにもとれるのですけれども、意図的に怪しまれないような形で何かそのようにしているともとれますので、本当に何と申しますか、気味が悪いと申しますか、こういったことが十勝管内で現実には起きているということで受けとめなければならぬのですけれども、大変気持ち悪いような状況であります。

それで、今ある条例についてちょっと触れますけれども、北海道の水資源の保全に関する条例なのですけれども、これ罰則はないということで、北海道市長会では、この条例の規制が不十分だと判断をいたしまして、政府に新たな法整備を求める要請書をことし6月ごろに提出されたそうであります。この道の条例が不十分だとする見方もあるのですけれども、我が町として考えますと、この条例が適用されますには、水資源保全地域といった指定を受ける必要があります。幕別町内においては指定されている地域は一つもないというふうに聞いているのですけれども、まず全くないのかということを確認させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町内にはありません。

これは、先ほど申し上げたように、そこで届け出でもいいから、事前に情報が入るということは、これはもう当然否定するものでもありませんけれども、先ほど申し上げましたように、うちの町の水資源の現況を考えたときに、効果はもう得られている、現行の農地法の中で効果が得られるという認識

であります。

ただ、表流水については、これは指定したとしても、上流部で何か悪いことをされれば、全くこれ意味もないわけで、流域全体を、では指定地域にするのかという非常に現実離れした問題にもなってくるわけでありまして、そんなことから道からの問い合わせがあったときには、実効性という点で幕別町においては指定をしないと、そんな結論を出したわけでありまして。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 指定をしないって、ちょっと理解できないのですけれども、道のほうから毎年確認を町のほうにしているという話も聞いているのですけれども、そうやって毎年ありませんということでおっしゃられていると思うのですけれども、これ実際に指定していったほうが、やはり水の保全につながるということになるわけですから、そういった地域、加えていくこと、これ何で考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 指定をしなくてもわかり得るということで、指定をしないという意味で申し上げたわけでありまして。

実効性ということで考えた場合に、届け出してもらって、そういう動きが事前にわかるというだけで、これはもう意思が変らなければ、小島議員の言うように、悪意を持ってその土地を利用しようと思えば、これは歯どめがかからないわけでありまして、わかったから、ではどうできるのだということころは、その問題は解決しないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） この条例なのですけれども、不十分ではあるのですけれども、売買の3カ月前に事前に道に届け出が必要ということで、その際に、市町村にも通知されて、そこでチェックができた、意見を聞いたりということで、審議会の意見も必要に応じ聞けるということで、そういった情報だとかチェックだとかも、できるのは確かなのかなというふうに思うのですけれども、そういったことを考えると、指定していったほうがよろしいのではないかなというふうに思うのですけれども、ちょっと理解が進まないのですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一つ一つの水源を説明しなければ、なかなか理解は進まないのかなというふうに思っていて、先ほど農地がほとんどで農地法の規制がかかるよというお話をさせていただきましたけれども、実は忠類の栄町でありますとか、糠内の簡水は市街地もエリアに入るわけでありまして、1キロ以内を指定をすると、道の方針ではそういうことになっておりますので、そうすると水源から半径1キロの円を描くと住宅地へかなり入ってくるわけでありまして、そこも指定の対象にすることの意味合いというのはあるのかなというふうになるわけでありまして。

指定して、そこで事前に防ぐ手だてになれば、私はそれは大いにやるべきだというふうに思いますけれども、ほかの方法、農地法のほうで知り得るわけですね。農業委員会の許可がある、あるいは基盤強化法によっても農地利用集積計画は町が決定しますので、知り得るわけでありまして、そういう代替的な知り得る方法があるにもかかわらず、道のほうの条例の地域指定を受ける必要があるのかなというふうに思うわけでありまして、ましてや表流水を使っているところだと、どこまで指定するのだという問題が出てくるのですよね。防げないのですよ、これ。

そんなことから、現状のところ、必要性は薄いというふうに判断をしています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） それでは、最初に立ち返りまして、やはりその条例等そういった規制についても、今後、前向きなお話はいただけなかったのですけれども、検討をしていただけるようにご期待を申し上げまして終わりたいと思います。

議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

がん検診と受動喫煙防止の取組の推進を。

日本では2人に1人ががんになり、そのうち3人に1人が亡くなり、社会問題となっています。

2006年にがん対策基本法が制定され、国は基本法に基づき2007年「がん対策推進基本計画」を策定し進めてきました。今年6月に第3期がん対策推進基本計画が示され、今後、決定される見通しです。

北海道は、全国に比べてがんによる死亡率が高い一方で、がん検診の受診率が低いという課題があります。がんの予防から、早期の発見・治療と総合的な取組を展開していく必要があります。

(1) 町では、2013年に第2期まくべつ健康21が取り組まれ、来年度改定を迎えます。しかし、第2期でがん検診率40%が目標とされていますが、今年度中の達成は厳しいものと考えます。がん検診率が低い背景には、がん検診の重要性に関する理解が十分得られていないという指摘があり、住民が受診しやすい検診機会の確保に向けた取組、がん検診への住民の理解を一層深めていくことが欠かせないと考え、以下の点を伺います。

①各種がんの年代別罹患率と検診率は。

②町としてのがん検診向上の取組は。AYA世代と言われる思春期から若年成人、とりわけ15歳から29歳までの取組は。

(2) 厚生労働省は2016年に受動喫煙によって、年間1万5,000人が亡くなっているというデータを公表しています。

健康を守る上で、誰もが受動喫煙による健康被害を受けないよう、自治体が管理する施設の禁煙化をはじめ、受動喫煙防止対策を進めることが重要です。

がん対策には生活習慣の見直しなどさまざまな要因もあると思いますが、がんで亡くなる方を一人でも減らせるよう、町民の健康づくりで前進するよう求め、以下について伺います。

①受動喫煙防止ガイドラインの制定の考えは。

②幕別町では、若い世代の喫煙率はどのようになっているのか。また、未成年者や保護者への喫煙防止教育は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「がん検診促進と受動喫煙防止の取組の促進を」についてであります。

厚生労働省における平成20年から24年の5年分の統計資料であります「人口動態保健所・市町村別統計」では、がんは本町における死亡者の死因の第1位となっており、5年間で全死亡者1,285人のうち、がんによる死亡者は392人で、全体の約3割ががんで死亡しております。

現在、本町におけるがん対策は、平成25年度に住民の健康増進の推進に関する基本計画である「まくべつ健康21」を策定し、健康づくりの評価の指標の一つとして、がん検診の受診率の目標値を、国のがん対策推進基本計画に合わせて、乳がんと子宮がんについては50%、その他の肺がん、胃がん、大腸がんについては40%と設定し、目標達成に向け取り組んでいるところであります。

また、受動喫煙防止対策につきましては、国では健康増進法第25条の規定により、学校、体育館、病院、集会場、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者に対し、

受動喫煙を防止するために必要な措置をとる努力義務を課し、自主的な取組を推進しております。

本町では、公共施設は基本的に建物内禁煙か、分煙室を設けているほか、小中学校については3校が建物内禁煙で、それ以外の11校については敷地内禁煙としており、町民の受動喫煙防止のために配慮しているところであります。

ご質問の1点目、「がん検診について」であります。

初めに、各種がんの年齢別罹患率については、国及び都道府県におきまして、部位別、年齢別に統計数値を公表しておりますが、市町村単位で示されていないことから、本町の数値は、把握することができないものであります。

次に、平成28年度の年齢別の受診率について、10歳刻みで申し上げますと、乳がんは40歳以上の偶数年齢の方を対象としており、40歳代が33.6%、50歳代が22.1%、60歳代が14.4%、70歳代以上が7.7%であります。

子宮がんは20歳以上の偶数年齢の方を対象としており、20歳代が22.1%、30歳代が32.5%、40歳代が24.3%、50歳代が18.4%、60歳代が14.1%、70歳代以上が6.0%であります。

胃がんは40歳以上の方を対象としており、40歳代が17.4%、50歳代が19.3%、60歳代が22.5%、70歳代以上が17.1%であります。

肺がんは40歳以上の方を対象としており、40歳代が19.1%、50歳代が22.9%、60歳代が30.4%、70歳代以上が26.4%であります。

大腸がんは40歳以上の方を対象としており、40歳代が20.8%、50歳代が25.6%、60歳代が31.9%、70歳代以上が26.3%であります。

次に、がん検診の受診率向上の取組につきましては、乳がん、子宮がん及び大腸がんについては、一定年齢の対象者に対して無料クーポン券を配布することで、自己負担を無料にするほか、その他の対象者についても、検診に係る費用の一部を町で負担することで自己負担の軽減を図っております。

また、広報紙によるがん検診の案内や集団検診の実施時期に合わせて、新聞折り込みチラシによる検診案内を配布するとともに、はがきによる個別勧奨を行っているほか、検診受診の動機づけとなるよう、昨年度は、北海道マイレージ事業、本年度は健康ポイントラリー事業を実施するなど、受診率向上に向け、さまざまな取組を行っているところであります。

次に、AYA世代の取組については、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診を実施しており、一定年齢の方を対象に無料クーポン券の配布や、乳幼児健診や健康相談などの機会を通じて個別に受診勧奨をするとともに、10月の集団検診に合わせて、保育所や幼稚園に周知用ポスターを掲示しているほか、本年度は新たに広報紙に乳がん及び子宮がんの特集記事を掲載し、啓発しているところであります。

AYA世代のがん対策については、これまで罹患数が少ないことや、希少がんの割合が高いことなどから、専門家が少なく、治療法が十分に確立されていない状況にあるほか、この世代は、一部多感な思春期に当たることや、就職・結婚・出産などを控える若い年齢の人がかかった場合は、精神的ストレスや、学業・仕事に対する将来への不安などさまざまな問題を抱えると言われております。

このようなことから、国では平成27年12月に策定した「がん対策加速化プラン」において、AYA世代のがん対策として、実態調査や研究を進めるとしているところであり、本町といたしましては、これら国の動向を注視しながら、市町村として取り組むべき対策等について研究してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「受動喫煙防止対策について」であります。

初めに、受動喫煙防止ガイドラインについては、地方自治体が受動喫煙防止対策の一層の推進を図ることを目的とする指導指針であり、道内では、平成27年12月に受動喫煙防止条例を公布した美唄市が、条例に先駆けて26年12月に制定しているほか、札幌市、小樽市、滝上町などで制定しております。

このガイドラインは、大きく三つの項目で構成され、一つ目には受動喫煙防止対策の必要性として、たばこの煙の有毒性や受動喫煙の害について、二つ目には対策の基準として、全面禁煙や完全分煙の

条件、手法等について、三つ目には対策の推進として、住民、事業所、行政が一体となって取り組むことと、それぞれが取り組むべき事項について定めております。

本町における受動喫煙防止に係る取組といたしましては、前段で申し上げましたとおり、公共施設内での禁煙あるいは完全分煙としておりますが、今後、対策の推進を図る上では、町民や事業所、とりわけ不特定多数の人が集まる飲食店等の協力が不可欠と考えております。

しかしながら、そうした飲食店等において、実際に禁煙や完全分煙の実施が可能なのかなど難しい課題もあることから、先進自治体におけるガイドラインを参考に、今後、実効性のあるガイドラインの制定が可能なのか、研究してまいりたいと考えております。

次に、幕別町では若い世代の喫煙率はどのようになっているのか、また、未成年者や保護者への喫煙防止教育についてであります。

国では、国民健康・栄養調査において、毎年、年代別に喫煙率を公表しているところでありますが、市町村単位での調査がされていないことから、本町における喫煙率については、把握することができないものであります。

また、本町の未成年者や保護者への喫煙防止教育については、教育現場におきまして、喫煙の健康影響について現行の学習指導要領に基づき、小学校段階から体育科、保健体育科で指導しているところであります。

なお、平成 26 年度から文部科学省において、「がんの教育総合支援事業」として、都道府県・政令指定都市を対象に、がん教育に関する多様な取組を実施するモデル事業を実施しておりますことから、今後、モデル事業の成果が教育現場の指導に生かされるものと期待いたしております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2 番（荒 貴賀） 生涯のうちにがんにかかる可能性は、2 人に 1 人と言われております。がんはそれほど身近な病気であるにもかかわらず、自分のこととして捉えにくく、また身内の方から罹患者が出たとしても、隠してしまったり、わざわざ知らせなかったりと、働いている人は休職すると仕事に復帰しにくいなど、特別視されるケースがまだまだあると思っております。それだけに、がんに関する国民の認識はまだまだ十分でないと感じているところであります。

有効な治療法や治療薬の開発などにより、がん治療は日々進歩しております。早期に発見し適切に治療を行えば治癒するケースも多く、職場復帰も可能です。禁煙など生活習慣の見直しにより予防も可能となってまいりました。病気を正しく理解し、早期発見や予防の大切さについて住民に知ってもらう活動は大切と思ひ、再質問させていただきます。

初めに、午前中に質問がありました岡本議員とかぶる点もあるかと思ひますが、がん全体の対策についてお聞きしたいと思ひますので、ご了承願ひたいと思ひます。

決算資料によりますと、がん検診率が下がってきているというような状況があります。町としてどのように分析されていますか。

また、まくべつ健康 21 で目標値を 50% と高く、現実には目標値の半分程度しか達成されていないという現状があります。現状についてどのように評価しているのかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） がん検診の受診率の関係なのですが、午前中に住民福祉部長のほうからも答弁ありましたように、受診率の算出方法が 27 年から国のほうに合わせる形を変えたということで、分母のほうが増えたというような状況で、受診率自体がちょっと数字だけ見ると減っているというような状況にありますけれども、受診者数につきましては横ばいか伸びているというような検診もございますので、受診率だけで町として対策がちょっと不十分ではないかというようなことではないのかなというふうには思っております。

あと、40%、50%の話なのですが、こちらにも実は国のほうで 50% を目標にとっているのですけれども、国のほうで受診率を算出する際というのが、国民生活基礎調査という 3 年に 1 回行って

いる調査、こちらが基礎となっているのですけれども、これにつきましては住民全体、例えば国民健康保険に入っている人ですとか、健保協会に入っている人ですとか、職域で検診を行っている方、全てを含めた数字となっているのですけれども、町村のほうで出している受診率というのは、厚生労働省のほうで調査ものがあるものですか、後は町独自で推計しているものというものがあるのですけれども、こちらにつきましてはあくまでも市町村で実施している受診者を対象としているので、職域で受けたような受診者については対象とならないと、数字として入ってこないというような部分がありまして、うちの町がそれに、一概にはちょっと言えないかもしれないのですけれども、職域の検診が多いような市町村については、割かし受診率のほうが低く出てしまうということで、こういった受診率の算定方法がどうなのだとすることで、国の厚労省のほうのワーキンググループでも、今後見直すべきではないかという話をしております、30年度からは国民健康保険、こちらの被保険者を対象として、日本の全町村の受診率を算出するような方法をとることで、他町村との比較も含めて統一的な算出方法にするべきだということになっておりますので、それをもって40%、50%いかないから問題ないという話ではないのですけれども、あくまでも受診者を今後増やしていくというような方向で、今のところはいろいろ対策をとっているというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 私の調べたところによりますと、やはりそのように国民健康保険、国の制度では全体を、でも、実際は国保の方ですとか社会保険がかかったような方は、除外されている中でなかなか受診率が上がっていないというのが現実的にあるというようなことを聞いております。

そのように国に要望して取り組まれるということですので、ぜひそのようなことになれば、また変わってくるのであろうと思っておりますので、そのときにはまたしっかりと対応していただきたいと思っております。

あと、町としても、がん検診の向上に向けていろいろと対策を練られて実施しているというお話が答弁でもありましたが、やはりがん検診や特定健診の受診率向上はやはり一層の取組が必要だと考えています。働く世代の受診率につきまして、やはり先ほど答弁の中にもありまして、30代、40代は少し低くなりまして、60代、70代になりますと少し高くなるというようなデータが出ております。やはり働く人たちが受診できるような環境整備も必要ではないかと思っております。そのために、休日検診、要は日曜日の検診を増やすべきというふうに思っております。幕別町では、平成29年度、日曜日を12月12日の1回だけ行っております。

しかし、近隣を見ますと、帯広市では毎月日曜日に設定していますし、芽室町でも年2回、音更でも年3回、日曜日のがん検診を実施しています。やはり働く人たちに検診を促して、早期発見、早期治療に向けての取組は大変重要であると思っておりますので、幕別町でも日曜日の検診日を増やす必要があると思うのですが、町の考えを伺いたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 幕別町の日曜日での検診なのですけれども、個別の病院については当然日曜日やっておりますので、集団検診についてということになると思うのですけれども、集団検診につきましても、スマイル検診、こちら5月と8月と11月に実施しているのですけれども、こちらの中でも、土曜日ですとか、11月に日曜日を設定しているというところと、あと女性のスマイル検診ということで、子宮頸がんですとか乳がん、こちら10月、9月に実施するのですけれども、こちらにつきましても10月に日曜日を1日設けているというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 働く人たちにとって、日曜日、大変大切なものだったりするところがあります。他町村では、2回や3回多く持っているのです。幕別町では、やはり年に1回しか設けていないという中で、若い人たちの検診率が上がらないという状況もあるのではないかということで、回数を増やしていただけないかという質問でありました。もう一度お願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） こちらの集団検診につきましては、委託先に委託をして実施していただいているところなのですが、そちらにつきましては、幕別町だけではなくて、北海道の市町村、いろいろなところから受託いただいて実施しているような状況で、毎月毎月いろいろなところで実施しているというような状況でありまして、なかなかこちらの要望がすぐ通るような形でもないのかなというふうには思っておりますけれども、ただ、一応、翌年度の実施の日程につきましては、毎年、秋口から冬にかけて、相手先と協議をした中で決めていくということになっておりますので、今年度、来年に向けて協議する際には、そういった要望も含めてさせていただければなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ対応していただければと思います。

あと、3月の予算委員会で、野原議員からがん検診の年齢の引き下げ、あと先ほど午前中にもがん検診の年齢の引き下げというお話がありました。町としても、国のがん検診に基づいて実施しているということで、健康対策についてはがん検診も健康診断も含めて、若年から実施することが非常に大切ということが、昨年の予算委員会でも述べられているところであります。

十勝管内の自治体も見ますと、やはり検診率の向上と並行しまして、早期発見早期治療でがん検診の重要性を訴えて、対象年齢の引き下げが行われるところもあります。帯広市では、胃がんの検診を40歳からではなくて35歳から実施していますし、音更町でも胃がん、肺がん、大腸がんの検診を40歳からではなくて35歳から実施しているところもあります。幕別町でも、早期発見・早期治療の観点から、対象年齢の引き下げは決断できないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） がん検診の対象年齢の引き下げということなのですが、がん検診の最大の利益というのは、早期発見によるがん死亡率が減少することということでありまして、若い世代などは、罹患率の低い集団にはなかなかこの利益が得られにくくて、逆に受診による不利益、こういったものは罹患率の低い集団にも一定割合起こるということでは言われておまして、例えばのがん検診にも共通する不利益としましては、擬陽性ですとか過剰診断、こういったものがありまして、こういったことで経済的、身体的、また心理的に大きな負担を伴う場合もあるということで、国立がん研究センターなどでは、検診は利益が不利益を上回ること適切であるということで、国もこの考えのもと指針を策定しているというところでありまして、本町としましては、がん検診については指針に沿って実施しているということでありまして、現時点ではこの指針に沿って対象年齢を設定するというところで考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 確かに一部のがん検診では、マンモグラフィーですとか、そういうこともあるのだと思うのですが、物によりましてはそんなにがん検診で不利益というようなものはないのですよね。胃がんのバリウムですとかも最近すごくよくなりましたし、特に年齢は大変若いかもしれませんが、体重的な問題ですとか、体型的な問題で大変危険なものもあるということで、やはりこうした観点からも、がん検診の引き下げを行っているという自治体が、現実的に十勝管内を見ましても、特に引き下げているというところがあるのが現実です。

やはりそういうところもしっかりと研究しながら対応していただけないかと思うのですが、町としては研究や対応、検討については行っているのか伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） ただいま、課長が申し上げたとおり、本町といたしましては国の指針に基づいてがん検診を行っている。これはやっぱり国のほうで実効性のある対策として、一定の年齢以上が死亡率の減少にもつながるという中でやっております。若くしてやれば確かに早期発見にもつながるという事は思いますが、やはり若い方の検診に対する意識、これ自体もやっぱりまずはさまざまな機会を捉えて説明とか意識の高まりを上げていかないことには、年齢を引き下げたことが、即

がん検診の受診の向上につながるとはなかなか難しいと思っております。

やはりそういった側面も踏まえまして、まず町民全体の健康の増進につながるような取組をやっていきたくと考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。では、この辺で引き下がりたいと思います。

若年層のがん対策についてお伺いいたします。

若い世代、特に15歳から30歳前後に人生における分岐点が多い時期です。それだけに、がんの発症と治療がその後の人生に与える影響は大変大きいと言えます。経済的な問題や将来への不安、そしてがんの治療が成功したとしても、後遺症や合併症などの問題があり、より切実な世代であります。いろいろな選択肢から本人が納得できる選択をすることが大切ではあります。当人が目の前の検診結果や今後の治療内容、さらにはあらゆる情報が入り乱れて、それを理解し受けとめるだけでも、かなりの負担がかかると聞いています。

例えば、副作用の影響で見た目から内気になってしまったですとか、職場や同僚からの理解が得られなく職場を離れることになったですとか、学業や仕事、今後の生活など多くの不安を抱える中で、同じ経験をしている患者が大変少なく、孤立しやすいなど問題として挙げられます。社会全体が、がんへの理解を深めて、学校、職場、地域など、それぞれの立場から患者を支援していくことが大変強く求められています。

国としても平成26年に施行し、もう既に3年ですが、ほとんど動いているという感じではありません。国の動向を注視しながら対策について研究するということですが、学校や職場、地域への働きかけも含め、対策を検討するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） がんの教育ということだと思いますけれども、今、議員がおっしゃいましたように、国のほうでも平成26年度から3年間、モデル事業で全国指定地域でいろいろ取り組んだということでありまして、こちらにつきましては28年度で一通り終えたということで、今年度なのですけれども、科学的根拠に基づいたというような形なのですけれども、教材や指導資料、こういったものを作成するとしておりまして、一定程度の資料というのはもう作成済みということでありまして、こういったものを、今後は教育現場のほうで活用していただきたいということで進めているということですので、そういったことで、活用した中で学生を含めて教育のほうを進めていければというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 大変申しわけございません、長かったかもしれないですね。

教育ではなくて、AYA世代、要は若くして希少がんですとか、大変若くしてがんを発症してしまうことで、そのことによって、人生を大変厳しい思いをしている方への対策を求めるべきではないかということでありました。やはりこういったものを一つの自治体で行うとなれば、なかなか対象者もないということで、やはり広域的にこういった対策を求めるべきではないかという観点でお話いたしました。

十勝管内ですとか帯広や近隣と連携しまして、特にこの希少がんに対しては、病院が北海道では札幌市しかない状態がありますので、必ず札幌に行かなければいけないという中であります。そうした中で、やはり負担だけが増える中で、町としても対応や対策が必要ではないかというふうに思って質問しておりました。

では、受動喫煙のガイドラインについてお聞きしたいと思います。

たばこの煙が、たばこを吸う人だけではなくて周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかになってきました。住民の関心と理解を高めていく必要があると考えて、お伺いしたいと思います。

日本人の死亡を示すリスク要因の第1位が喫煙です。北海道の喫煙率は全国で最も高い26.7%です。厚生労働省の研究班の昨年（2019年）のデータ報告で、受動喫煙との因果関係が確実とされている肺がん、

心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で、毎年1万5,000人が亡くなっていると報告しました。今、受動喫煙は、全国、世界的な流れになっています。国においても2020年度の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、禁煙、受動喫煙の法整備が進められようとしていますし、北海道では受動喫煙の防止に関する条例案が、道議会で選定に向けて検討されています。

そうした中で先陣を切り、人口2万2,000人の北海道美唄市が2015年12月に受動喫煙防止条例を制定しました。2014年12月、その1年前になりますが、受動喫煙防止対策のガイドラインをつくり施行したというふうに聞いています。神奈川県や兵庫県でも、受動喫煙防止条例を制定しています。幕別町としても、しっかりとした受動喫煙を明記し取り組む必要があると思うのですが、いかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 受動喫煙を根絶することは大切なことであろうというふうに思います。ただ、ここは完全にやり切らなければ、あるいは完全にやり切るような形という条例でなければ、私は意味がないというふうに思います。

美唄市もそうですし、神奈川県においても、条例の内容を見ると、結局、例外規定があったり罰則がなかったりとかするわけですね。やはりやるのであれば、どんな例外も許さない、例えば小規模な100平米以内の飲食店であっても、これはもう禁煙にする、あるいは完全に喫煙できる場所を設けて分煙するというでなければ、私は意味がないのかなというふうに思っておりまして、つくればいいのではないな、やっぱり実効性のある条例をあるいはガイドラインをつくらなければ、私は意味がないなというふうに思っているものですから、その辺は一番ポイントとなるのは住民理解だというふうに思いますし、それともう一つは経営者の理解。経営者にとっては、分煙にするならば投資が必要になります。完全禁煙にすれば、お客が減るということも懸念されるわけで、そこは経営にも影響してくるわけでありまして、その理解がきちっと得られない限りは、なかなか難しい、例外を設けなければならぬということになってしまうわけでありまして、それであればつくる意味合いがない。

やはり国もちょっと自民党の抵抗にあって、完全分煙ができないようで、例外を設けるようでありまして、こんなことで果たしていいのかと私も思うわけでありまして、やるのなら徹底的にやる必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 町長は、やはり徹底的にしっかりと取り組むべきというお話がありました。私も、町長のお話の中の住民理解というのが大変重要であると思います。やはりそうしたことを考えますと、単純に厳しく完璧に行くというようなことであれば、それは住民から反感しか生まないのではないかなというふうに思います。最初に住民理解を示し、できるところから禁煙や完全分煙を実施していく、そうしたところから、こうした取組が大切だという住民理解が広がって、もっと広がっていくという取組もひとつあっていいのではないかなというふうに思っております。

単純に条例を設けるからだめですとかではなくて、ガイドラインでもやはりできるところとできないところがあります。私も今回取り上げはしませんでしたけれども、やはり飲食店については、商売の観点ですとかそういうのもあるので、一概にそれを一自治体が、道が決めるのはどうなのかなというところは多少ありますので、その辺についてはではなくて、やはりできるところからしっかりとそういったものも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

まくべつ健康21では、ライフステージに合わせて健康づくりの目標として、20歳以上の住民には禁煙による健康へのリスクを理解し禁煙に努めましょう、喫煙する場合にはマナーを守り、受動喫煙防止に努めましょうとなっています。行政側では、公共施設内の禁煙を勧め、喫煙による健康被害や禁煙などについて情報提供しますとなっています。幕別町では、このようなものが既にまくべつ健康21で示されているところでもあります。こうした取組がどのように進められてきたのか、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 町のたばこ対策、受動喫煙防止対策なのですけれども、特に健康被害を受けやすいのは乳幼児の家庭内受動喫煙防止、これが大事だというふうに思っております、保健師のほうで乳幼児健診時だとか産婦訪問、新生児・乳幼児訪問などの際に、いろんな機会を捉えて指導・啓発は行っているというところであります。

ただ、そうしたところだけではなくて、町民全体に対しても、そういった周知というのは当然必要なのかなというふうに思っております、今回はたまたま女性特有のがんということで、子宮頸がんですとか乳がんについて、広報紙で特集を組んだりさせていただいたのですけれども、今後いろんながん、肺がんを含めて、そういったがんについても取組ができないかということで、今、検討中ですので、そういったことで、今後いろんな形でなのですけれども、周知ができればなというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ進めていただきたいところであります。

あと、受動喫煙やマナーは、先ほども言いましたが、住民の理解と協力がなくては進まないと考えています。受動喫煙に対する関心を上げるためにも、町の取組は大変重要と考えているところであります。

幕別町では、多くの公共施設、先ほど答弁にもありましたが、禁煙や分煙を実施しているという話ではありますが、住民の意識が禁煙や受動喫煙に向いていないと感じているところであります。ある公民館では、いまだ灰皿が置いてあって、灰入れがあるところもあります。町としても、分煙しているから大丈夫だという話かもしれませんが、利用している住民から、少し離れたたばこを吸っていて煙が来るので、ここは禁煙ではないのかという声もあります。やはり町がしっかり方向性を示して問題として取り上げて、分煙の基準をしっかりと設けること、そしてそういったものを住民に理解していくことを進めていただきたいというふうに思っています。

ただ禁煙ですとか分煙しますではなくて、しっかり説明をして受動喫煙の問題を訴えて協力してもらえるように、住民一人一人に働きかけを求めていきたいというところであります。そのためにもガイドラインをしっかりと設けて、住民理解のための受動喫煙防止に取り組んでいただきたいのですが、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一番紛らわしいのは分煙だと思います。禁煙は、これはもう問答無用ですからいいのですけれども、やはり分煙の基準が曖昧というか、今おっしゃられたような、離れたところで吸っているから、それは分煙なのだという、そんな理屈にはならないわけで、そもそも吸っていることがまずはずいわけでありまして、そこはまず解消しなければならないというふうに思います。

それと、やはり完全分煙は煙もおいも行かないことだというふうに思います。これは、ガイドラインをつくるまでもなく、たばこの嫌な人は多分皆さんそう思っていると思います。ですから、煙が嫌だ、においが嫌だ、両方あるわけでありまして、煙もおいも行かないのが完全分煙でありますから、そういう基準ではなくて、そういう考え方に沿って対応したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今、町長の言われたとおりではあるのですが、やはり住民理解が進んでいないというのが現状なのです。やはりたばこを吸う権利ですとか、そういう自由はあります。そうした観点から、分煙も受動喫煙も必要だという教育のもとで、公民館からですとか学校施設とか、できる範囲からぜひ実施していただければと考えています。

まくべつ健康21ですね、来年度、中間報告が行われて見直しが行われるという話があります。改定につきましても、今、町長が言われたことをしっかりと反映されるように取り組んでいただければと思っております。

つい先日、北海道が、禁煙や運動などの生活習慣とがんや心疾患など三つの病気の死亡率の関係について、道内の市町村別の傾向を調査すると発表がありました。12月末に報告書をまとめるというよ

うなことです。報告内容も考慮してぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

次、禁煙防止教育についてお伺いしたいと思います。

若い世代の喫煙率についてお伺いしたのですが、情報がなかったというお話でありました。細くなるのですけれども、国民健康栄養調査では、平成 27 年度、20 歳から 29 歳までの男性の喫煙率が 30.6%、女性が 6.7%となっています。全国の喫煙率が全体の男性が 30.1%、女性が 7.9%です。北海道ではやはり高いということで、男性が 35%、女性が 18%と、全国平均の倍近くを占めているというのが現状であります。

こうした中で、町として取り組んでいただきたいのは、未成年者、保護者への喫煙防止の教育なのですよ。やはり小さいときからの教育が重要と思いますので、答弁の中でありました、教育現場におきまして学習指導要領に基づきまして指導をしているというお話でありましたが、乳幼児の親に対する受動喫煙の教育も、子供の受動喫煙の防止のために重要な課題と考えています。

学校内禁煙のお話がありました。建物内禁煙では 3カ所だけで、施設内が 11カ所というお話がありました。やはりそういった学校施設で禁煙が進んでいるというのが大変重要であると思います。幕別町では、施設内禁煙か建物内禁煙かについては、各学校長の判断にお任せしているというお話をお伺いしたことがあるのですが、どういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 各学校における建物内禁煙なのか敷地内禁煙、それにつきましては、各学校長の判断ということで間違いありません。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 町としても、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、学校施設等、医療機関等については、敷地内も全面禁煙を目指していくという動きになっています。ぜひ、3校につきましても、敷地内禁煙に取り組むべきと考えていますが、教育委員会からはそういうような手だてではできるのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 今、荒議員がおっしゃいましたように、健康増進法につきましても、今、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、改正の動きがあるというふうにお聞きしておりますけれども、その動向を注視しながら、学校現場におきましても、適正に法令が遵守されるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） では、11校に関しては大変進んでいると、3校に対しては全然進んでいないという解釈でよろしかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 11校につきましては敷地内全てを禁煙にしていると、残りの3校につきましては、建物内は全面禁煙ですけれども、建物の外では一部吸っているということで、その3校につきましても、例えば学校行事のときに外から来るお客さんだとかで喫煙する人がいると、そういったことも考慮して、建物外で現段階では喫煙をしているということで、決して進んでないとかということではないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今、教育部長の答弁ですと、国の指針を見てからといいますと、やはり条例ができてからとか法整備が進んでからとなりますと、それこそオリンピックに間に合うのかというような、今、町長の答弁ありましたとおり、そういうような状態になりますので、やはり教育委員会として、国としても医療機関や学校施設等は全面禁煙に向けて取り組んでいきたいというふうになっているのですから、やはりこういった取組を教育委員会が率先して取り組んでいただきたいというふうに思っています。

あと、学校教育におきまして、もう一個学校教育がありましたのでちょうどやりたいと思うのです

が、美唄市の取組を一つ紹介したいと思っております。答弁の中でも、モデル校の実施で教育現場はどんどん進んでいる中で、それを注視していきたいというお話がありましたので、今後いろいろな取組が進んでいくのであろうと思うのですが、美唄市が大変よい取組をしていたので、ちょっと報告したいと思えます。

美唄市では、小学生がたばこの害について、自ら調べて、知って、考えて、体験学習というものを行われて、ことしで2年目ということでありました。たばこ水や煙水を実験で行って、たばこの恐ろしさを学び、教室から外に出て各班に分かれて情報を集め、持ち帰った情報を整理して発表する。要は校外学習のたばこ編のような内容になっています。こうした中で、子供たちがたばこに対しての教育ですとか、親に対しての啓蒙活動ですとか、いろいろな取組が広がっていくというふうな話も伺っております。

やはりこれは国立がんセンターが考案した体験学習プログラムでありまして、これまで神奈川県や熊本、岡山、北海道では函館市等各市で行われているという話です。子供たちの健康のためにも、教育としてだめと規制するだけではなくて、体験を通して子供たちが理解できるような取組を、そうしたものをもって子供の視点に立った禁煙防止教育を考えて、町としても調査・研究していただきたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまの、事例ということでお伺いいたしました。

幕別町におきましても、学習指導要領の中で、小学校は5、6年生、中学校は1、2年生で、たばこの害について病気の予防という観点から勉強しなさいというふうに記されているので、それに基づいて、もちろんたばこ・喫煙についての防止と、そういうようなことを学校では教えております。今後、そういう事例も参考にさせていただきながら、また学校でどのような授業が進んでいくかということも考えていきたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり教育でだめ、だめと規制すると、やりたくなるのが子供の人情でもあります。やはり体験を通して子供たちに理解してもらう取組、これ絶対的に重要だと思います。特に今この学習指導要領も改訂されることもありますので、ぜひこうした取組も行っていたいただきたいと思えます。

次に、保護者への禁煙や喫煙防止についてお伺いしたいと思います。

受動喫煙防止条例が施行した美唄市では、医師会が禁煙環境の整備や喫煙防止教育の実施を要望したところから始まりました。その背景には、美唄市で妊娠初期や4カ月児を持つ保護者の喫煙率が高かったことが挙げられています。美唄市の保健センターの調べでは、平成27年度、妊娠初期、母子手帳を交付されたときに喫煙率が夫で51%、妊婦で7.9%もありまして、全国が4%ですから、倍近かったというお話があります。しかも、前年度の26年度では、妊婦の喫煙率が16.7%もあったという報告がありまして、美唄市は医師会を挙げて取り組んでやってきたというお話がありました。

また、4カ月児を持つ保護者の喫煙率が、平成27年度で父親が60%、母親が16.1%、やはり全国平均を上回っているという報告もあります。人口2万2,000人の美唄市でこういった状況があります。

やはり幕別町でも、同程度の町でこれだけ高い喫煙率は大変まれであるかとも思いますが、町としても調査を行うことが必要ではないかとお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今、議員のほうでおっしゃった数字というのが、母子保健報告という、北海道で調査している報告がございまして、そちらのほうの数字なのかなというふうに思っております。

幕別町につきましても、そちらにつきましても報告をさせていただいている状況でありまして、例えばなのですけれども、3カ月・4カ月児健診のときのお母さんですと、平成28年度だと4.8%、お父さんだと41.2%ということで、美唄市よりはというような感じではあるのかと思うのですけれども、それでも母親が例えば0%ということではありませんので、先ほどちょっとお話しさせていただ

いたように、訪問の際ですとか、いろんな健診の際に、保健師のほうから妊娠中を含めて産後も喫煙については非常によくないものですよということで、保健指導のほうは徹底して行っておりますので、そういったことを今後も続けていって、この率を少しでも下げるような形に取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 冒頭でもお話ししましたが、やはり大変受動喫煙の問題、奥さんが吸わなくても旦那が吸っていたら大して変わりありませんよというような状況があります。そうした観点からもしっかり対策をとっていただきたいと思います。

特に、今回、乳幼児の突然死症候群が受動喫煙によって亡くなっているというのが、厚生労働省が発表しています。やはり今まで原因不明で亡くなっているという中で、こうした受動喫煙も影響があるということを発表したところでもあります。特に妊婦の場合ですと、本人が非喫煙者でも周囲の喫煙によって低体重で生まれてくる早産ですとか、そういったことによる障害というのも危険性が高まるということもあります。そうした情報も知らせることが大変重要であるというふうには思います。

保健課としましてもそういったことも取り組んでいるというお話ではありますが、やはりなかなか前進していないのかなというように感じるところでもあります。

やはり住民への受動喫煙による健康被害の啓発は重要です。たばこに関する市民公開講座も有効と考えますが、そうした取組については考えていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 出前講座、町でそういった制度があるのですけれども、そういったもので、こういった受動喫煙に関することについての講座について積極的に住民のほうに周知した中で、いろんな団体を含めてそういった講座のほうは、行っていききたいかなというふうには思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 出前講座は、どちらかというところと関心のある方が呼んでいただいて、それに対してお話を聞きたいというものでありますので、そうした方々は多分しっかり対応しているのではないかと思います。むしろ保健師さんが対応しているにもかかわらず、なかなか進んでいないという状況があります。そうしたものは、やはり親同士のつき合いですとか、そうしたものから意外とちょっと考えていけないといけないという中で、お母さん方の間同士の横のつながり、大変大きいものもあります。そうしたものを考えて市民講座を考えていただければという意味でお答えいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 午前中、岡本議員のご質問にもありましたように、ピンクリボン月間について講演会をだとか、そういったものもどうでしょうかというようなお話ありまして、それはちょっと検討させていただきたいということだったのですけれども、そういった乳がん、子宮がんだけではなくて、こういった肺がんとかにつきましても、たばこの関係もそうなのでもすけれども、そういった形で講演会ですとか、講座ですとか、そういったことができないかということで、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ、受動喫煙、住民に対しても、なかなかたばこをやめられないという中で難しい問題であると思います。そうした中でこうした活動は大変重要になってきますので、ぜひ前進していただきたいと思います。

北海道では年間1万9,000人ががんで亡くなっています。喫煙率が全国1位であるということも一つの原因ではないかと思えます。がんの罹患率・死亡率を下げるために、たばこ対策そして受動喫煙対策が重要な課題であると言えます。

肺がんをはじめ、さまざまな疾患を減らし、住民の命を守ることは大変重要です。受動喫煙防止を進めて実効性ある政策をもって、町民の健康を守るように対応を求めまして、質問を終わりたいと

思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16：10 休憩

16：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従いまして、質問を行います。

安心して利用できる国民健康保険制度に。

国民健康保険制度は、国民の命を守る社会保障制度の一つとして制度化されてきました。スタート当初、国保世帯主の多数は農林水産業と自営業でしたが、現在では、年金生活者や非正規労働者などが国保世帯主の多くを占めるようになり、幕別の国保加入世帯の76.2%（27年度決算）が所得200万円未満となっています。

国民の命を守る国保については、本来、国の責任において財政措置が行われるべきですが、国はこの間、国庫負担率の引き下げを続けており、国保財政を維持するために、地方自治体がやむなく一般会計からの繰り入れを行っています。こうした状況を打開するためとして、2018年から市町村が運営する国民健康保険事業の財政が、都道府県に移管され財政運営の主体となり、市町村は引き続き資格、保険給付、保険料賦課、徴収、保険事業を行うこととなります。

保険料は、道の試算によると、市町村が行っている一般会計からの繰り入れを想定していないので、いまでも高い保険料がさらに引き上げられ、国保世帯の暮らしを困難にし、医療にかかれない町民が増えるのではと懸念されます。住民の福祉の増進を目的とする地方自治体の責務として手だてを講じていくことです。

1、広域化に向けて。

①取組の現状は。

②今後の保険料の試算は。

③負担軽減のため当面、一般会計から繰り入れを行うこと。

2、道は引き上げ率が5%を超える市町村に、激変緩和措置として財政支援を行うとしている。期限を設けず続けていくよう求めていくこと。

3、道の「国保運営方針」の策定に当たり市町村の自主性の尊重を明記することを求めていくこと。

4、国保は社会保障制度である。国に国庫負担の割合を引き上げるよう求めていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「安心して利用できる国民健康保険制度」についてであります。

現在の国保制度におきましては、市町村が保険者となり運営しておりますが、加入者たる被保険者の年齢構成や医療費水準が高い一方で、所得水準が低いといった構造的な課題を抱えながら厳しい財政運営を強いられているのが現状であります。

このような中であって、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、この法律により、30年度からは、都道府県が市町村とともに保険者として国保運営を行い、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の実施等について中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指すものであります。

都道府県が果たす役割といたしましては、財政運営の責任主体として、市町村から納付金を集め、

道内全市町村の医療給付費を賄うこととなるため、北海道は毎年度、各市町村が負担する納付金の額を決定するとともに、市町村が納付金見合いを国保税として賦課するために必要となる標準的な保険税率を算定し、市町村に示すこととなります。

一方、市町村の役割といたしましては、北海道から示された標準的な保険税率を参考にしながら、最終的な保険税率を決定し、賦課徴収を行い、北海道へ納付金を納付することとなります。

また、地域住民の方々との身近な関係性を保持すべく、国保の加入喪失手続や被保険者証の発行、健診等の保健事業の実施などについては、引き続き、市町村が担うこととなります。

ご質問の1点目、「広域化に向けて」についてであります。

初めに、「取組の現状は」についてであります。

平成28年4月に、国から納付金算定方法や国保運営方針策定のガイドラインが示されたことを受けて以降、北海道と市町村との協議の場である市町村連携会議において、医療費や所得水準を納付金の算定にどのように反映させるか、標準的な保険料算定方式、激変緩和の考え方、赤字の解消・削減の取組、事務処理等の標準化等、広域化に向けた検討・協議を行ってまいりました。

このような経緯を経て、本年8月25日に北海道における国保運営の統一的な方針として、「北海道国民健康保険運営方針」が策定されたところであります。

本町といたしましては、9月の国保被保険者証の更新に合わせて、パンフレットを配布するとともに、広報紙やホームページ等で周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、「今後の保険料の試算は」についてであります。

前段でも申しあげましたように、各市町村が納付金見合いを国保税で集めるため、北海道は、道内の市町村全体で必要となる医療給付費等を試算した上で、国庫支出金等の特定財源を差し引き、最終的に集めなければならない納付金の総額を算出します。

その納付金総額を北海道全体に占める市町村ごとの所得シェア、加入者・世帯数のシェア及び年齢補正後の医療費水準に調整係数を乗じて、市町村ごとの納付金額を算出することとなるものであります。

北海道においては、各市町村の決算数値をもとに、市町村ごとの納付金額を仮算定しており、本年8月に仮算定した結果においては、本町は平成28年度の1人当たりの保険税額12万2,139円に對しまして、1人当たりの納付金額が12万155円で、1,984円の減、率にいたしまして1.6%の減と示されております。

なお、本算定については、来年1月に納付金及び標準保険料率の通知がありますことから、その結果をもとに今後の本町の保険税率を検討してまいりたいと考えております。

次に、「負担軽減のため当面、一般会計からの繰り入れを行うこと」についてであります。

国民健康保険特別会計のあり方につきましては、基本的に医療費給付等の歳出に対して、国庫支出金等の特定財源を充当し、残りを国民健康保険税で賄うのが原則であり、一般会計からの法定外繰り入れについては、国民健康保険に加入していない町民の方々との負担の公平性からも慎重になすべきであり、被保険者の方々に応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

また、新たな国民健康保険制度では、財政運営を都道府県単位で行うことで、全道の加入者が支え合う仕組みとなり、今後においては、国の財政支援措置の拡充や納付金の導入で、赤字補填のための繰り入れの必要性が大幅に減少すると見込まれます。

このことから、赤字補填などを目的とした一般会計からの法定外繰り入れについては、6年以内を目標に、段階的な解消に取り組むことが運営方針にも明記されており、保険料の急激な上昇を避けることなどから、6年以内が困難な場合には、市町村の実情に応じて設定することも可能とされているところであります。

本町におきましては、今回の仮算定結果において、現行の保険税額と北海道への納付金額にほとんど差異が生じていないことから、現時点で一般会計からの繰り入れを行う必要性は極めて薄いものと考えております。

ご質問の2点目、「道は引き上げ率が5%を超える市町村に激変緩和措置として財政支援を行うとしているが、期限を設けず続けていくよう求めていくこと」についてであります。

現行の1人当たりの保険税額と納付金額を比較して、大幅に増加する市町村に対しては、激変緩和措置が講じられることとされており、北海道から示された当初案では、平成30年度は、5%を超える増加率があった市町村を激変緩和措置の対象とし、増加率5%を上限を超える部分が緩和されることとしておりましたが、再検討が行われ、5%から2%に見直されたところであります。

北海道におきましては、特例基金と道の調整交付金を財源に激変緩和措置を講じることとしており、各市町村における平成28年度の1人当たりの保険税額と納付金額を比較し、30年度には2%を超える額を緩和し、翌31年度には4%を超える額、32年度は6.1%を超える額、33年度は8.2%を超える額、34年度は10.4%を超える額、35年度は12.6%を超える額をそれぞれ緩和することとし、段階的に引き上げていこうとするものであります。

なお、激変緩和措置の期間終了後も運営方針の見直しの中で、納付金制度の安定化に必要な対策を行っていくとの考え方が示されておりますことから、今後の動向を注視した上で、市町村連携会議などの機会を捉えて意見等を申し上げていきたいと考えております。

ご質問の3点目、「道の国保運営方針の策定に当たり市町村の自主性の尊重を明記することを求めていくこと」についてであります。

新たな国民健康保険制度におきましては、北海道と市町村が一体となって、国保運営を行うこととなりますことから、共通の仕組みのもとで、さまざまな事務事業を実施する必要があります。

今回の北海道国民健康保険運営方針は、北海道と市町村が共通認識を持ち、国保に関する事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、国保運営に関する統一的な方針として、住民の方々からの意見や市町村連携会議による市町村との協議等を踏まえ、策定されているところであります。

また、国保運営方針の見直しに当たりましては、3年ごとに検証を行うこととされておりますが、この検証等においても、市町村を含めた関係者間の意見交換や協議の場として、引き続き市町村連携会議が設置されることから、今後も、市町村連携会議において、必要な意見等を申し上げていきたいと考えております。

ご質問の4点目、「国保は社会保障制度であり、国に国庫負担の割合を引き上げるよう求めていくこと」についてであります。

国民健康保険制度におきましては、その事業に要する費用を国庫支出金等と被保険者が負担する国民健康保険税によって賄うことが原則とされております。

このうち国庫支出金については、昭和41年度以降、療養給付費負担金として医療費に対して40%が交付され、加えて国の調整交付金として5%が交付されており、合わせて45%が国の負担となっておりましたが、59年度の医療保険制度改革により、本負担金の交付対象が医療費から患者一部負担金を差し引いた医療給付費分に改められるとともに、国の調整交付金については医療給付費分に対して交付率が10%に引き上げられ、合わせて50%の国庫負担率となりました。

その後も、三位一体改革による税源移譲や制度の見直しが進められ、現在では医療給付費に対する国庫負担金の交付率は32%で、国の調整交付金は9%、都道府県の調整交付金は9%となっており、国と北海道により50%相当分が措置されております。

今後も加入者の高齢化や医療の高度化などによりまして、医療費の増加が見込まれますことから、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じるよう、引き続き十勝町村会等を通じて要請してまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） この国保の広域化についてですが、このことについては、やはり住民の一番の関心事は、国保税がどのようになるか、ここが一番不安になるところだと思います。新聞報道などでは、

幕別町も保険税が上がるのではないかと、そういう報道もされておりましたので、質問の内容もこのようにさせていただきました。

しかし、今のご答弁をいただきますと、保険税は引き下がっていくという試算がされております。しかし、これは仮試算でありまして、来年の1月に本算定されるということで、まだまだ流動的な試算ではあると思います。それで、今、答弁された試算なのですが、この中には今までどおりの一般会計からの繰り入れも入れての試算になっているのでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 比較対象となる平成28年度の保険税額につきましては、赤字補填分等の一般会計からの繰入金も含めた金額が、保険税として必要な相当額ということで、その金額も含めた金額で1人当たりの保険税額を算出しております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そうしますと、この一般会計の繰り入れを繰り入れた中での試算ということですよ。

こういう中で、今、一番、財政的に一般会計の繰り入れを行わずに、これから保険税を試算していくという方向になっていきますと、繰り入れを行わずに試算しますと、保険税の引き上げということは、これから引き上げられるのではないかとという可能性があります。それで、本算定にかかわって、このときに一般会計の繰り入れを行って算定するのか、行わないで算定するかによって、保険税が随分と変わってくると思いますが、この1月に行われる試算では、一般会計繰り入れて試算されていく見通しなのか、それとも繰り入れないで試算されていくのか、そこが保険税が大きく変わっていくと思うのですが、予測としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 幕別町におきましては、平成28年度、赤字補填等に伴う一般会計からの繰り入れ等はございませんでしたので、幕別町においてはそういった金額は含まないで算定しておりますが、ただ、ほかの市町村においては、そういった補填等を含めておりますので、その分は保険税額が上がっているという状況で、その中での比較ということになっております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 今回は一般会計からの繰り入れがなく、このように試算されたということですが、今後、この医療費の負担などが増えた場合などは、幕別町でも、繰り入れという形になるかどうかは別として、保険料の引き上げがなされる可能性も出てくるということは考えられると思います。

それで、この一般会計からの繰り入れというところでは、都道府県化、広域化されるとだんだん引き下げていくという、そういう国の方針でもありますし、そういう状況になっていくということで、ここが本当に心配になるところなのです。

それで、今、この国保の場合は、確かに今働いている人たちとかそういう人たちは入っておりませんので、所得の低い方ですとか年金生活者ですとか、そういう方たちが多くなってきているところでは、保険税の金額というのは本当に暮らしの負担が大きいということで、今後の保険税の状況というのは、生活に対する負担が大きくなっていくと思うのですけれども、今、後期高齢者保険制度が始まって10年になりますけれども、最初は保険料は軽減されておりましたけれども、10年たって後期高齢者の保険料の軽減がなくなって10倍にもなったという、今回そういう状況も生まれております。

それで、これ以上、町民の負担を大きくすることがないように、繰り入れをしっかりとこれからも行っていく、そういう町の姿勢が必要ではないかと。こういうことを、繰り入れを少なくしていきたい、いずれは廃止したいということでこの広域化が始まったと思うのですけれども、町民のそういう暮らしなどを考えますと、繰り入れをやむを得ず行ったという、そういう考え方になってくると思うのですけれども、でも、この国保というのは、本当に暮らし、それから国民の命を、住民の命を守るということでは大事な制度でありまして、保険税が高くて払えなくなってしまうと医療が受けられな

い、そういう悪循環に陥る可能性もありまして、本当に安心して医療が受けられて命を守るということでは、この保険税がどうなっているかというのは、本当に住民にとっては関心事ではありますので、その姿勢として考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員おっしゃるように、そういった一般会計からの繰り入れがないように広域化を図ったということでありまして、現時点の試算においては、繰り入れはしないで済むだろうというふうに考えております。

ただ、将来のことはいかんとも、今の段階では何とも言えないわけでありまして、そこはその時々でどういう対応するかということは考えなければならない、今の時点で繰り入れをするとかしないとかということは、ちょっと明言できないなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 確かに町の姿勢としては、そうなのかもしれません。でも、実際に保険税を納めている町民にしてみれば、今の暮らしの中で本当に保険税の引き上げというのは負担が大きくて、関心事でもありまして、このほかに国保税だけではなくて、65 歳以上の人たちは介護保険料もそこから引かれるということで負担が大変大きいもので、新制度の導入後も国保会計への繰り入れは自治体で判断していく、絶対だめだと国・道は言っていません。自治体が判断していくということも明記されていますので、今回は保険税は上がっておりません。

でも、これ、2年、3年後どうなるかわかりませんので、そうなったときに、繰り入れはしっかりと町の対応として可能だという、そのところの姿勢だけは残しておくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本は、足りなくなったら国がしっかりと責任を負うということであろうというふうに思います。

ですから、繰り入れをするしないというのは、本当にやむを得ず最後の手段としてとるべきものであるというふうに思いますので、そこはその状況になってみなければ、どういった対応をするかというのは、なかなか今の段階でイメージができませんので、ですから、やるともやれないともということは今は言えませんが、まずはやっぱり国が責任を持って補填をするというか、負担すべきものを負担するということだというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今までも、この国保会計に国がしっかりと繰り入れをしていくという処置を行っていたら、各自治体が一般会計から繰り入れをしなくても国保会計はしっかり運営されてきたと思うのです。そこがなされていないので、やむを得ず各自治体が一般会計から繰り入れを行い、その金額がだんだん膨らんできているという、そういう状況が今の国保会計だと思うのですね。

それで広域化にいったという経過もあると思うのですけれども、広域化になったからといって、今までの自治体のしっかりと住民の暮らしを守っていく、健康を守っていくという立場に立ったときに、そういう姿勢を残しておくという、そのところの考えがきちっとあれば、今は、平成 28 年度は繰り入れしなくても済んだということなのですが、今後、医療費の高額になったりですとか、そういうふうになったときに、全道できちっと保険料を決めていくということだったのですが、自治体の裁量も残されているところではそういうこともしていきながら保険税を考えていく。保険税を考えていくのは、この試算をしていくのは自治体の責任になりますので、そういうところもしっかりと残しておくという姿勢についてお伺いをしているところです。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 広域になったことのメリットとして、何かはやり病的なものがその地域に出た場合については、一気に医療費が上がって、それが国保税にも影響するということがありましたけれども、これが一つのパイになることによって、さほど全道くまなく何か病がはやるということになれば

また別かもしれませんけれども、そういう危険性はかなり薄れたのだらうなど、広域化になることにより薄れたであろうというふうに思っておりますので、医療費が増えるか、負担する税が減るか、負担する税というか税が減るか、どっちかなのですね、要因というのは。ですから、そういう危険性というのは今の時点で考えたときに、そんなに影響を受けるものではないなというふうに思っておりますので、ただ、不測の事態というのはいつの時代もあるわけでありますから、それはその時点において考えるべきかなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） この繰り入れの解消は、国保の構造的矛盾といつも言われておりますけれども、その矛盾をさらに拡大していく不安もないわけではないのですね。ですから、そのときそのときによって考えていくというお答えでしたので、もしこれ以上、保険税が上がるというそういう状況になったときには、この繰り入れも、道も国も認めているわけですから、その道を残していくという、その分を姿勢として持って、今すぐ繰り入れをということではありませんので、引き上げになったときには、そういう対策も考えていっていただきたいという、そのところを含みを持たせて、今、質問をしているところです。ということですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） やはり制度的に言うと、繰り入れありきで考えるべきではないわけでありまして、繰り入れありきで考えると、もう本末転倒になりますので、まずは国庫負担金があつて税で賄って、そして結果どうなるのかという、そこの対応をどうするのか。国庫補助金が足りないということであれば、それは求めることでしょうし、ただ、市町村によってそんなに今後ばらつきが出てくるとは私は思いません。

今、一回仮算定をしまして、このベースで進んでいくというふうに思いますので、幕別町だけが不足するということはあまり考えにくいのかなというふうに思っています。ただ、それは大幅に足りない、税を上げなければならないという事態もあるかもしれません。そこはその時点で、どういう対応がいいかということは考えなければならないというふうに思います。ただ、それを繰り入れに頼るかどうかについては、今この場では明言できないというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） また、そういう状況になったときには、質問もさせていただくこともあるかなと思います。

次に、激変緩和なのですが、今回は5%ではなくて2%以上ということになっておりまして、それも段階的に解消していくということで、最終的には35年度に12.6%を超える額がそれぞれ緩和することとし、段階的に引き上げていこうとするものであるというご答弁いただきました。こうなりますと、かなりの高額にならないと緩和の対象にはならないということになります。

しかし、全道的にあまり高額になっていくという可能性はないのではないかとということで、対象になる市町村はかなり高額に保険税がなったときに対象になるということになると思うのですがけれども、やはりこういうところでは、幕別町の場合は激変緩和の対象には28年度からはならないということなのですけれども、こういうところもしっかりと激変緩和の期限を設けずに続けていく、これは6年経過したときに、この制度がなくなるという、そういう方針だと思うのですがけれども、やはり国保税の引き上げを行わないという、これ以上高額にならないということでは、この激変緩和制度というのをきちっと残しておくという、これは暫定的なものであつて、これがずっと続くということではなくて、本来は国が本当に財源を確保するということが大事だと思うのですが、こういうところをしっかりと設けておくことによって、保険税の引き上げにつながらないのではないかとと思ひまして、こういうところもしっかりと道の市町村連携会議などで協議していくことが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 6年間で激変緩和というか、ならしていくと、本来求められるべき税率に向かっ

ていくということでもあります。そのためには、急激なアップにならないように激変緩和措置を講じるということでありまして、6年間で12.6%を超えているとかなり厳しい、12.6%はともかく上げなければならないということになりますので。それで、やはり6年間の中で、本来納めるべき税率に持っていかって下さいよというものであります。これは、一発1年ではなくて、6年間かけて持っていかって下さいと。ですから、12.6%までは激変緩和の対象になりますけれども、これを超えるところについてはかなり厳しいというふうに思っております。

これは、12市町村、全道でありまして、これの率も12.6%を超える一番少ない率が13.3%、一番多いところが75.4%と、非常に物すごいびっくりするぐらい上げなければならない、そういう町もあるわけでありまして、そういったところの対応は、やっぱり我々も全道の市町村の一員としては、考えてやらなければならないなというふうに思います。

ただ、今の運営方針の中で、激変緩和終了しても、そこは考えていきますよという考え方が残っておりますので、まずは運営方針がどうなっていくのかにかかっているというふうに思いますが、そこは連携会議の中でも意見を申し上げなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、野原議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

野原議員。

○11番（野原恵子） 幕別町がその対象にはならないということで、これは一つ、保険税が高額ではないということにはなるのですが、全道的に見ると、それ以上に上がる自治体もあるということでは、やはりそういう自治体の保険税の引き上げ、そういうことはいずれ我が身になる可能性もなきにしもあらずということを考えれば、やはりこの幕別町からもこの連携会議などでそういう意見もしっかり上げていく必要があるのではないかというふうに思うのです。たまたま、この幕別町がその対象にならなかったからといって、それでよしというふうにはならないと思いますので、そういうところでしっかりと意見を上げていくという、そこが大事だと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、先ほども答弁でそういう意味を申し上げたつもりでありました。我が町がいいから、75%上がるころはどうでもいいという、そんな話ではなく、やっぱりそこはきちっとして配慮をすべきであろうというふうに思っているところであります。

ただ、12.6%という、1年に2%の緩和措置が講じられたことで、これはやっぱり上がるころはいつまでも今の税率で果たしていいのかということも一方ではあるわけで、例えば私の町が、幕別町が今はマイナス1.6%だから、ほっと一安心というところがありますけれども、10%上げなければならないとなったときに、これをいつまでも放置するというにはならないわけで、やはりここはある程度といいますか、税負担を求めるといふ方向に行かざるを得ないのかなというふうに思います。

これは、いつまでもかかるものを免除というか、町がずっと肩がわりするというのは、果たしてそれはどうなのかと。上がるにしても、例えば方法として2%上げなければならないとするなら、1%ずつ町と納税者で負担するとかという、いろんな方法はあるかというふうに思います。ただ、いつまでもたっても今の税率のままでいいということにはならないので、そこはそれぞれの町がきちっと考えるべきことでもあるかというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 広域化になっても保険税は自治体ごとに決めていく、そういうことになっており

ます。それで、やはり町長、今ご答弁あったように、保険税が上がる可能性もあって、それは町と住民、国保に加入している人たちに負担を求めていく、そういう可能性もあるというご答弁ですね。そうしますと、やはりこれからの国保という、そういうものの本質的なところをしっかりと踏まえていかなかったらならないと思うのですよね。

国保はやはり福祉制度でもありまして、国民の命を守るための制度でありますので、負担が増えたからといって、いろんな対策を講じるとは思うのですけれども、国保に加入している世帯に対する負担を極力少なくしていく、特に7割、5割、2割減免のある世帯は減額はされるのでしようけれども、それよりちょっと中間にある層の負担がまた増えていくということで、そういう国保税の引き上げに対する町民の負担の大きい声も届いているわけですから、この広域化によって引き上げにつながるような対策、手だては、町としても行っていかなければならないと思ひまして、今後のそういう対策もしっかり踏まえた上で、この広域化に向けての町の対応というのを今からきちっとした考え方を持って臨んでいくということが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本的には、これは繰り返しになりますけれども、国庫補助金があって残りを税で負担するのだということは変わりがないわけでありまして、それは税がかなり伸ばさなければならなかったときに、どうするかということであります。

それは、先ほどから繰り返しておりますけれども、一般会計からの繰り入れで、はい、賄いますよということにはならないわけで、そこはいろいろな方法があるかと思ひます。基金を持ってれば基金を入れるということもありましようし、一般会計の繰り入れもありましようし、税率アップもありましよう。そこは、上がり方、負担がどれだけ急激になるか、急激に求められるかということによって、考え方は変わっていくのかなと、判断は変わるのかなというふうに思ひますので、それは今の段階で何%上がるから、では、これあまりにもひどいから繰り入れをするかとかって、そういう具体的なことを申し上げられませぬし、今から繰り入れをしますということも、これは明言できるものではないなというふうに思ひますので、そのときになって判断をしなければならぬ。当然、住民負担がどうなるかということ念頭に置きながら、判断をすべきだというふうに思ひます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） ぜひ、念頭に入れて、これから判断していただきたいと思ひます。

次に、国保運営方針の策定に当たっては、その市町村の自主性の尊重を明記する、そういうところなのですが、国保の市町村連携会議などでこれから検討されていく協議項目がいろいろあると思うのです。そういう中では、出産育児一時金ですとか、葬祭費ですとか、保健事業に関することに対するそういうこともこれから論議されていくと思ひます。そういう中では、やはり幕別町の独自性をしっかりと踏まえた上で、この市町村連携会議に臨んでいくことが必要だと思うのですが、この連携会議の中で、どこの自治体も同じだとは思ひますけれども、その町その町の独自性をしっかりと明記していくという、そういうところを町からも意見として上げていく必要があるのではないかと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 北海道の国保運営方針の中では、基本的な標準的な事務とか、そういうものを示しております。その中で、市町村独自でやっているような施策等につきましては、それぞれの市町村の判断で実施するというので、運営化方針にはそのような記載はしてありませんけれども、会議の中では、そのような回答も得ておりますので、それぞれの市町村の独自施策については、そのまま実施されるものだというふうに考えております。

また、国保運営方針の中に当たっては、それぞれ市町村の意見を十分反映した方針となるように、会議の中では意見を述べさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そういうふうに意見も述べられているというお答えでしたけれども、やはりそこ

もしっかりと確約をとっておくという、そういうことも必要ではないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 運営化方針については、もう8月25日に一応決まっておりますけれども、そういった明記はしなくても、道としてはそういった市町村の独自性の施策については、そのまま尊重するというようになっておりますので、それについてはそのまま生かされていると、明記しなくても大丈夫であるというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そういう方向性をしっかりと堅持していくということで、進めていっていただきたいと思います。

今、国の国庫負担の割合なのですが、やはりここが一番自治体が苦慮しているところだと思うのです。ご答弁の中にもありましたけれども、今まで国の補助が50%だったのが引き下げられてきているということでした。そこのところを、今50%からやっぱり60%に引き上げていく、そういう対策がとられますと、国保税の負担を大きく引き上げていくという、そういう方向にはならないと思います。

それで、国にしっかりと求めていくと同時に、道の負担もしっかりと増額していく、そういうところも意見を上げていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国の負担、裏返せば税による負担ということになりますけれども、税による負担は、答弁で申し上げましたけれども、昭和59年度から変わらず税では50%負担しているということですので、これは何ら変わっているものではない。国の出し方が変わっておりますけれども、差し引き税で負担する割合というのは変わっていないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 国保の負担割合は、この間、引き下げられてきているという、そういう計算の仕方もあると思うのですが、国が国保会計に繰り入れる交付税措置する、そういう金額も引き下げられてきているというのが、この間の中でも明らかにされてきているところなのですが、今、この国民皆保険制度を維持するために、国庫負担の必要性についてはどの自治体の首長さんもおっしゃっております。それで、全国知事会などが国庫負担を今以上に増やすことを要求している、ここは共通の認識だと思うのですが、さらに引き続き国庫負担の引き上げを求めていく、こういうふうにしていくことが国保会計を健全な運営にしていけることになると思います。

それと同時に、道に対しても、その負担をしっかりと求めていく、そのことを求めていくことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまで、国庫負担を増額してほしいという要望につきましては、市町村が国保の保険者となってやっている場合に、どうしても一般会計の繰り出しをせざるを得ない状況がありましたので、そこは繰り出しではなくて国庫補助金をきちっと出していただき、増額していただきということでありました。

ただ、それと国が負担する割合というのは、率からいうと変わってないわけでありまして、出し口が違うというのですか、もうちょっと詳しく申し上げますと、昭和59年度以降なのですけれども、これは国庫負担金が40%で、そして調整交付金が10%で、足して50%であります。それが現在で言いますと、国の負担金が32%、そして国の調整交付金が9%、道の調整交付金が9%で、合計しますと50%ということで、出し道というか、出し口という名称は違いますが、出している率としては50%で変わらないということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 道の負担が9%ということでは、国の負担が9%下げられているということにもつながるのではないですか。そこのところを、やはり国にもしっかりと求めていくという、そのこと

が大事ではないかというふうに思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が申し上げたいのは、一番肝心なのは国保税で幾ら負担するのかということです。つまり、特定財源を引いて残り国保税に求めるわけですが、それが率が変わらないということが一番大切なことであります。

そういう意味で、都道府県の調整交付金が9%というのが出てきました。足して32足す9足す9で50%ですから、都道府県は確かに出てきましたけれども、都道府県の負担というのは、それこそ普通交付税の中で措置されるわけですから、都道府県が腹を痛めるわけではないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） それでは、50%・50%で変わらないということですね。それでも国保の財政が大変だと、住民の税の負担が重いということであれば、さらに国保が社会保障制度であるということであれば、国がそこに財源を繰り入れていく、そういう姿勢が大事だと、実際に繰り入れていくことを求めていく、そういうことが大事ではないかということで、そこが今必要ではないか。

そうしないと、広域化になったとしても、さらに住民の税負担が増えるのではないかと、そこが非常に懸念されるところであります。国が社会保障制度としての国保に、今まで以上の財源を充てていくこと、そのことを求めていくべきではないかということです。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国保の構造的な問題として、かつては現役世代というか、所得が多かったのは、結局、年金者が増えてきて、所得がないがために税負担する額が小さくなるというそういう問題はありますので、そこは国に対して求めていく部分ではあるなというふうに思っておりますし、これまでも求めてきたということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） そういう構造的な問題ということでは、どこの自治体でも同じ考えであると思うのです。ですから、この全国知事会なども国に求めていっているのだと思うのです。

このように広域化になった、こういうことを契機にして、さらに国にしっかりと社会保障制度としての国保だという認識というのを、国にもしっかりと持っていただいて、国保制度を維持していくために財源をきちっと充てていただくということなのですね。

そうしないと、国保税が上がっていく、そういうことによりまして、滞納が増えるですとか、資格証明書が発行されるですとか、そういう状況にならないための手だてが必要だという、ここがね、いや、町長笑っていますけどね、本当にここが大事だと私は思うのですよ。

本当に、今、年金で暮らしている、国民年金でご夫婦2人で国民年金満額で155万円ぐらいですから。そういう中で暮らしているときに、税負担というのは本当に重いのですよ。所得のたくさんある方はあまり感じないかもしれないですけども、所得がぎりぎり生活している方は、この税負担が重いつて、だんだん生活の、収入に対する税負担の割合が高くなっているのですよ。

こここのところを今後どうするかということが、本当に町民の暮らしを守ることになるわけですから、しっかりと国にそういうことを、意見を上げていただきたいと思います。そこなのです、私が言いたいところは。ですから、町長がどのように認識されているかわかりませんが、国民年金満額で155万円、160万円ないのですよ、ご夫婦で。そういう人たちの暮らしをしっかりと守っていく、そこがやはり自治体の役割ではないかと私は思うのですが、いかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国保で言うと、制度的に低所得者に対するそれはもう負担の軽減というものはあるわけですから、そこは所得がない人もある人も一緒に賦課しているわけではなくて、ない人はそれなりに減免措置が講じられて負担をしているという、制度的にまずそういう措置がされているということがありますので、それがもし生活の実態に合わないとするならば、それはそのところを

変える必要もあるのかなというふうに思いますけれども、それは全国的に見てそういうことが言えるかどうかといったら、言えてないから変わらないのだろうなというふうに思いますし、それを理論的に証明するすべも実はありませんので、これ何とも言えませんが、言っているのは生活の実態として苦しいからもっと下げなさいということだというふうに思うのです。そうすると、どこに基準を設けて、どういう税率設定をして、どういう負担軽減をするのかということになってくるので、そこは制度的にやっぱりしっかりと考えるべきであろうというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） もちろん制度的にいろいろ構造的な問題があるということで、今、国保税の負担ということでした。

今は1人当たりの保険税の試算を出されました。できれば、モデルケースとして、例えば2人世帯で収入がどのくらいですとか、単身者家庭での税負担がどのくらいになるですとか、そういうところも試算していただいて、生活に対する国保税の負担がどうなっているのか、この点はちょっと時間がありませんので、この次の機会に質問したいと思うのですけれども。

そういうことを踏まえていくと、やはりこの国保税の負担がどれだけ町民の暮らしに、所得の低い方の負担が大きいかということが明らかになると思うのですよね。

そういうことをしっかりと踏まえた上での対応をしていただきたい、そのことを求めて、最後の質問にいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、質問が国保税ですから、国保税のお話をしていますけれども、これは社会保障ということであれば、年金もあったり、介護なんかもそうですね。そういう全体の中で負担がどうなるかということを論じなければならないわけで、国保だけが高いとか、そういうことではなくて、それは全体の中でどうなのだと、国民負担が、町民負担がどうなのだという中で、さらなる制度改革が必要なかということになるかというふうに思います。

だからといって、厳しいからといって、町がそこを肩がわりするというのはちょっと違うと思いますので、そこはやっぱり国において、社会保障は国の制度ですので、国がやっぱり責任を持って財源措置をしていくべきであろうと。そういう事態であれば、町村会としても要望をしなければならないというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:17 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成29年第3回幕別町議会定例会  
(平成29年9月6日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
10 東口隆弘      11 野原恵子      12 中橋友子  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（2人）
- 日程第3 議案第74号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第84号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第75号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第6 議案第76号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第7 議案第77号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第8 議案第78号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第79号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第80号 平成29年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第81号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第82号 平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）

# 会議録

平成29年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年9月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月6日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴  
代 表 監 査 委 員 八重柏新治      企 画 総 務 部 長 山岸伸雄  
会 計 管 理 者 原田雅則      教 育 部 長 岡田直之  
住 民 福 祉 部 長 合田利信      経 済 部 長 菅野勇次  
建 設 部 長 須田明彦      忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明  
札 内 支 所 長 坂井康悦      糠 内 出 張 所 長 阿部麗子  
政 策 推 進 課 長 山端広和      総 務 課 長 新居友敬  
地 域 振 興 課 長 小野晴正      防 災 環 境 課 長 天羽 徹  
保 健 課 長 白坂博司      保 健 福 祉 課 長 金田一宏美  
住 民 生 活 課 長 山本 充      こ ど も 課 長 高橋宏邦  
福 祉 課 長 檜木良美      税 務 課 長 川瀬吉治  
商 工 観 光 課 長 亀田貴仁      土 木 課 長 寺田 治  
学 校 教 育 課 長 高橋修二      生 涯 学 習 課 長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
10 東口隆弘      11 野原恵子      12 中橋友子

# 議事の経過

(平成29年9月6日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番東口議員、11番野原議員、12番中橋議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして、質問を行います。

平和推進事業のさらなる充実をについてであります。

ことは、国連で核兵器禁止条約が採択された平和の記念の年です。

戦後72年間、被爆者とその思いに賛同するたくさんの人たちの地道な運動が結実し、国際社会を動かすことになりました。

幕別町議会は、昭和60年に平和非核宣言を制定し、町では町内3カ所に宣言が書かれた看板を設置しております。

また、幕別町は平和首長会議に加盟しており、これまでもさまざまな事業に取り組んでおりますが、今こそ平和推進事業を発展させるべきではないでしょうか。

よって、以下のことを伺います。

(1) 本町のこれまでの平和事業の取り組み。

(2) 平和の啓発事業について。

①日常的に平和を意識する機会を提供する事業を多様に展開させるべきだと考えるがどうか。

②平和な未来を子供たちに引き継ぐため、平和教育を推進させるべきだと考えるがどうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは平和教育にかかわる質問以外の質問につきまして、答弁をさせていただきます。

「平和推進事業のさらなる充実を」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは人類共通の願いであり、本年7月7日、国連本部において、国

連加盟国の6割を超える122カ国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、核兵器のない世界の実現に向け、その一歩が踏み出されたところであります。

本町におきましては、昭和60年12月に「世界で唯一の被爆国として、核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議され、この精神のもと、毎年、平和事業を実施しているところであります。

ご質問の1点目、「本町のこれまでの平和事業の取り組み」についてであります。

平和に関する事業といたしましては、これまで平和非核宣言の看板を町内3カ所に設置したほか、平成22年には、被爆体験者をお招きして「平和祈念講演」を実施するとともに、これを機に千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、終戦記念日に合わせて、広島の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」にささげており、この運動は現在も継続して実施しているところであります。

また、毎年8月には、幕別地区、札内地区及び忠類地区の3地区を順番に会場として、平和と非核を願う原爆パネル展を開催し、原爆被害の実態を風化させないよう取り組んでおります。

さらには、原水爆禁止平和行進活動や原水爆禁止世界大会に参加する民間の方々との懇談・激励や活動に対する支援を初め、「平和首長会議」の一員として国連に対する核兵器廃絶に関するアピールや署名活動など、加盟都市と連携を図りながら取り組んでいるところであります。

ご質問の2点目、「平和の啓発事業について」であります。

初めに、「日常的に平和を意識する機会を提供する事業を多様に展開させるべきだと考えるかどうか」についてであります。

町では、日本の被爆70周年、町の平和非核宣言から30周年という節目の年でありました平成27年度に、次代を担う子供たちへ平和の大切さを伝える取り組みとして、平和非核に関する標語の募集や平和非核宣言の紹介を広報を通じて行ったところであります。

また、町民独自の活動として、毎年、原爆が投下された8月6日と8月9日に「平和の鐘」の意味合いを持って、お寺の鐘を鳴らすという取り組みがなされているとお伺いしております。

町といたしましては、小中学校で身につけた平和のたつとさを思う気持ちをいつまでも忘れずに心にとどめておくことが肝要であると考えており、そのために戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを訴えかけ、町民の皆さんに平和の大切さを再認識していただけるような機会を設けてまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「平和な未来を子供たちに引き継ぐため、平和教育を推進させるべきだと考えるかどうか」についてであります。

小中学校における平和教育につきましては、学習指導要領に基づき、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」ことを目標として定められており、児童生徒の発達段階に応じた教育活動を行っております。

社会科においては、「社会に対する理解や関心を高め、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」ことを目標に学習しております。

また、道徳においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、社会生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神をとうとび、民主的な社会及び国家の発展に努め、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を開く主体性を養う」ことを目標に学習しているところであります。

平和に関する教育は、我が国と郷土を愛する態度や国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うとともに、命の大切さを知り、自他を大切に思いやりの心を育てることにつながりますことから、学校の教育活動を通じて、適切な学びの機会を設けることが重要であると認識をいたしております。

教育委員会といたしましては、今後とも各学校において、教育基本法及び学校教育法に定められた目標の達成に向けて、学習指導要領に基づく平和に関する教育活動が、着実に実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） それでは再質問を行います。

平和を願う市民が、平和の実現のために行動するからこそ平和な社会が継続していきます。私自身も含めまして戦争を知らない世代がふえてきているからこそ、平和について考える取り組みがますます大切になってきているというふうに思います。行政には、市民の啓蒙が活発になるよう平和を意識する機会を、今まで以上にふやす役割が一層求められているというふうに感じます。

町長に伺います。自治体行政が市民、町民に平和を啓蒙、啓蒙していくことの大切さについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○長調（飯田晴義） 戦後、日本が発展するに従って、だんだんと平和が根づいてきたということがありますので、特に最近においては、平和ぼけと言う言葉が悪いかもしれませんが、この安全な安心する世の中が当たり前だといった気持ちを、私は国民の皆さんみんな持っているのだろうというふうに思っております。

したがって、その平和が当たり前ではなくて戦争がいかに悲惨なことなのか、あるいは核兵器が本当に恐ろしいものなのだとことをわかっていただくことによって、平和の大切さを認識してもらうということが私は大切だろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） そうですね。同じような思いを共有することができていることをうれしく思います。

では、そういった平和への思い、戦争の悲惨さを、そしてこれからの平和についての思いを、啓蒙をどのように行っていくのかの具体化が肝心なのではないかなというふうに思っております。

これまでの平和事業の取り組みについて伺いました。千羽鶴、折り鶴を広島、長崎に贈る事業でありましたり、原爆パネル展、町民に平和の大切さを再認識してもらう機会を設けていくといった答弁もありました。

十勝の中で、最も平和推進事業に注力している自治体の一つに帯広市が挙げられると思います。帯広市は、さまざまな平和の事業を行っております。平和の詩であったり絵、あるいはそれを用いてのカレンダーもつくっております。原爆写真展、平和コンサート、あるいは語り部の会、そして非核平和自治体協議会が行っております、親子で長崎に行き平和を学んで、実際に「ナガサキ・ピース・タイムズ」という新聞をつくるという親子記者事業、その応募及び派遣など行っております。

平和推進事業というのは、多額の予算を必要とするものはそれほど多くありません。帯広市のさまざまな事業を行っておりますが、その平和事業の予算、平成28年度の予算で44万円であります。

幕別町におきまして、戦時中、新田ベニヤ工場、爆弾が15発投下される空襲被害がありました。現在も大きな穴があいております。空襲被害の過去を持つ幕別町は、平和推進事業をさらに発展させ、具体的に取り組むことができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げましたように、この世の中、本当に今は平和があふれているわけでありまして、平和って何と考えたときに、結局、今の世の中が平和なわけで、そのことに対して当たり前だと思っている、そういう方が大勢いるというか、ほとんどの方がそうだろうというふうに思

いますので、やはり今おっしゃいましたように戦争で被害を受けた場所であるとか、あるいは悲惨なパネルを見て、本当に戦争って怖いのだな、だから今この平和な時代がすごく大切なのだな、すてきなのだなというふうに思ってもらえるように、そういった反対というか、平和ではなくて平和でない悲惨さ、戦争の怖さというものを認識してもらおうこと。それは実は小中学校においては十分認識、教育がされているわけでありまして、それをいつまでも私はそういう気持ちを持ち続けることが必要であろうと、いつの間にかなくなってしまうわけです。それを思い出していただいて再認識していただく、その機会としてそういった平和事業を実施していくべきだというふうに思っておりますし、今言われたことも含めて考えていかなければならないというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） おっしゃるとおりだと思います。戦争の怖さを身近なものとして捉えていくこと、あるいはおっしゃいました、小中学生では持っていた思いが少しずつ年を重ねるにつれて風化していくといいでしょうか、埋没していくといいでしょうか、そのようなことになっていかないように具体的な取り組み、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、教育委員会、教育長について伺いたいと思います。

教育長の答弁で、適切な学びの機会を設けることが重要だというふうな答弁がありました。これまでどのような平和教育、平和学習を行ってきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） これまで行ってきた学習ということで、まず先ほど申し上げましたとおり学習指導要領の中に平和に貢献するような人材を育てる、平和を守る態度を養うというようなことが書いております。それに基づいて学校の教育現場ではいわゆる平和教育、平和の大切さを理解させるという教育を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、道徳、国語、社会で主にそういうような授業をやっている状況でございます。例えば道徳においては、各校で学校経営計画というのを冊子にしてつくっているのですが、その中で道徳教育の中で、平和を求める努力の大切さを考え、平和な世界を実現しようとする態度を育てるだとか、平和で民主的な社会の構成員として、他国を尊重し、国際平和に貢献する人間を育成するという目標を定めて、子供たちみんなで考え合って授業を進めるというようなことを行っております。

また、一例といたしましては、小学校の国語で戦争に関連した題材の教材、教科書に載っているものを活用して、戦争の悲惨さだとか戦争という事実、情景だとか、当時の人たちの感情というものをどうやって感じているのかというのを読み取るような授業も行っているところでございます。

いずれにいたしましても、各学校の教育現場で学習指導要領に基づいて、今、何例か挙げましたけれども、具体的にそういうような授業を進めているという状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 学校経営計画に基づいて、道徳や国語あるいは社会の授業で行っているということでありました。また、その中で、国語の中では感情を読み取る、そういった相手の気持ちになる、そういうことで平和を追求していく、平和の担い手といいましょうか、というものをふやしていくといったことだったと思います。

平和教育、平和学習に熱心に取り組んでいる自治体の一つの例なのですが、2カ月とか3カ月ぐらいのスパンでフィールドワーク、学校の外に出て自治体の中にある例えば戦時中の暮らしや雰囲気といいましょうか、に触れる、あるいは戦争の跡、住民が戦争で受けた被害について学ぶ、知る、実際に手にとってみて、より具体的に平和について思いをめぐらせるといった平和の学習の例がありました。被害者としてだけではなく加害者として、また、戦時中はどうしてこのような生活を強いられていたのだろうかというようなことに思いをめぐらせるといった自治体の平和学習の例があります。このようなほかの自治体の例を参考に、平和学習、平和教育に取り組んでいっていただきたいなというふうに考えているところではあります、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） そういう事例、私も聞いたこともございます。

今、十勝では、十勝教育研究所というのが、これは十勝管内の町村で構成して、学習の方法ですとか教職員の研修とかというのを進めておりますけれども、その中におきましても平和教育というか、平和の大切さをどうやって伝えていくか、子供たちに理解させるか、身につけさせるかという授業の手法に関する資料をつくっております。学校ではそれらを参考にして、今、授業を進めているところでもありますので、また、ただいまのご意見も参考にして、今後も引き続き平和教育を継続していきたいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） ぜひ継続していただきたいというふうに強く思うところです。昨今、国際情勢が緊迫してきているというふうに思います。その中であって私たちは、町長の答弁にもありました、唯一の被爆国としてふさわしい振る舞いを意識しなくてはいけないのかなというふうに思います。

平和というのは、同じくらいの軍事力同士がにらみ合って抑止し合っている、そのために戦争が起こっていない一時的な状態のことを指すのではないと思います。幕別町、空襲の経験を持ち、非核平和宣言を行い、平和首長会議に加盟しております。そういった幕別町で十勝、北海道の中で先進的な平和の取り組みを行うことができるものだというふうに考えております。今後の平和推進事業に期待して、質問を終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行います。

生活の実態を踏まえて、子供の貧困対策を行うべきということでもあります。

「子供の貧困」が社会問題化されて10年が経過しています。2013年6月、「子どもの貧困対策法」が成立し、子供の貧困が社会問題として解決すべき課題であることが初めて明確になってきました。

貧困はOECDで等価可処分所得の2分の1以下の世帯に属する子供たちとされていますが、一つの目安でありまして、必ずしも全体の実態を反映するものにはなっていません。また、これまで貧困率は16.3%で等価可処分所得が122万円以下と示されてきましたけれども、ことしの6月の発表で13.9%と2.4%下がっています。これは貧困の子供数が減ったということではなく、等価可処分所得が減り、金額が全体で106万円以下となったためです。

つまり、子供の貧困は大変見えづらく、なかなか実態が明らかにならない、これが現実です。

しかし、貧困が子供に与える影響は、単に経済的困難で終わらず、子供の発達、不健康、不十分な衣食住や虐待などに及ぶことが多く、自己肯定感が持てないという人格形成上にも大きな障害になっています。

子供の貧困を根本的に解決するためには、大人を含めた生きやすい社会の形成が必要であります、心身ともに成長過程にある子供の対策は特に急がれる課題です。

幕別町では「子どもの権利に関する条例」を制定し、次世代を担う子供たちが心身ともに健全に育つことを重要な政策として位置づけ、これまで子供の医療費の無料化拡大や保育・教育における保護者負担の軽減などを実施してきていますが、子供の貧困がさらに広がっていることを踏まえ、政策の充実を図ることが必要であると考えます。

以上の観点から、次の点をお伺いいたします。

①町では、昨年北海道が実施した「子どもの生活実態調査」をもとに、町の政策の必要性について検討をすると示されてきました。その検討の結果と、今後、独自に調査を実施する、実態を把握する考えはあるのかどうか伺います。

②子供の貧困状態を把握する指標として、以下の実態について伺います。

・ 税務統計上生活保護基準以下の世帯と子供の人数。また、そのうちの保護世帯と子供の人数。

- ・就学援助利用の子供の人数。
- ・児童扶養手当を受給している子供の人数。
- ・保育料の区分で住民税非課税世帯と子供の人数。
- ・国民健康保険の短期証交付世帯で子供のいる世帯数。
- ・税の差し押さえ世帯で子供のいる世帯数。
- ・ひとり親世帯と子供の数。

③一番身近な自治体が相談窓口を開き、保育所や学校などと連携したサポート体制を確立すべきであると考えているがどうか。

④「子どもの権利条例」という理念を持つ町として、実践的な「子どもの貧困を根絶する条例（仮称）」を制定すべきであると考えます。

以上、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「生活実態を踏まえて子供の貧困対策を」についてであります。

厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査」では、日本の相対的貧困率は 24 年の 16.1%から 27 年の 15.6%と 0.5 ポイント低下し、18 歳未満の子供の貧困率も 16.3%から 13.9%へと 2.4 ポイント低下しております。

平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国は、同年 8 月に子供の貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、北海道においては、27 年 12 月に「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しております。

本町におきましては、若い世代が安心して子供を産み育てられるよう、国・道の施策を踏まえつつ、妊娠から子育てまで切れ目のない子育て支援策を講じてきたところであります。

ご質問の 1 点目、「昨年北海道が実施した『子どもの生活実態調査』をもとに、町の政策の必要性について検討すると示してきたが、検討の結果と今後独自に実態を把握する考えは」についてであります。

北海道では、子供の貧困対策を効果的に推進するために、世帯の経済状況と生活環境や学校・家庭での過ごし方などとの関係を具体的に把握することを目的として、昨年「子どもの生活実態調査」を実施し、本年 6 月に結果報告書が公表されたところであります。

本調査は、幕別町を含む全道 13 市町が対象となっており、本町分の調査結果を提供していただける予定でありましたが、集約段階で他町の調査票と混同したため、本町のデータ抽出が不可能になったとのことであります。

このことから、今後は相談業務や子育て世代との懇談の機会を捉え、できる限り実態やニーズの把握に努めるとともに、来年度に予定している「幕別町子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るニーズ調査において、道の実態調査と同様の貧困に関する項目を設け、調査を実施したいと考えております。

ご質問の 2 点目、「子供の貧困状態を把握する指標としての実態は」についてであります。

一つ目の税務統計上生活保護基準以下の世帯と子供の数については、国の指定統計である「市町村税課税状況等の調」に調査項目がないこと、また、住民税の課税情報から抽出するにしても、生活扶助基準額が家族数、年齢により算定額が異なることから、数値の把握をすることはできないものであります。

なお、子供のいる生活保護世帯は、本年 3 月末現在で 38 世帯、子供の数は 68 人となっております。

二つ目の就学援助利用の子供数は、小学生が 248 人で中学生が 187 人、三つ目の児童扶養手当を受給している子供数は 449 人、四つ目の保育料の区分で住民税非課税世帯は、幼稚園、認可保育所、へき地保育所合わせて 53 世帯で、子供数は 64 人であります。

五つ目の国保の短期証交付世帯で子供のいる世帯数は 42 世帯、六つ目の税の差し押さえ世帯で子供

のいる世帯数は 62 世帯、七つ目のひとり親世帯は 345 世帯で、子供数は 485 人となっております。

ご質問の 3 点目、「一番身近な自治体が相談窓口を開き、保育所や学校などと連携したサポート体制を確立すべき」についてであります。

北海道が平成 27 年 12 月に策定した「北海道子どもの貧困対策推進計画」では、子供の貧困対策を効果的に進めるためには、相談対応が出発点となって、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援につなげていくことが重要であるとし、相談支援体制の充実を第一に努めることとしております。

本町では、福祉課が中心となり生活に困窮されている方々の生活相談を受けており、子供の発達、子育て支援、教育に関する相談などが含まれている場合には、それぞれの担当部署と連携を図りながら一緒に相談を受けるなど、必要とする支援につなげているところであります。

また、子育てや教育にかかわる現場での相談の中で、生活困窮に関する相談があった場合は、関係部署からの連絡により福祉課が生活状況の把握と生活面の相談を行う体制を整えており、どこで相談を受けた場合であっても必要な支援につなげております。

今後とも、相談者の心情に十分配慮し、生活状況を正確に把握するとともに、子供に関する相談を含め、保育所や学校など関係部署と連携したサポート体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「『子どもの権利条例』という理念を持つ町として、実践的な『子どもの貧困を根絶する条例（仮称）』を制定すべき」についてであります。

本町では、「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定し、その理念として、貧困の状況にある子供を含む、全ての子供にとって大切な権利を保障するとともに、子供の最善の利益を考慮しながら子供の健やかな育ちを支援し、未来をつくる子供の幸せな町の実現を目指すものとしております。

本町では、これまで、権利条例の理念を踏まえ、子供が安心して、自分らしく生きる、そして健やかに育つことができるよう、冒頭でも申し上げましたように、中学生までの医療費無償化や保育料の軽減措置、小中学校での就学援助、中学生の修学旅行費支援など、貧困対策を含めた切れ目のない子育て支援を実施してきたところであります。

実践的な子どもの貧困を根絶する条例については、現在のところ他の自治体において制定したという例はお聞きしてはおりませんので、条例の構成、内容などのイメージを捉えることが難しいものと感じております。

また、条例という性格上、実践的な方策や具体的な目標を掲げることはなじまず、その内容は理念や基本的な方針を定めることにならざるを得ないものと考えております。

したがって、「実践性」に重きを置くとするのであれば、「推進計画」や「実施計画」という形で具体的な実施項目や実施目標などを定めることによって、より実践的で柔軟な対策が可能になるものと考えております。

このようなことから、現時点では条例を制定することは考えておりませんが、来年度予定している実態調査の結果を踏まえ、本町においても道が定めている貧困に関する指標のような具体的目標を持って貧困対策を進めることの有用性、有効性について検討したいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） 再質問させていただきます。

これまで経済問題につきましては、貧困と格差というようなテーマで、ワーキングプアであるとか、あるいは労働者の低賃金の状況だとか、いろいろな角度から、この場から質問をさせていただいてきました。

今回、子供の貧困ということに限らせていただいたのは、そういった高度経済成長が崩れて 30 年余を過ぎていますが、そういった流れの中で特に保護者の経済力に頼らざるを得ない子供たちの受ける影響がとりわけ大きいということから、特別な対策が必要であるというふうに思いました。

同時に、その背景には、国が法律を決めたこと、要綱も決めたこと、あるいは北海道が調査を行っ

たことなども含まれています。大事なのは、幕別町において貧困の状況がどうあるのかと、子供がどういう状況で育てられているのかということとを把握し、実情がわかって初めて手だてがとれるということですから、そこが大事だと思ってまいりました。

ありますように、今回のご答弁の中では、まず、その実態調査をやっていたいただきたいということで、北海道の調査も幕別町が含まれておりましたから、それも活用してと思いましたが、今お答えいただいたように、よその町とまざってしまったということであれば、これを逆に好機に捉えて町でやっていただくということは、お答えいただいたように大変大事なことであり、評価したいと思います。

それで、具体的にどういう調査を行っていくかということになりますが、北海道の調査をもとにというお答えであります。北海道の調査は70項目を超えて行われて、とりわけ小学生、中学生、高校生ということでありましたから、教育を中心とした経済問題も含めてのデータがわかるという中身でありました。本当にこの中では深刻な内容もありまして、年収100万円から200万円の間の子供さんの学校での教育を受けている状況なども設問であったのですが、勉強がわからない、あるいはほとんどわからないか、わからないことが多いということも含めて、貧困状況にある子供さんの38.3%、約4割がわからないというところで答えている。これは道の調査の結果なのですけれども、そういうこともありました。それから、さらに進学などについても、高校まででその後は希望しないというのが3割を超えて30.7%にもなっています。

こういう視点から、やはりこの道の行った項目も本当に大事だというふうに思うのですが、ただ、今、貧困問題で、子供の貧困の中で低年齢、乳幼児期も含めて、学校に入る前の子供さんの貧困状況も、特に生まれたときから成長に与える影響が非常に大きいものですから、体も心も能力も全部6歳までの間に築かれることが多い中で、この部分の調査というのは北海道の調査の中では見えてこないのです。そうなりますと、お答えの中では道と同じようにということですが、ぜひ子供のゼロ歳から、国の統計とか道は18歳までなのですけれども、ただ、大学に進学していて独立していないということを考えれば、それよりも上を本当はいくのだと思うのです。でも、一応18歳でとめたにしても、全ての幕別町の18歳までの子供たちの状況がわかる調査を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回のご質問を通じて、貧困というものを改めて私も考えさせていただいたわけでありまして、貧困というのは一体どういう概念なのだろうと、これ非常に難しいなというのが実感でありまして、OECDなどは相対的な貧困ですよね。等価可処分所得の2分の1のラインを下回るものと言っていますけれども、これはあくまでも比較しての貧困でありまして、そういう比較の仕方もありましようし、あるいは絶対的貧困というものもあるのだと思います。最低限人間が暮らしていく、人が暮らしていく中での最低の収入を下回るもの。ただ、これは認定というのは非常に難しい、生保基準あたりになるのかなというふうに思いますけれども、非常にこの貧困をどう捉えるか、どういう人たちが貧困なのだと捉えることは非常に難しいものだなというふうに思いました。

それで、まず道と同様にというふうにお答えをしたのは、やはり相対的貧困という、今、幕別町が、町民がどういう位置にあるか、どういう立場にあるのか、どういう環境にあるのかというふう考えたときに、比較するものがないとなかなかわからないだろうと。それはやはり道の、まずは、本当は全国がいいのかもしれませんが、少なくとも道は調査をやっているわけですから、道内の調査と比較して幕別町はどのような位置にあるのかということがまず一番知るべきことなのかなと。

その後、それに比較して、特にこの部分は困っているのだからこういう対策をどうかというふうにならしていくことが一番いいのだろうなという思いで、今回は道と同様のということにしたところでありまして、なかなか欲張って全てを調査するというのは、これはなかなか難しい。项目的にも70まではやらないことにはなると思います。貧困ということに関して言うと70から絞り込むことはできるにしても、かなりの大がかりな調査ということで、それと、それをいかに分析して生かすかというその能力も問われるものでありますので、まずは最低限必要なところとして道と同様のものと、そんなこ

とを今考えているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 貧困の概念というのは、本当に町長おっしゃられるように難しいことで、子供の貧困という言葉そのものも使われるようになったのは2008年からなのです。子供の貧困元年というのが2008年で、当時、民主党政権のときに調査をしたところから始まるのですけれども、それまでそういった生活が厳しいとか、いろいろ支援が必要だということはあったにしても、全体の中で貧困というのを公にクローズアップしてきたというのがこの年なのです。それで初めて法律もでき、北海道も調査をするということでありましたから、やっぱりその捉え方というのは非常に大事なところだと思います。

私も貧困の概念というのは、町長言われるように、絶対的貧困と相対的貧困。それで、1番目の質問でお示したのは、あくまでもOECDの関係の相対的貧困、これも日本はすごく低いのです。20カ国の下から3番目とか4番目、そういうこともあります。だから、押さえ方としては一つの指標としていいと思うのですけれども、やはりこの町で暮らすための経済的な必要な範囲というのはどこまでなのかというようなこと、あるいは経済だけではなくて特にひとり親家庭、後からも質問しますけれども、たくさん仕事をかけ持ってやっていて子供に接する時間がない、こういうことも貧困の具体的な影響としてあらわれていくというようなことがありますから、やっぱり経済から始まって何ができるかということなのだと思うのです。

私は、貧困は絶対的貧困といいますか、日本で、この町で、この部分で貧困だというふうに数字を置くとしたら、やはり生活保護基準なのだと思うのです。この基準以下で暮らしている子供がどのぐらいいるのかとか、そういうことを押さえた上で、つまり憲法の25条で保障している国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという、その指標として生活保護制度があるわけだから、そこが一つの基準になるのだらうと思うのです。最近ぐっとここが下がってきていますから、これも見直しが必要なときだと私は思っていますけれども、そういった概念で、幕別町の子供たちの置かれている経済状況を知るということをやっていただきたい。欲張らないで道からというのももちろんわかりますが、やはりゼロ歳からいくという点では外していただきたいなというふうに思うのですけれども、難しいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は、道の生活実態調査の結果を見まして、この結果が出て、それをどう分析して、どう具体的に施策に反映していくのだということが非常に難しいなと思ったわけです。

ですから、中橋議員おっしゃるように、実態がわからないと施策というのは立てられないだろうと、これはごもっとも、全くそのとおりでと思いますけれども、ただ、データがあってそれをいかに分析してどの施策、新たな施策ということもありましようし既存の施策の拡充ということもありましようけれども、そこに生かしていくということが非常に難しい、能力が非常に要るかなというふうに思ったわけでありまして、それと今、既存の我が町で行っている子育て支援、これは子育て支援と言いながらも当然貧困対策が、財政支援ですから全て含まれているわけでありまして、それにどう結びつけていくかということも非常に難しいなと。ですから、宝の持ち腐れといいますか、苦勞して調査をしたとしても生かせる能力があるのかどうか、そういう自信も、私自身として自信がないとか、そんなこともあって、無駄になってはいけないということで、最低限のところではまずはやりたいなと、そんな思いでいます。ただ、これは当然検討すべき事項だと思いますので、まだ1年程度調査まではありますので、その中で絞り込んでいきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 適切な政策を打とうと思うから慎重にならざるを得ないと、それはそうだと思います。ですけれども、やはりできることからやっていくという、これは今までも前段申し上げましたように十分やってこられた面はあると思います。

私、思うのですけれども、そういった状況がわかってくると、どこに優先順位を置いて政策を打つ

かというのは、これだけ優秀なスタッフの皆さんがいらっしゃるわけだから絞り込んでいけると思うのです。それも実態を知った上でないといけないということですから、宝の持ち腐れにならないなんてそんな弱腰でなくて、本当にやれることからしっかりやっていくという、そういう決意を持って調査にも臨んでいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 少なくとも絶対的な貧困の押さえというのはできているわけです。ですから、このところを踏まえてということも当然できるわけなのです。なのですが、あれだけ何十項目に及ぶ、もう所属階層別の人数が出てきたりしているわけで、すごく細かな分析、調査結果になっているわけで、それをいかに施策に結びつけるかということが、本当に自分が見て、これはどういう施策をやればいいのかと迷うわけなのです。

そういうことから、実態を押さえることは大切ですよ。大切ですが、生かさないものを持っていても何もしない。単なる無駄な労力ということになりますので、そういうことにならないように十分どういう項目を検討するか、どういう人たちを対象にするかは検討させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） まず出発点が調査を行うということでもありますから、そこから出発していただきたいと、このように思います。

それで、時期的なことも、今1年と言われましたけれども、次の計画、町が本来やらなければならない計画にリンクさせてということでもありますから、私もなるべく早くやっていただきたいというふうには思うのですけれども、具体的にいつの時期になるのかはまだ難しいですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現行の幕別町子ども・子育て支援事業計画につきましては、32年が新たなスタートになりまして、来年30年でのニーズ調査を踏まえて十分検討した上で、31年度に実施計画の見直しの作業に入るという予定であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 31年から見直されるということになれば、当然その手前で調査は行っていかなければならないということになれば来年かなというふうに思います。なるべく早く手がけていただきたい、既にこの問題が、同じことですが10年も経過していますので、実態掌握に力を入れていただきたいと。

それで、私、今回この質問を組み立てるときに、町長、その政策に悩むのだというふうにおっしゃいました。これまで私たちの質問では、具体的に大変だから、例えば就学援助を1.5倍にしてくださいとか、いろんな細かい政策を言ってきました。ですけれども、今、もちろんそれも思っています。だけれども、今回それをあえて入れなかったのは、本当に幕別町の子供の現状というのをつかんでいただきたいというところに思いがあるのです。それはなかなかやっているところが少ないのです。帯広市、芽室町などは手がけられていますけれども、そんなこともありましてやっていただきたいなことと、それからやっぱりだんだん深刻になってきているという点では、例えば私たちなども町民の皆さんの声を聞く中で、部分的に本当に深刻なものがあります。だけれども、それは部分的なのです。全体が見えないのです。

国の貧困率が下がりましたよね、13.9。これ実際には収入は上がっていないので、本当はこの13.9というのもまた誤った数字になるなというふうに思うのですけれども、これが全国的な数字であったら、幕別町にも同じような状況の子供さんがこの割合にいるというふうについて見なければいけないのだろうというふうに思うのです。

それで、私は、その次の質問で、子供の貧困状態を把握するための指標として7項目お尋ねしたのです。お答えいただいた中では、やはり一番人数的に多いのは、ひとり親家庭345世帯があって、子供さんの数は485人と書かれています。それで、ひとり親家庭が全部貧困ということではないのですけれども、実態調査の中で貧困率の一番高いのはひとり親家庭、54%になっていると。だから、ここ

はもう既にこの状況で困難を抱えながら頑張っている町民がいるのだという押さえを、まずしなくてはいけないのだというふうに思います。

就学援助などにつきましては、毎回決算などでも数字を出していただいていますので、こういった数字は理解するところでありまして、また、国保の短期証の世帯です、42世帯。幕別町は、子供さんのいる家庭については、とめ置きしないでお渡ししているということも聞いてきております。今もやられていると思いますので、もし実態が違っていればお答えください。

それから、いろいろ税の差し押さえの世帯なども、子供さんのいる世帯で62もあるということは、本当に胸が痛むといますか、恐らくその困難な状況を役場の皆さんとお話もされていて、そこで子供さんが育っていると思いますので、人格といますか、せつない思いをされているだろうなというふうに思います。

それで、この数字、一番多いのがひとり親世帯の485ですが、幕別町の国勢調査の人口の数字を見ますと、ゼロ歳から19歳までの子供さん、平成27年10月1日現在で4,754人と示されています。ここに機械的に13.9%をかけていくと、やはり600人を超える子供さんが困難な状況にあるというふうに見なくてはならないと思うのです。ですから、こういう状況を押さえて、実態調査、政策も年度当初の予算で何をどうしていくかということも、やっぱり根底の基礎的な資料として押さえながらやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その点については、おっしゃるとおりであるというふうに思います。

ただ、いろんな数字を出しましたよね、生保の実態でありますとか就学援助であるとか児童扶養手当だとか、こういったものというのは現実に町が携わっている業務でありますので、そういう業務を通じて実態というのは把握ができるわけで、ただ、それがパーツ、パーツになるということなのです。実態調査をやれば全体像が明らかになりますけれども、こういう業務をやりながらも実態が全く押さえられないのではなくて、押さえられていながら、押さえつつ施策に結びつけているというところが現実であります。どちらかという、そういうほうが今は大きいのかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃるように、データというのは生かすも殺すもありますけれども、判断材料が多いことにこしたことはないというふうに思いますので、繰り返しになりますけれども、調査については30年度に実施する予定としておりますので、そこら辺は理解をしていただきたいなというふうに思います。

それと1点、ちょっと認識のベースが異なりますと議論が変わってきますので申し上げたいというふうに思いますけれども、通告の中で等価可処分所得が106万円というお話でありましたけれども、私ども27年の数字を確認しましたら、24年と同じように122万円でありましたので、これは変わっておりませんので、私も調査票、今、手元にありますけれども、ごらんになるのであればお見せしますけれども、そこは数字の認識が違いますので、その辺は認識し直していただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） わかりました。ずっと122万円というのは押さええていたのですけれども、しかし新しいデータが出てくる中で106万円という数字が私の資料の中で出てきたものですから使わせていただきました。同じ認識を持ちたいと思います。

同時に、ここで数字が出ないというふうに言われましたので、出ないものは求められないと思いますので、やっぱりその税の台帳からそういうものが浮き彫り……、一番町民の収入状況がわかるのはそこでないかなというふうに思っただけで一番先に挙げたのですけれども、ただ、今、子供さんの16歳以下の扶養の控除もなくなりましたから、そういった点では正確なデータがつかめないというふうに、逆になってきていると思うのです。それで、ほかの、その下の数字でざっくりと幕別町の子供の経済状況を押さえたということです。等価可処分所得のことについては、122万円を押さえたいと思いま

す。

さて、3番目です。

これまでも当然やってこられているということではありますが、一番身近な自治体、あるいは保育所、学校が連携して相談体制、サポート体制をとってほしいということで、充実に努めるということでもありますけれども、まず第一に子供さんと保護者が一緒に来られるところ、あるいは子供さんとPTAというふうになりますけれども、そういうところの日常生活を捉える保育士さんであるとか教員の方だとかという人たちは、毎日毎日接触するわけだから一番実態がわかるのではないかと思います。それで連携というふうに書いたのですけれども、例えば今、保育所は常設保育所の中で2カ所民設になっておりますよね。こういうところの連携などというのは心配はないのでしょうか。今、具体的にはどんなふうに連携して、政策に反映されているのですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 現在、青葉と南保育所が民設ということなのですが、もちろん毎日の保育の中で気づき、体調面だとか生活に不安があるような場合については、こども課のほうにご連絡いただきながら、その子の状況を保育所に出向きまして確認して、特に問題がある場合については保護者とも面談をとりながら支援につなげるという形をとっております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 実績がありましたらお聞かせください。どのぐらいの相談があるか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 申しわけございません。実績はちょっと今押さえていないのですが、私の記憶の中では1件児童の方がちょっとご心配なことがあって、こども課に連絡を受けて現場に行って状況を把握して、親御さんとも調整を図ったということがありますが、件数については今手元にございませので、お答えすることはできません。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） そうしますと公設、民設かかわりなく、それぞれ相談体制、連携ができていて、今お示しはいただけないけれども、それなりの実績も積まれて政策に生かしているということですね。できれば、その実績などについてもまだ決算とかもありますので、お示しいただければと思いますがいいですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 決算の段階でそういった部分については分析しながら、集計したいと考えています。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 心配がないということでもありますから、指定管理のときと違いまして、それぞれの民間での経営というふうになってきますので、職員ももちろん町職員ではありませんから、そういう連携については、これからデータは出していただきますけれども、危惧するところでもあります。ですから、特に幕別の場合は、6カ月から子供さんをお預かりしているということがありますので、幼児期の状況、経済状況等についても掌握できる環境にあるのだらうと思います。その辺もぜひお示しをいただきたい、このように思います。

それと、今も実際にやっているということではありますが、その都度対応できるというのが一番大事なのですけれども、やはり体制として組織的にどんなことでも、なかなか相談というのがしづらいという、この貧困にかかわっては、自分の家にお金がないとか子供がこうだというのはなかなか言いづらいというのがあるのですよ。だから、貧困というのが見えない、おたくの町の貧困は見えていませんかという問いかけがあるのですけれども、そういうことなので、ここに行ったら絶対大丈夫よというのが住民の方たちにもわかって、そして学校や保育所とも連携ができていて、いつも対応できるのだというふうなところまでは、私たちとしてはまだまだ敷居が高いということを感じるのですけれども、その体制づくりというのは難しいのでしょうか。今やっているからいいというのであれば、それを

住民の方にどんなふうにPR されてやっているのかも含めて伺います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 子供にかかわる部分でありますと、特に母子保健の関係から生活状況だとかというのは把握することができます。妊娠届の際に母子手帳を交付する際は必ず面談を行いますので、生活環境を含めて生活に不安があるか、例えばパートナーの就業状況、そういった観点から現在の生活に関する不安、また、出産に向けての不安、育児に向けての不安というのが早期の段階で把握ができるものであります。

27年度から、今、妊婦訪問を行っておりますので、そういった妊娠届の際に早い段階で気づいた方につきましては、妊婦訪問においても見守ると。さらには1カ月の新生児訪問、健診を含めてそういった方については、必要になった際に支援につなげるとともに継続した見守りを行っている。そういう中で、必ずワンストップというわけではないのですが、あらゆる観点から相談、アプローチがあって初めて相談ということではなくて、こちらからそういったことを気づくことで支援にもつながるという状況もありますので、こういったことは今後も継続的といいますか、重点を置いてやっていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） やっぱいろんな場面があるのだと思うのです、今のような妊婦健診であるとか母子保健であるとか。例えば、一番貧困率が高いというひとり親家庭、これは毎年1回児童扶養手当の現況調査というのをやっていませんか、8月ごろ。こういうところでは必ず接点が出てくるのだと思うのです。ですから、いろんな場面がある、そのときの困り事というのを押さえて、情報をみんなで共有しながら必要な政策を打っていくというふうになれば、やはり連携したサポート体制、相談体制というふうには私は必要だと思うのですけれども、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今年度、子育てに関するハンドブックということで「まくはぐ」というのを作成いたしましたして、関係するお子様を持つ親に配布させていただきまして、その中では相談体制ということで何かあったらこういったところが相談の窓口になりますということで提供させていただいております。その中をごらんいただきながら、困ったことがあった場合は、あらゆる相談窓口を持っていますので対応は可能かと考えております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 可能だということですので理解はしようと思うのですけれども、やっぱりそれをいろんな、例えば滞納の相談のときの対応であるとか、今言ったような現況調査のときの対応であるとか、そういうようなものが多分それぞれの原課のお仕事として対応されているのだと思うのですけれども、そこにやはり貧困というのが共通してありますので、それも一緒に受けとめて解決するのだという町の姿勢ですよ。それが、やっているのだということではあります、その状況もちょっと数字も出ないということであれば、やっぱり不安があります。ぜひ、その辺は見える形で、それぞれの部署の住民との関係で生かすべき情報、課題についてしっかりと政策につながるようにしていただきたい、このように思いますが、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） あらゆる部署で住民の方と接触する機会があるわけで、先ほど出ました児童扶養手当の現況調査であったり、健康相談であったり生活相談だったり、税もそうですね。いろんな部署でいろんな町民の方と接触するわけです。その際には町民目線で、町民のことを考えながら現実やっているとは私は思っていますし、そのことを常にそういう気持ちを持ち続けることで広がりが出てくるというふうに思いますので、さらになお一層その気持ちを大切に住民対応、住民との相談に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 期待したいと思います。

では、次の4番目の質問に移らせていただきます。

幕別町が子どもの権利に関する条例というのを制定しまして、管内では芽室町と2カ所だけでありまして、全道の中でも限られたところでしか制定されていませんので、この制定してきたということは大変大きな役割、力が発揮されるものであり、評価をしてきました。

平成22年に制定されてことしでもう7年を迎えているのですけれども、改めて権利条例を読んでみましたら本当にすばらしい中身で、子供たちが一人の人格者、人間として本当に大切にされて、それを町全体で育て上げるのだということで、具体的には5条の「安心して生きる権利」、ここではこの貧困と大きくリンクするのですけれども、「命が守られて、安全な環境のもとで暮らせる」、二つ目は「かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれる」、三つ目は「健康に配慮されるとともに、適切な医療が受けられる」、四つ目「あらゆる虐待、暴力及び犯罪から守られる」、五つ目は「あらゆる差別及び不当な扱いを受けない」というようなことできちっと書かれています。21条までありまして、どれも一つ一つその視点に立った、前文そのものがそういうものでありますから、これが私はやはり幕別町の子供に対する理念条例として生きているのだと思うのです。町長は、町長の公約の中でもこの町で子供を産み育てたいという、そういうのはやはりこの子供の権利を守るということにしっかりとつながってきていると思うのです。

ですから、それによっていろんな政策も具体化されてきていますし、それをさらに推進していただきたいというふうに思うのですが、私あえて貧困をなくすために条例は定められないのかということ、お答えでは条例も理念になるから、そして決めているところがないから、また、実際に何をするかというふうになると行動計画になるからということでありました。そういうふうに言われればそうかなとは思いますが、しかし条例というふうには、権利条例もそうなのですから、それぞれのやっぱり役割がある。その中身によって理念だけで終わるのか、もっと踏み込んだものになるかというのは、つくり手の考え方だと思うのです。あえてその条例をつくれぬかというのは、今どこにもないのですけれども、貧困を根絶しよう、何か厳しい言葉では撲滅しようとかというところも含めて、条例の研究が始まっているのです。どういうことかという、町が政策を打つときの柱となるものが条例で示されることと、その条例の位置づけの中では、地域も一緒になって子供を育てるところの位置づけが子供の権利条約とは違って、具体策としてプログラムを組んでいくような中身になっているのです。

実は、稚内の子育て運動というのが、貧困対策というのが非常に歴史があって学ぶ機会があったのですけれども、ここはまだ条例はできていません。権利条例もないのです。ですから、稚内というのは港の町で、もう何年前になるのでしょうか、200海里しかれたときに漁業の皆さんが物すごい生活困難に陥っていて、そこの子供さんたちの貧困ががっと広がるのです。そのときにどういうふうにして対応してきたかという、やはり地域挙げて行政と、いつも言われていることなのですから、具体的なやったらすごいと思うのですけれども、対策をとってこられているのです。こういった理念が条例の中につくられていけば、町長が言うような、そんな行動計画でいいのではないかと、ことでないのではないかなというふうに思うのです。

例えばどんなことかといいますと、稚内、この当時人口は3万5,000人ですから幕別町よりもちょっと多いだけです。それで、稚内の中に「子どもの貧困問題プロジェクト」というのがつくられているのです。これは今々つくられたものではないのです。200海里のときですから、もう30年以上の歴史があるのです。で、組織体系で見ると本当に町ぐるみ、幕別町、町がそうです、教育委員会、各学校の校長会、それからあそこは大学もありますし、もちろん高校もありますから、そこも全部プロジェクトの中に組み込まれていっているのです。それだけではないのです。子育て推進協議会という組織もまた別につくられていまして、ここには町内会であるとか商工会であるとか、ざっと列記されているだけでも30以上の団体がきちっとプロジェクトを組みながら、30年間、子供を見守ってきている。だから、今、例えば子供食堂なんか貧困対策でやられていますよね。稚内は子供食堂ではないのです。みんなの食堂なのです。つまり、地域全体を見ながら対応する対策、政策を打つという

ことでやってきています。

だから、そういう点では、権利条例ありますから頑張っではいらっしやるとは思っていますが、そういうことも描いた、全国に先駆けた条例ができると、これまたすごい町になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、稚内のお話を聞いて、すばらしい取り組みを長年やってきているなというふうに思いました。ただ、そういったことを条例に盛り込むのであれば、私は、それは貧困対策プロジェクト実施要綱ぐらいでいいのかなと、そんな印象を今持ったわけでありまして、それでやはり条例は何をうたっても、それはいいのですね、提案をして議決をもらえばいいのですけれども、私たちの町には子供の権利条例があって、その中に子供の貧困も包含されているわけですから、あえてそこが必要なのかと。

ですから、私は、実施要綱みたいなものでいいのではないかなと、あるいは何々推進計画ですね、貧困対策推進計画とか。それでないと細かいところがうたい切れないのです。条例に、では全部細かいことをうたうのですかということになるのですよ。これは法制面ということになりましようけれども、条例で基本的な事項をうたって、規則以下に細部をうたっていくというのが今の法政制度、法制度なものですから、そこからちょっと私も抜け切れないところもありますけれども、何をもって制定する、うたうことがふさわしいのかというふうに考えた場合は、実践的なということにとらわれると私は、条例は難しいですし、もう権利条例の中に貧困対策も包含されているでしょうと、これは権利条例があるかないかによっても私は違うのかなというふうに思います。権利条例がなければ、それぞれの分野で条例をつくることは可能なのかなというふうに思いますけれども、我が町は権利条例が先行しておりますので、そういった中で考えた結論であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） もう少し私も研究してみます。やっぱり必要だというときには、さらに再度提案させていただきます。

町の中で、やっぱり子供たちが本当に笑顔で暮らせる町って、大人たちも笑顔になれるのです。今これから第6期の総合計画も始まり、恐らく人口問題が一番先に来るのだと思うのです。この人口問題、今、国の政策で人口1億を切らないように年次を切ってやる。あれでいくと1年間に1人の家庭で5人ぐらい子供さんが生まれないと達成できないような、でもうちの町はうちの町として、そういうことも据えながらもこの町に合った総合計画、この町だからこそというものを、今、一生懸命手がけているのだと思うのです。だから、私は、そういう中で未来を担い、そして本当に宝物というか、一人ひとりの、今4,500人以上いる子供さんの将来が本当に輝くものに、この町だからできたというふうに、もう町長の手腕、行政の皆さんと頑張ってくださいたい。もちろん議会も、条例などというのはやっぱり議決も必要になってきますから、私たちももちろん責任を持ってやるということがありましてお尋ねしたところです。

時間が限られてきましたので、やっぱり政策を打つときには幼児から、そして保育、教育、そういうものがきちっと保障される、一番先の入り口でつまづくのはやはり保育、ここで保育料が高いだとか、それから入れない状況もまだまだ潜在していると思います。こういったところもきちっと目配りをしながら全体の子供がきちっと成長していくことを、町として頑張れることを求めて終わりたいと思います。

終わってしまっていていいですか。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11時30分まで休憩いたします。

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第74号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第74号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第74号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本条例につきましては、企業の立地促進を図るため、町内に事業場を新設、増設する企業に対し各種補助金による助成措置や固定資産税の免除等を規定するものでありますが、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の一部改正により、法律の題名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことから所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いまして説明させていただきます。

第9条につきましては、固定資産税の課税免除について定めているものでありますが、第2号中の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改め、「第20条」を「第25条」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、7ページをごらんください。

附則についてであります。第1項につきましては、改正法の施行期日が本年7月28日に公布された政令により本年7月31日から定められましたことから、この条例を公布の日から施行し、適用日を平成29年7月31日とするものであります。

次に、第2項につきましては、経過措置を定めるものであり、改正後の幕別町企業開発促進条例第9条第2号の規定は、平成29年7月31日以降の申請に係る課税免除について適用し、同日前の申請に係る課税免除については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第84号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第84号、指定管理者の指定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の1ページをごらんください。

本議案につきましては、忠類歯科診療所の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者の候補者は、広尾郡広尾町本通11丁目10番地、医療法人社団航慎会、理事長中野慎一氏であります。

指定の期間につきましては、サービスの継続性と安定性を確保しながら計画的な管理運営を実施できるように、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものであります。

次に、議案説明資料の1ページをごらんください。

初めに、1、指定管理者が管理を行う施設の概要についてであります。

忠類歯科診療所は、昭和46年8月に地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図ることを目的として開設後、昭和51年9月の忠類コミュニティセンター竣工時に同コミセン内に移転し、現在に至っているところであります。

次に、2、指定管理者が管理を行う業務についてであります。

指定管理者は、歯科診療所での診療の実施と当該施設等の維持管理に関する業務などを行うものであります。

次に、3、医療法人社団航慎会の概要についてであります。

同社団は平成26年3月12日に設立され、資産の総額は8,070万4,989円で、平成28年度の売上高は9,373万1,434円であります。

同社団は、現在、広尾町において「なかの歯科医院」を、札幌市において「北区しんた歯科」を開院されておりますが、理事長の中野氏は、法人設立に先立ちまして平成11年4月に「なかの歯科医院」を開院されており、現在19年目であります。

次に、指定管理者の候補者の選定につきましてご説明申し上げます。

初めに、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に基づき、本年7月14日に指定管理者を公募いたしましたところ、1団体からの応募がありました。

次に、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」の規定に基づきまして、地域住民と有識者の3名に町職員7名を加えた10名による選定委員会を設置し、本委員会で定めた候補者選定基準に基づき、資格審査と書類審査を行った後に、評価審査として8月28日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたしまして、選定作業を進めたところであります。

本委員会においては、応募のあった1団体について、歯科診療所の管理運営の基本的な考え方を初め、安定した運営が可能となる組織体制や財政基盤、加えて指定管理料等の収支積算などの審査項目で委員一同から高い評価が得られましたことから、医療法人社団航慎会を指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。  
議案第 84 号、指定管理者の指定については、民生常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第 5、議案第 75 号から日程第 12、議案第 82 号までの 8 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 75 号から日程第 12、議案第 82 号までの 8 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第 5、議案第 75 号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてから日程第 7、議案第 77 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてまでの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 75 号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第 76 号、北海道市町村総合事務組規約の変更について及び議案第 77 号、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、以上を一括してご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、議案説明資料の 2 ページをお開きください。

これら 3 件の議案につきましては、各組合の構成団体の一部において、共同処理する事務の追加及び団体を組織する町の脱退により名称変更がありましたので、各組合の規約の一部を変更する必要が生じたことから、規約の変更についての議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続といたしましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、総務大臣の許可を受けなければならないとされており、さらに同法第 290 条の規定に基づき、規約の変更に係る議会の議決を経なければならないとされているところであります。

初めに、議案第 75 号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。

議案説明資料の 2 ページをごらんください。

別表につきましては、本組合を組織する構成団体を規定しているものであります。1 点目として、檜山管内の「江差町ほか 2 町学校給食組合」を構成する 3 町のうち、厚沢部町が平成 29 年 7 月 31 日付で脱退したことにより、平成 29 年 8 月 1 日付で当該組合の名称が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に変更されたこと、2 点目として、胆振管内の「西胆振消防組合」が共同処理する事務として火葬場に関する事務が追加されたことにより、平成 29 年 6 月 1 日付で当該団体の名称が「西胆振行政事務組合」に変更されたこと、以上の 2 点に関して別表の文言を改めるものであります。

議案書の 8 ページに戻りまして、附則についてであります。この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

次に、議案第 76 号、北海道市町村総合事務組規約の変更についてであります。

議案説明資料の 3 ページをごらんください。

別表第 1 につきましては、本組合を組織する地方公共団体を規定しているものであり、別表第 2 に

つきましては、共同処理する事務ごとに関係団体を規定しているものであります。

それぞれの表におきまして、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改め、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改めるものであります。

議案書の9ページをごらんください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

次に、議案第77号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の5ページをごらんください。

別表第1におきまして、「西胆振消防組合」を「西胆振行政事務組合」に改め、「江差町ほか2町学校給食組合」を「江差町・上ノ国町学校給食組合」に改めるものであります。

議案書の10ページをごらんください。

附則についてであります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、3議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第75号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第76号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第77号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第78号、平成29年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第78号、平成29年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,488万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ152億5,229万8,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4ページになります。

「第2表 地方債補正」であります。

変更であります、「橋梁長寿命化修繕事業」につきまして、工事期間中の通行どめとなる期間を考慮し、橋梁の修繕工事の内容を一部変更することに伴い工事費が減となりますことから、補正前の限度額を140万円減額し、限度額を990万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費251万9,000円の追加であります。

ふるさと寄附の寄附件数の増に伴い、受領証明書などの発送等に要する費用を追加するものであります。

次に、10目協働のまちづくり支援費21万4,000円の追加であります。

平成24年度から平成26年度までの3年間実施いたしました「幕別町定住促進住宅建設費補助事業」に係る還付金であります。

昨年8月に、当該補助事業の利用者が補助金の返還対象項目の一つである10年以上の居住年数を満たす前に幕別町から転出したことに伴いまして、同補助金交付要綱の規定により、既に交付した補助金の一部を転出時に一括して返還していただいたところではありますが、その返還額の積算に誤りがありましたことから、返還額の超過分であった21万円に還付加算金を加えた額を補正するものであります。

次に、13目防災諸費142万7,000円の追加であります。

忠類地域における防災行政無線戸別受信機の購入費用であります。当初予定していた民間賃貸住宅の完成が早まる見込みであることや民間社員寮の建設があったことなどに伴い、23台分の受信機の購入費用を追加するものであります。

次に、16目公平委員会費3万2,000円の追加であります。

前任の委員長の退任に伴い臨時委員会を開催したことにより、定例の委員会開催の費用に不足が生じるため、所要の費用を追加するものであります。

次に、17目諸費1億4,689万3,000円の追加であります。

本年7月末現在において、町外からのふるさと寄附件数が6,934件、7,780万円余りの寄附金が寄せられ、記念品などの現計予算額に不足が見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

次に、18目基金管理費2億3,500万円の追加であります。

ふるさと寄附金を「まちづくり基金」に積み立てるものであります。

8ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費329万円の追加であります。

13節につきましては、障害福祉サービスにおける報酬改定に伴うシステム改修に要する費用を追加するものであります。

23節につきましては、平成28年度分の障害者自立支援給付費等に係る国・道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費1,600万2,000円の追加であります。

14節につきましては、今年の台風の影響により道路側溝に堆積した土砂撤去に要する機械借上料を追加するものであります。

15節につきましては、車道の補修工事の追加に伴う補正であります。

次に、4目橋梁維持費690万円の追加であります。

今年度における国の社会資本整備総合交付金の交付決定を受けまして、13節につきましては、来年度に実施を予定していた20橋分の定期点検の実施を今年度に前倒しして行おうとするものであり、15節につきましては、修繕工事期間中の通行どめとなる期間などを考慮し、工事内容の一部を変更する

ことに伴い、減額するものであります。

9 ページの中段になります。

3 項都市計画費、2 目都市環境管理費 540 万円の追加であります。

11 節につきましては、旧車両センターの車庫の修繕に要する費用であり、15 節につきましては、止若公園利用者等の駐車場整備に要する費用を追加するものであります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 900 万円の追加であります。

11 節及び 15 節につきましては、学校校舎などの修繕及び補修工事に要する費用を追加するものであります。

10 ページになります。

3 項中学校費、2 目教育振興費 348 万 9,000 円の追加であります。

パソコンのソフトウェア購入に要する費用を追加するものであります。

5 項社会教育費、4 目郷土館費 37 万円の追加であります。

ふるさと館の自動ドアの修繕に要する費用の追加であります。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 435 万円の追加であります。

11 節につきましては、各体育施設の修繕に要する費用を追加するものであります。

13 節につきましては、町民プールの上屋シートを取り外し作業における安全対策を強化するため、足場の増設などに要する所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りいただきたいと思っております。

11 款 1 項 1 目地方交付税 4,039 万 3,000 円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 43 万 2,000 円の追加であります。

障害者福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修に対する国の補助金であります。

次に、5 目土木費補助金 373 万 6,000 円の追加であります。

橋梁の定期点検などに対する国の交付金であります。

18 款 1 項寄付金、2 目総務費寄付金 2 億 3,500 万円の追加であります。

ふるさと寄附金の追加であります。

6 ページになります。

20 款 1 項 1 目繰越金 1 億 5,672 万 5,000 円の追加であります。

22 款 1 項町債、6 目土木債 140 万円の減額であります。

地方債補正でご説明いたしました橋梁長寿命化修繕事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

東口議員。

○10 番（東口隆弘） 2 款総務費、13 目防災諸費、防災無線の子機について質問をさせていただきます。

新築の住宅が忠類地区の中でふえているということは、大変うれしいことだというふうに思っております。

さて、質問ですが、その防災無線、本当に機能を果たしているのかどうかということをお尋ねいたします。

といいますのは、先月 29 日、北朝鮮が発射をした弾道ミサイルが襟裳上空を通過したと。それで、携帯電話をお持ちの皆さんは、J アラートが多分鳴ったであろうと。私の携帯も鳴りました。がしかし、住民の方からお聞きをすると、防災無線は何も言わなかったと。大樹町、広尾町では防災無線がそのとき、若干おくれはしましたが、北朝鮮からの弾道ミサイルが発射をされたという防災無線が行われていると。

それで、今回は忠類は行われなかったという、システム上の問題なのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） J アラートと防災無線の関係だと思うのですが、今回の防災無線が鳴らなかったことに関しましては、瞬時に流れなかったこと、それから事後に流れなかったことの二つで考えていかなければならないと思うのですが、現在、J アラートに関しましては、平成22年に幕別町に導入いたしまして、現在、防災環境課のほうにシステムがございまして。

それから、防災無線に関しましては、平成4年に忠類村時代に整備されまして、忠類総合支所のほうに整備されています。この二つは、今現在、機械的、システムの連動されている状況にございませぬので、J アラートで弾道ミサイルの発射、それから通過等の連絡があった場合に、瞬時に防災無線に自動的に行くようなシステムにはなってございませぬ。広尾町、それから大樹町に関しましては、自動的に防災無線に流れるような状況になってございまして。

防災無線で流れなかった点の二つ目につきましては、ミサイルが通過後に人為的に上空を防災無線によって、今、上空をミサイルが通過しました、不審物に気をつけてくださいという事後の防災無線は流せたのですが、職員の連絡等、そのミサイルに関する調整等ができていなくて、その事後に関しましては、住民の方が事後の情報を受けとって、その情報は役に立たないだろうという部分の中で判断しまして、その部分は流さなかったというのが実態でございまして。しかしながら、携帯電話やスマートフォン、それからテレビ、ラジオで聞けなかった方もいらっしゃるかもしれないので、事後であっても今後は職員が手動で流すような対応をとっていきたくて思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 住民の方と支所の認識の違いというのが露呈したのかなというふうに思っております。

それで、J アラートと自動的に防災無線が繋がっていないというのは、システム上、もしくは線ですかね。本庁と支所が繋がっていないということだろうと思いますが、せっかく忠類地域に防災無線という、とても有効的な手段をとる機械がついているわけですから、今後についてそのシステムをつなぐとか、まあ莫大な費用もかかるのでしょーうが、その辺のところの考えはあるのかないのかをお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（小野晴正） システムの連動についてですが、手法といたしましては二つございまして。本庁のこの庁舎に防災無線の親局を設置しまして忠類のほうに子局といたしまして、そちらのほうに連動させるという方法、それからJアラート自体を、今、本庁舎にあるのですが、忠類にもJアラートを設置して、今の防災無線に連動させる方法の二つございまして。

今回、先日の弾道ミサイルの関係の後に調査しているものですから、まだ正確な経費についてはわからない部分はあるのですが、概算的に言うと、防災無線の親局をこちらの庁舎に設置した場合には四、五千万円かかる、忠類の防災無線と連動させないとならない関係もありますので。それから、Jアラートを忠類に設置して、今の防災無線のほうに連動させる場合には、1,000万円程度でできるといって、概略なのですが、そういった形で今、見積もりというか、考えてございまして。

防災行政無線に関しましては、Jアラートを設置しても忠類地域しか即座には流れないものですが、それから忠類地域の防災行政無線自体も、合併後から10年たちまして、今の機器もそういった形で経年劣化していますので、今後の更新の時期も踏まえながら、経済性、それから住民に即座に対応できるような状況がどういふ状況なのかという部分も十分検討しながら、今後の対応を図っていきたくて考えてございまして。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） わかりました。

この場で大きい話をするつもりはありませんけれども、北朝鮮が水爆実験をしたという、きな臭いようなにおいがする世の中でございます。それから、防災無線も忠類地域だけに設置をされている、本町、札内地区にはないと。いろいろな弊害が出てくるのかなと、緊急事態にですよ。そのときに、次のことも考えながら実施をしていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

千葉議員。

○16番（千葉幹雄） 簡単です。総務費ですけれども、歳出の17諸費、細節の委託料ですけれども、これ、ふるさと寄附の関係なのですけれども、見込みでしょうけれども、3億3,500万円ぐらいということでご同慶の至りなのですが、13節の委託料、ふるさと寄附連携包括プラン委託料ということなのですけれども、この中身についてちょっと教えていただきたい。

そしてまた、これ委託に出さなければならないものなのかどうかも含めて、やはり2,100万円を超える支出でありますので、貴重な財源でありますので、ちょっとその辺を説明いただきたいと思えます。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） 現在、契約相手としまして、トラストバンクというところに契約をいたしまして、包括的といいますか、全体的なふるさと納税の、まず、今、受け付けている内容とか、それから言ってみれば発送ですとか、そういったところをネットを通してやっている状況でございまして、その時点、その段階をきちっとこの委託業者が見ていただいている状況でございます。ですので、この今の委託料の中身については、寄附総額の8%を支出しているという状況でございますけれども、例えばそういった、ふるさとチョイスというところでネット上で申し込みを受けて、そういった管理もやっていただいておりますし、それに対しての苦情なりそういった処理も全てやっていただいている、町のほうにもそういった苦情は寄せられますけれども、基本的にはこの中身の中で見ていただいているというところでは、やはりこの部分の委託の経費については必要であるというふうな認識を持っております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、13時まで休憩いたします。

12:03 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第79号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第12、議案第82号、平成29年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第79号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 213 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 36 億 1,478 万 6,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 213 万 9,000 円の追加であります。

13 節につきましては、国民健康保険制度の都道府県単位化、いわゆる広域化に伴います被保険者証などの各種様式変更によるシステム改修に要する費用であり、14 節につきましては、都道府県単位で一元的管理を行う情報集約システムへの接続に係るライセンス費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金 211 万 7,000 円の追加であります。

システム改修費用に対する国庫補助金であります。

8 款 1 項 1 目繰越金 2 万 2,000 円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 80 号、平成 29 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,883 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 24 億 9,634 万 3,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 5,883 万 3,000 円の追加であります。

平成 28 年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページになります。

9 款 1 項 1 目繰越金 5,883 万 3,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 81 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 65 万 1,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、12 ページ、13 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 万 7,000 円の追加であります。

札内中継ポンプ場の設備更新により発生した鉄くずの売却に伴いまして、国庫補助金の一部を返還するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページになります。

5 款 1 項 1 目繰越金 2 万 7,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 82 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

16 ページをお開きいただきたいと思えます。

補正予算第 2 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正となります。

第 1 款資本的支出、既決予定額 2 億 9,031 万円に補正予定額 300 万円を追加し、2 億 9,331 万円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものであります。本補正によりまして、不足する額は「2 億 3,551 万円」に、また、過年度分損益勘定留保資金は「6,819 万 3,000 円」に改めるものであります。

それでは、資本的支出についてご説明申し上げます。

17 ページになります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 300 万円の追加であります。

西幕別地区における道営農地整備事業の事業調整に伴う負担金の追加であります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 79 号、平成 29 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 80 号、平成 29 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 81 号、平成 29 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 82 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月7日から19日までの13日間は、休会いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明9月7日から19日までの13日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9月20日午後2時からであります。

13：08 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成29年第3回幕別町議会定例会  
(平成29年9月20日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 議案第84号 指定管理者の指定について  
(民生常任委員会報告)
- 日程第4 議案第85号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第86号 平成29年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第87号 工事請負契約の締結について（百年記念ホール舞台照明・吊物制御改修工事）
- 日程第7 陳情第7号 「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第8 陳情第8号 「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情  
(日程第7～日程第8 総務文教常任委員会報告)
- 日程第8の2 発議第10号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書
- 日程第8の3 発議第11号 核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書
- 日程第9 認定第1号 平成28年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成28年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第8号 平成28年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第9号 平成28年度幕別町水道事業会計決算認定について  
(日程第9～日程第17 決算審査特別委員会報告)
- 日程第18 議案第83号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議員の派遣について
- 日程第20 常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第21 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会議録

平成29年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年9月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月20日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)  
議長 芳滝 仁  
副議長 藤原 孟  
1 板垣良輔      2 荒 貴賀      3 高橋健雄      4 小田新紀      5 内山美穂子  
6 小島智恵      7 若山和幸      8 小川純文      9 岡本眞利子      10 東口隆弘  
11 野原恵子      12 中橋友子      13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥  
16 千葉幹雄      17 寺林俊幸      18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 飯田晴義      副 町 長 川瀬俊彦  
教 育 長 田村修一      農業委員会会長 谷内雅貴  
代表監査委員 八重柏新治      企画総務部長 山岸伸雄  
会計管理者 原田雅則      教育部長 岡田直之  
住民福祉部長 合田利信      経済部長 菅野勇次  
建設部長 須田明彦      忠類総合支所長 伊藤博明  
札内支所長 坂井康悦      糠内出張所長 阿部麗子  
政策推進課長 山端広和      総務課長 新居友敬  
地域振興課長 小野晴正      学校教育課長 高橋修二  
都市計画課長 吉本哲哉      保健福祉課長 金田一宏美
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 細澤正典      課長 林 隆則      係長 遠藤寛士
- 8 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
13 藤谷謹至      14 田口廣之      15 谷口和弥

# 議事の経過

(平成29年9月20日 14:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番藤谷議員、14番田口議員、15番谷口議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

町長から、平成29年度幕別町功労者の報告についてが議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思います。

## [行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、去る18日の台風18号による被害の状況等につきまして、ご報告をさせていただきます。

台風18号に伴う大雨や強風の影響により、本町では、18日5時7分に大雨警報が発令され、速やかに関係職員による第1次警戒体制をしき、情報収集に努めておりましたが、8時43分には洪水警報が発令されたため、第2次警戒体制に移行、その後も河川が増水するおそれがあることなどを総合的に判断し、11時に災害対策本部を設置したところであります。

降り始めから14時までの総雨量は、糠内で134ミリメートル、忠類で190ミリメートルに達するとともに、忠類地域においては10時20分に気象庁から記録的短時間大雨情報が発表され、解析雨量で1時間当たり90ミリメートルの非常に強い雨が観測されました。

この間、町内の3地域においては、河川が増水に伴う氾濫のおそれが生じたことから、それぞれの地域に避難所を開設したところであります。

各避難所における対応について申し上げますと、糠内地域につきましては、糠内川が増水の影響により、幕別消防署糠内分遣所に避難所を開設し、10時27分に糠内市街地区の住民29世帯62人に対して自主避難を促しましたが、避難された方はなく、その後、糠内川の水位の低下を確認し、16時2分に避難所を閉鎖いたしました。

次に、忠類地域につきましては、当縁川と下チュウレイ川が増水による氾濫の危険性が高まったことから、忠類コミュニティセンターに避難所を開設し、11時17分に白銀町、錦町、本町、幸町、栄町、公親地区の住民602世帯1,154人に対して避難勧告を発令いたしました。

その後、その他の河川も増水し被害が全域に及ぶおそれが生じたことから、12時15分には勧告の対象を忠類全域に広げ、760世帯1,560人に対して新たに避難勧告を発令いたしました。

避難所には最大で61人が避難されましたが、当縁川と下チュウレイ川の水位低下が確認されたことから、15時56分に避難勧告を解除し、避難所を閉鎖いたしました。

次に、本町地域においては、旧途別川の氾濫のおそれがありましたことから、農業者トレーニング

センターに避難所を開設し、12時47分に猿別市街、相川東、相川南地区の住民104世帯240人を対象に避難勧告を発令いたしました。

その後、一層の増水が予測されましたことから、14時10分に避難指示を発令し、避難所には最大で24人が避難されました。

避難所開設後も旧途別川の水位が上昇し続けたため、避難された方々にとっては長時間を避難所で過ごすことになりましたが、17時10分に水位が下がり始め、19時40分に安全な水位となったことが確認されたことから、避難指示を解除するとともに避難所を閉鎖したところであります。

現時点において把握しております被害状況についてであります。建物の浸水被害につきましては、忠類地域で3件を確認しております。

また、公共施設については、札内北町民プールと札内南町民プールの2カ所で強風により上屋シートが剥がれるなどの被害が発生いたしました。

次に、農業関係については、町内全域で飼料用トウモロコシ543ヘクタールが強風により倒伏したほか、明渠の土砂埋塞や法面崩壊など16カ所で被害が発生したところであります。

次に、道路関係については、道路の路肩崩壊、法面崩落など町道忠類北10線ほか37路線42カ所で被害が発生いたしました。

なお、通行規制につきましては、道道では幕別大樹線ほか2路線で、町道では茂登谷豊岡線ほか14路線で路盤流出により通行止めとなっておりますが、道道では3路線全てが、町道については1路線が通行止めの規制が解除となっております。

このほか、猿別川の増水により、パークゴルフ場のサーモンコースとつつじコースが冠水する被害が発生しております。

このたびの台風の被害につきましては、現在調査中ではありますが、今後さらにふえる見込みであり、早期に被害額等、全容の把握に努めるとともに、速やかな復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上、台風に伴う大雨や強風による被害状況と対応につきましてのご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、発議第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第9号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第9号

平成29年9月20日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員野原恵子

賛成者、幕別町議会議員東口隆弘

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、国、都道府県の積極的なかかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第84号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 朗読をもって報告させていただきます。

平成29年9月20日

幕別町議会議長芳滝仁様  
民生常任委員会委員長岡本眞利子  
民生常任委員会報告書

平成 29 年 9 月 6 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 9 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 84 号、指定管理者の指定について

3、審査の経過

審査に当たっては、忠類歯科診療所の指定管理者の候補者から提案された事業計画と収支計画に基づき、管理運営の基本方針、利用促進に向けての取り組み、安全管理等の対策、関係機関との連携・協力等について説明がなされた。

委員会では、歯科診療所の安定した経営や住民サービスの向上、地域住民の期待などについて意見が出され、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 84 号、指定管理者の指定についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 4、議案第 85 号から日程第 6、議案第 87 号までの 3 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 4、議案第 85 号から日程第 6、議案第 87 号までの 3 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 4、議案 85 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 85 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、

ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、議案第 84 号、指定管理者の指定についてと関連するものであり、債務負担行為の補正であります。

裏面になりますが、2 ページをごらんいただきたいと思います。

第 1 表、債務負担行為補正であります。

「忠類歯科診療所の指定管理者業務に係る指定管理料」の追加であります。

指定の期間につきましては、サービスの継続性と安全性を確保し、計画的な管理運営が実施できるよう、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とするものであり、限度額につきましては「6,458 万 3,000 円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 86 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 86 号、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 480 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 152 億 5,709 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費 420 万円の追加であります。

9 月 1 日に札幌市で開催されました「第 62 回北海道吹奏楽コンクール」において、札内東中学校の吹奏楽部が金賞を受賞し、10 月 14 日に栃木県宇都宮市で開かれる「第 17 回東日本学校吹奏楽大会」の北海道代表として選ばれましたことから、生徒 31 名と引率者 3 名に係る 3 泊 4 日分の大会参加経費を追加するものであります。

次に、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 60 万円の追加であります。

事業内容といたしましては、「未来のオリンピック選手を育てる事業」として、これまで検討を行ってまいりました内容がこのたびまとまりましたので、所要の経費を追加するものであります。

具体的には、スポーツと健康の増進を目的とした、2 日間のスポーツセミナー開催に係る委託料を補正するものであります。

1 日目は、10 月 28 日に町民会館において、高齢者などを対象に「腰痛、ひざ痛を防ぐ歩き方」をテーマとして、2 日目は、翌 29 日に札内コミュニティプラザにおいて、保護者とスポーツ指導者を対象に「発育期の運動不足と過度な運動によるスポーツ傷害」をテーマとして、東京都の NPO 法人から講師を招き、講演と実技を交えたセミナーを開催するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 480 万円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 87 号、工事請負契約の締結について（百年記念ホール舞台照明・吊物制御改修工事）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 87 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、議案書の 1 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、百年記念ホール舞台照明・吊物制御改修工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 29 年 9 月 6 日に、大上・十勝・滝上 経常建設共同企業体、株式会社北口電器商会、相互電業株式会社、株式会社振興電気、川岸電設株式会社の 5 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、8,316 万円をもちまして、大上・十勝・滝上 経常建設共同企業体が落札いたしましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町本町 35 番地 1、株式会社大上電気工業、代表取締役大上真一氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 30 年 3 月 15 日までの予定であります。

百年記念ホールは、平成 8 年 9 月のオープン以来、町民の皆様は文化芸術の中心拠点として利用されてきましたが、オープンから 21 年を経過し、建物や設備機器などに関して経年劣化や、現在のシステムに適合しない部分が出てきましたことから、順次改修を行っているところであります。

このたびの改修工事の概要についてであります。1 点目としては、ホールの照明設備に関して、照明調整卓の経年劣化等によりふぐあいが生じていることや、近年のデジタル化に対応できない状況が発生していることから、大規模な改修を行うものであります。

2 点目としては、舞台のつり物の操作盤と制御盤に関して、耐用年数を既に経過していることから、公演中の故障発生を未然に防ぐため機器の更新を行うものであります。

次に、具体的な内容についてであります。議案説明資料の 1 ページの 1 階平面図をごらんください。

舞台機器配置図であります。上段がステージとなります。

現在設置している機器及び器具に関して、この図面の右側に記載している凡例のとおり更新または新設するものであります。

ステージ左側上段の丸 A の記号のところにつり物装置制御盤があり、その少し下の丸 B のところに舞台上部に設置されたつり物の昇降操作を行うつり物装置操作盤がありますが、それぞれ更新するものであります。

また、ステージ奥の⑩番のところ及び客席両側の⑩番のところに設置している避難口誘導灯を LED 化するとともに、停電時のみ点灯する方式に交換するものであります。

次に、2 ページの2 階平面図をごらんください。

舞台器具配置図であります。

図面の下段の調光室の①番のところに設置している各種照明の光量調整などの設定を行う照明調整卓を、デジタル化に対応した機器に更新するものであります。

舞台上部の③番のところとその下の投光室の④番のところに、デジタル式照明器具を持ち込んで使用する場合は DMX 用コンセントを新たに設置いたします。

図面の右側になりますが、⑤番のところにある舞台天井反射板ライト及び⑥番のところにある客席天井反射板ライトを、それぞれ LED に更新するものであります。

次に、3 ページの3 階平面図をごらんください。

舞台器具配置図であります。

3 階平面は客席上部になっており、⑦番のところに設置しているダウンライトを、LED に更新するものであります。

次に、4 ページと 5 ページにつきましては、更新する舞台照明器具の図面となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

#### [委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 7、陳情第 7 号「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 8、陳情第 8 号「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○8 番（小川純文） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 29 年 9 月 20 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 29 年 8 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 8 月 30 日、9 月 7 日（2 日間）

2、審査事件

陳情第 7 号「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

地方自治体では、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施する中で、子育て支

援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきています。

さらに、今後は地方版創生総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要があり、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められています。

地方自治体の基金は、将来の行政需要に対して各自治体における不断の行政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきです。

地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められるものではありません。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

#### 4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

次に、

平成 29 年 9 月 20 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成 29 年 8 月 30 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

#### 1、委員会開催日

平成 29 年 8 月 30 日、9 月 7 日（2 日間）

#### 2、審査事件

陳情第 8 号「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情

#### 3、陳情の趣旨

平成 29 年 7 月 7 日、ニューヨークの国連会議において、122 カ国の賛成によって法的拘束力を持つ核兵器禁止条約が採択されました。

この条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪するとともに開発、生産、実験、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止する一方、核兵器保有国の条約参加への規定も設け、核兵器完全廃絶への枠組みを示したものとなっています。

世界にはいまだに 1 万 5,000 発の核兵器が存在して、人類生存への脅威となっています。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けていますが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつあります。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号議決からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し推進すべきであります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

#### 4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

#### 5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

小島議員。

○6番（小島智恵） 委員会中心主義ということにして、質疑のみにとどめさせていただきたいと思いをします。

陳情第8号のみについてお伺いいたしたいと思いをします。

この陳情の最終的なゴール、全世界の全ての国々が核兵器を廃絶する、そういった世界を目指す大きな方向性につきましては異論はございません。ただ、その途中過程におきまして、現実的には一筋縄では……

○議長（芳滝 仁） 小島議員、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑に限られておりますので、発言を中止してください。

○6番（小島智恵） 中止ですか。

○議長（芳滝 仁） はい。

○6番（小島智恵） 質疑はできませんか。

○議長（芳滝 仁） 経過だけです。委員会の中身だけの質疑です。

○6番（小島智恵） 委員会の中で議論があったかなかったかお伺いしたいと思いをしますが、よろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） はい。

○6番（小島智恵） 現状ですと、皆様ご周知のとおり、北朝鮮からのミサイルが相次いでおりまして……

○議長（芳滝 仁） 小島議員、陳情の中身については、どういう経過が、質疑がされたかということだけ質疑に……

○6番（小島智恵） わかりました。現実的な話を本当に申しますと、現状では、日本はアメリカの核の傘に依存しているのですけれども……

○議長（芳滝 仁） 小島議員。小島議員、発言を中止します。

（発言の声あり）

○6番（小島智恵） 中止……

○議長（芳滝 仁） 中止しますから。

（発言の声あり）

○6番（小島智恵） 終わりですか。

○議長（芳滝 仁） はい。

（発言の声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第7号「適正な地方財政計画の策定を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議ありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 17 人、反対 2 人。

したがって、賛成多数ですので、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 8 号「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情についての委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 17 人、反対 2 人。

賛成多数ですので、したがって本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14:42 休憩

14:44 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長(芳滝 仁) ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第 8 の 2、発議第 10 号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書及び日程第 8 の 3、発議第 11 号、核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。  
お諮りいたします。

発議第 10 号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。  
次に、お諮りいたします。

発議第 11 号、核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議ありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 17 人、反対 2 人。

賛成多数。したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

#### [決算審査特別委員会報告]

日程第 9、認定第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 17、認定第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長谷口和弥議員。

○15 番(谷口和弥) 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成 29 年 9 月 20 日

幕別町議会議長芳滝仁様

決算審査特別委員会委員長谷口和弥

決算審査特別委員会報告書

平成 29 年 8 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 8 月 30 日、9 月 13 日、14 日(3 日間)

2、審査事件

認定第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計決算認定について

認定第 2 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第 3 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 4 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第 5 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第 6 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第 7 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第 8 号、平成 28 年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について  
認定第 9 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を認定すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は、省略いたします。

これより、認定第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号、平成 28 年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 2 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第 2 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 3 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第 3 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成28年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、平成28年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、平成28年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、平成28年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、平成28年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、平成28年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、平成28年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、平成28年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成28年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、平成28年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### [人事案件]

○議長(芳滝 仁) 日程第18、議案第83号、公平委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第83号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、11ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、現公平委員会委員であります高井正行氏が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間です。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の6ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票はモニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみ表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

#### [議員の派遣]

○議長（芳滝 仁） 日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る 10 月 2 日から 3 日までの 2 日間、札幌市ほかを行政視察先として産業建設常任委員会委員 6 人を、10 月 12 日から 13 日までの 2 日間、北広島市ほかを行政視察先として総務文教常任委員会委員 6 人を、10 月 24 日から 25 日までの 2 日間、北竜町ほかを行政視察先として民生常任委員会委員 7 人を、11 月 7 日、更別村社会福祉センターで開催される十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、10 月 2 日から 3 日までの 2 日間、札幌市ほかを行政視察先として産業建設常任委員会委員 6 人を、10 月 12 日から 13 日までの 2 日間、北広島市ほかを行政視察先として総務文教常任委員会委員 6 人を、10 月 24 日から 25 日までの 2 日間、北竜町ほかを行政視察先として民生常任委員会委員 7 人を、11 月 7 日、更別村社会福祉センターで開催される十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

#### [委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 20、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

#### [閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 21、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 29 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14 : 59 閉会